

第2次亀山市総合計画

後期基本計画

亀山市

<目次>

序 章	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の構成と期間	3
3 社会経済情勢の変化	4
4 市の現状	7
5 市民意識の変化	14
6 前期基本計画の総括	16
まちづくり編	23
重点プロジェクト	25
1 重点プロジェクトによる戦略的な計画の推進	26
2 重点プロジェクト	27
施策体系図	31
各基本施策のページの見方	36
1 快適さを支える生活基盤の向上	39
2 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	77
3 交通拠点性を生かした都市活力の向上	105
4 子育てと子どもの成長を支える環境の充実	125
5 市民力・地域力の活性化	135
行政経営編	151
行政経営	153

序 章

序章

1 計画策定の趣旨

本市は、平成27年6月に「亀山市総合計画条例」を制定し、総合計画の根拠や市の最上位計画としての位置付け、計画策定の義務付け等を定めました。この条例制定により、平成29年3月には、同条例に基づく最初の総合計画となる「第2次亀山市総合計画」を策定し、基本構想に掲げる将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』の実現に向け、前期基本計画を推進し、積極的なまちづくりを展開してきました。

こうした中、令和3年度で前期基本計画の計画期間が終了したことから、引き続き、将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進していくため、亀山市総合計画条例第3条の規定により、後期基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

第2次亀山市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造で構成しています。また、後期基本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

総合計画	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
基本構想 (市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したもの)	← 9 年 →								
基本計画 (基本構想に基づいて地域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したもの)	← 前期 5年 →					← 後期 4年 →			
実施計画 (基本計画の具体的な実施に関して策定する計画)	← 第1次 3年 →		← 第2次 3年 →			← 4年 →			

3 社会経済情勢の変化

(1)人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少局面に転じ、本格的な人口減少過程に入っています。令和2年(2020年)の年間出生数は約84万人と過去最少を5年連続で更新するとともに、令和2年(2020年)国勢調査による総人口も、平成27年(2015年)の前回調査に続き、その減少数は94万9千人(0.7%減)となるなど、人口減少の加速化が危惧されています。

また、将来推計によると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、老年人口がピークを迎えるとともに、年少人口・生産年齢人口も減少し続け、令和12年(2030年)の年少人口比率は約1割と見込まれるなど、人口減少と少子高齢化は深刻さを増しています。

人口減少と少子高齢化が進行すると、高齢者を支える若い世代の負担が増えるだけでなく、消費の縮小、労働力の減少、地域活力の低下、社会保障費の増加など、幅広い分野にマイナスの影響が及ぶことが懸念されます。また、東京一極集中が続けば、地方の人口減少と高齢化がさらに加速することから、子育て支援の強化等の人口減少対策への取り組みに加え、地方が創意工夫を凝らし、若い世代の移住・定住等につながるまちの住みよさを高める取り組みが求められています。

(2)新型コロナウイルス感染症の世界的大流行

令和2年3月、WHO(世界保健機関)がパンデミックを表明した新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化し、世界各地で変異株の出現やワクチンを接種した後に感染するブレークスルー感染がみられるなど、感染症対策に万全を期さなければならない状況が続いています。

また、この感染症の影響は、度重なる緊急事態宣言等の発出もあり、健康医療、地域経済、雇用、教育、福祉、地域交通、観光、地域文化、地域コミュニティ、地方財政など、社会経済活動の様々な分野に及び、人びとの行動や価値観の変化が生じるとともに社会的分断と軋轢をも生み出しています。一方、行動変容と価値観の変化の中で、感染症による制約をニューノーマル(新たな日常)として受け入れ、デジタル技術などを活用して生活や仕事のスタイルを変えていくことで、社会や経済を活性化させようとする動きがみられます。

感染症対策の進捗に合わせ、段階的に感染症への対応局面が変化していく中で、その動向を見極め、的確かつ迅速な総合対策を継続的に展開しつつ、生活や仕事のスタイルをはじめ、社会や地域のしくみもポストコロナ時代のニューノーマルに対応していくことが求められています。

(3)デジタル社会の進展

IoT、AI、RPA、ビッグデータなど、デジタル技術の革新は著しく、国は、こうした先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「Society5.0」の実現を目指しており、2030年代には、仮想空間と現実空間の一体化がさらに進展すると予測され、強靱で活力ある社会の実現が期待されています。

こうした中、デジタル技術の革新は、民間企業のビジネスモデルの改革を促し、新たな製品や革新的なサービスの実現に寄与しています。一方、コロナ禍において行政のデジタル化の遅れが顕在化す

る中、国は、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、新たに「デジタル庁」を設置し、地方自治体には、デジタル変革による業務の効率化やサービスの向上等が期待できることから、自治体DX推進計画等を進めていくこととしており、加速度的に進行するデジタル変革への的確な対応が求められています。

(4)災害リスクの高まりと国土強靱化の促進

今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～M9クラスの地震が発生する確率は70%～80%とされています。また、近年では、線状降水帯の発生等、短時間強雨の発生回数が増加し、大規模な土砂災害や河川氾濫を引き起こすなど、全国的に災害リスクが高まっています。

こうした中、東日本大震災、熊本地震などの度重なる大規模自然災害の教訓から、事後対策（復旧・復興）ではなく、最悪のリスクシナリオを踏まえた「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土構築が喫緊の課題となっており、国土強靱化と防災・減災の取り組みの加速化・深化を図ることで、市民の生命と財産を守り、社会機能を維持できる災害に強いまちづくりが求められています。加えて、コロナ禍における感染症と自然災害の同時被害など、複合災害への的確な対応も急務となっています。

(5)持続可能な開発目標(SDGs)の広がり

2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2030年までの国際目標として17のゴールと169のターゲットが掲げられ、我が国においても「持続可能な開発目標実施指針」が策定される中で、「あらゆる人の活躍の促進」など重点8項目が定められています。普遍性・包摂性・参加性・統合性・透明性を基本とするSDGsの取り組みは、多様性を踏まえた包容力のある社会的なつながりの必要性や、コロナ禍で都市の持続可能性が一層重視される中で、その取り組みが官民を問わず広まっています。

こうした中、地方都市においても、環境・経済・社会の好循環を目指す「SDGs未来都市」が拡大しつつあり、人口減少という課題の中で包摂性のある持続可能なまちづくりが必要であるという観点からも、国際目標の達成に向けた各自治体レベルの取り組みが求められています。

(6)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの加速化

近年、気候変動、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の喪失など、地球環境問題が顕在化する中、地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」に基づく脱炭素社会の実現に向けた世界的潮流が加速しています。

こうした中、我が国は、年間12億トンを超える温室効果ガスの排出量を、2050年までに実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、2030年度には、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げています。この目標は省エネや再生可能エネルギーの増強だけで達成することは難しいとされ、人々の生活を脱炭素型ライフスタイルに転換することが必要であることから、将来を見据えた脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

(7)人生100年時代の到来と働き方改革

我が国の平均寿命は年々延伸しており、令和2年簡易生命表によると、男性が81.64年、女性が87.74年となり、人生100年時代とも言われる中で、QOLの向上や健康寿命を延伸させ、人生100年時代を安心して暮らすことができる環境づくり、生涯にわたる学びの場やそれらを生かし活躍できる場づくりが求められています。

一方、労働人口の減少が進む中、女性、高齢者、障がい者など、誰もが働きやすい職場づくりに向けた環境整備や70歳までの就業機会の確保などの動きが進んでいます。また、エイジフリーで活躍できる社会づくりに向け、ライフステージに応じた多様な働き方や、コロナ禍におけるテレワークの拡大など新しい働き方も増加しつつあり、こうした働き方改革に向けた取り組みが求められています。

(8)地方創生の推進

国は、令和2年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、将来にわたる「活力ある地域社会の実現」と「東京一極集中の是正」を目指すとともに、同戦略の「基本方針2021」の中でも、新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた意識・行動変容を踏まえたひと・しごとの流れの創出という方向性のもと、「ヒューマン」・「デジタル」・「グリーン」の視点を重点に据えた地方創生の取り組み支援を打ち出すなど、ポストコロナ時代を見据えた多核連携型の国づくりへの変革を進めています。

こうした中、地方においては、人口減少に伴う地域経済及び地域コミュニティの縮小等の負のスパイラルに陥らないよう、移住・定住の促進、関係人口の確保、雇用の創出、子育て支援など、様々な地方創生の取り組みの推進が求められています。

(9)スーパーメガリージョンの実現に向けた連携

現在、先行区間(品川・名古屋間)において建設工事が進められるリニア中央新幹線が全線開業することにより、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約1時間で結ばれることになります。これにより、人口約7,000万人の世界を先導するスーパーメガリージョン(巨大都市圏)が形成され、多様な対流と価値創造の可能性の向上につながることが期待されています。

こうした中、本県においては、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において本市がリニア県内駅位置候補に決定されるなど、リニア誘致が新たな局面を迎えていることから、将来を見据えた広域的な連携が求められています。

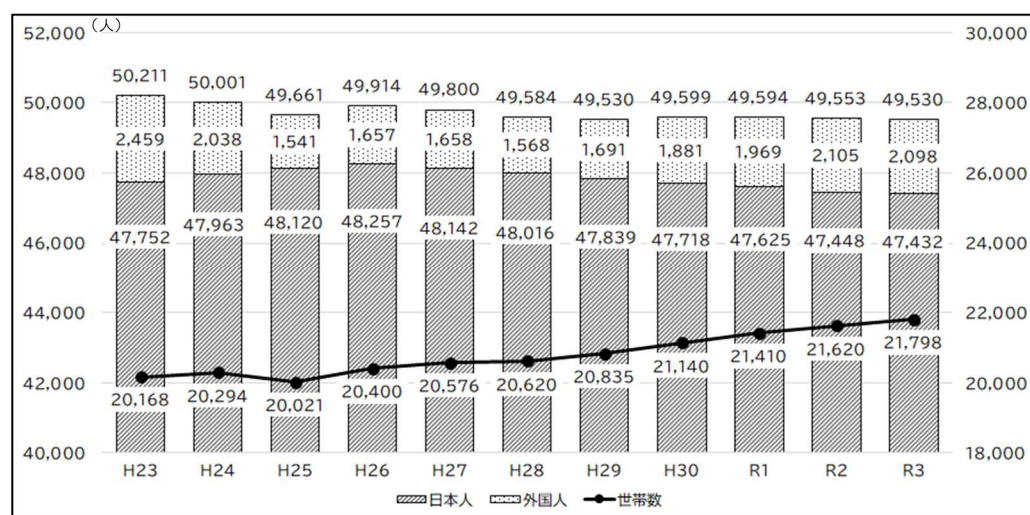
4 市の現状

(1)人口の動向

◆人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成26年と平成30年には若干の上昇がみられましたが、全体としては減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人員数が減少しています。

図1 人口及び世帯数の推移

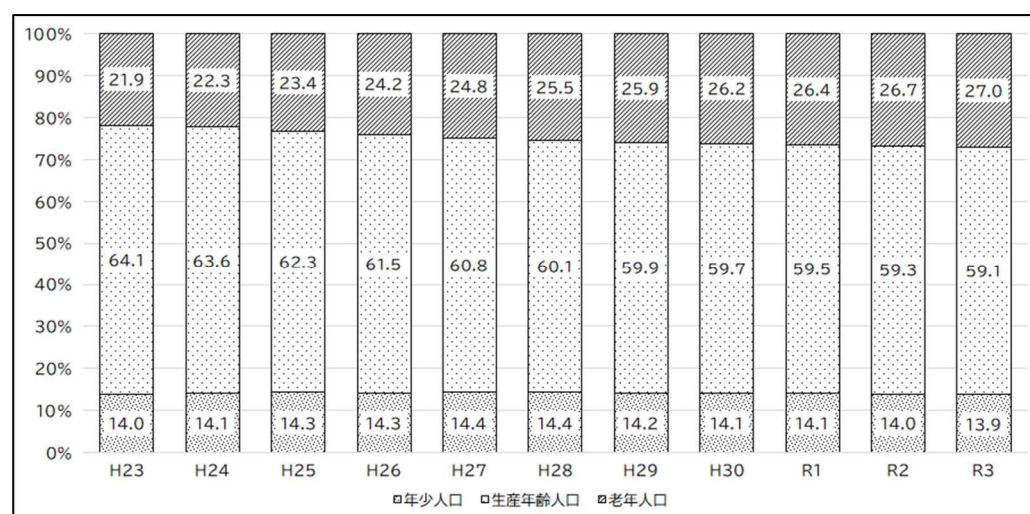


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

◆年齢3区分別割合の推移

本市の年少人口比率は全国的にも高い割合で推移しています。一方、老年人口の割合は年々増加しており、令和3年には27.0%に達するなど少子高齢化が進行しています。

図2 年齢3区分別割合の推移

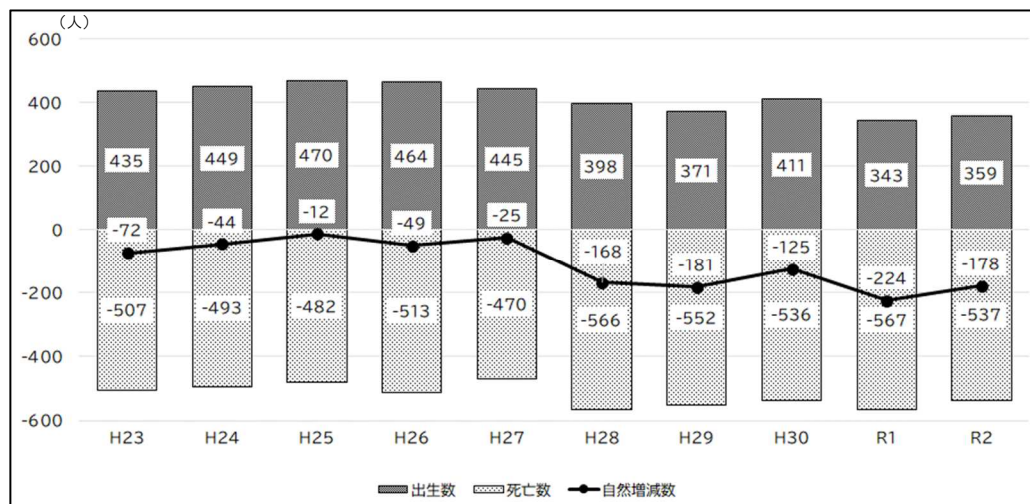


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

◆自然増減の推移

本市の令和2年度の出生数は359人で、450人前後で推移していた平成27年度までと比べると年間で約100人減少しています。一方、死亡数は500人前後で振れながらも全体では増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る「自然減」で推移しています。

図3 出生数及び死亡数の推移

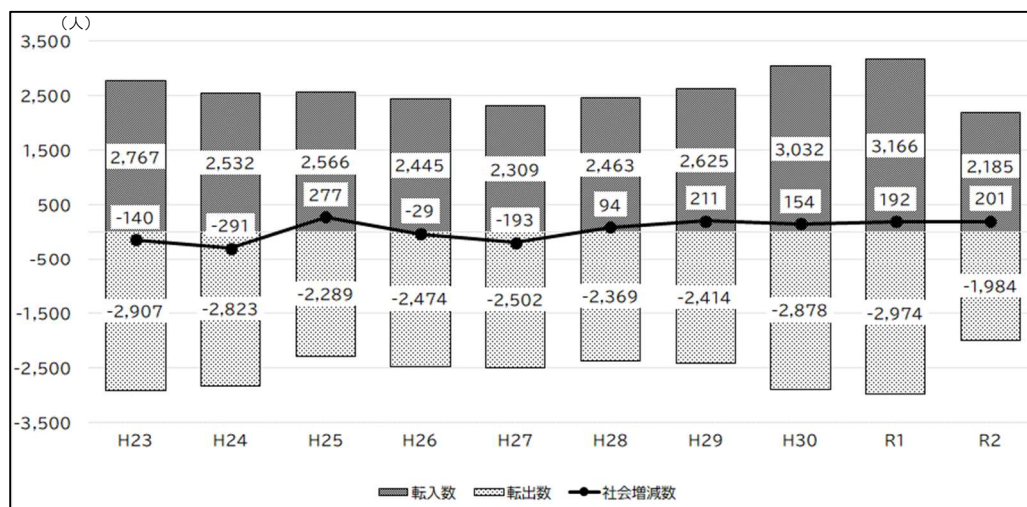


資料：住民基本台帳（各年度）

◆社会増減の推移

転入数、転出数とも約2,000人から約3,000人の間を推移しており、平成28年度からは転入数が転出数を上回る「社会増」で推移しています。

図4 転入数及び転出数の推移

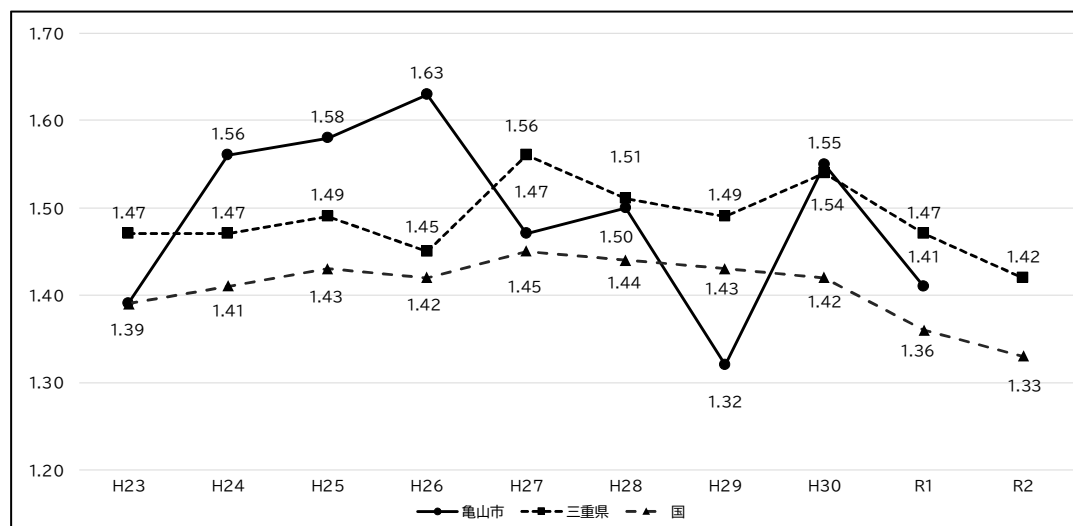


資料：住民基本台帳（各年度）

◆合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成23年から平成26年まで上昇し続け、国や県を上回って推移していましたが、その後は上下を繰り返しています。近年では、国・県・市ともに緩やかな下降傾向にあります。

図5 合計特殊出生率の推移



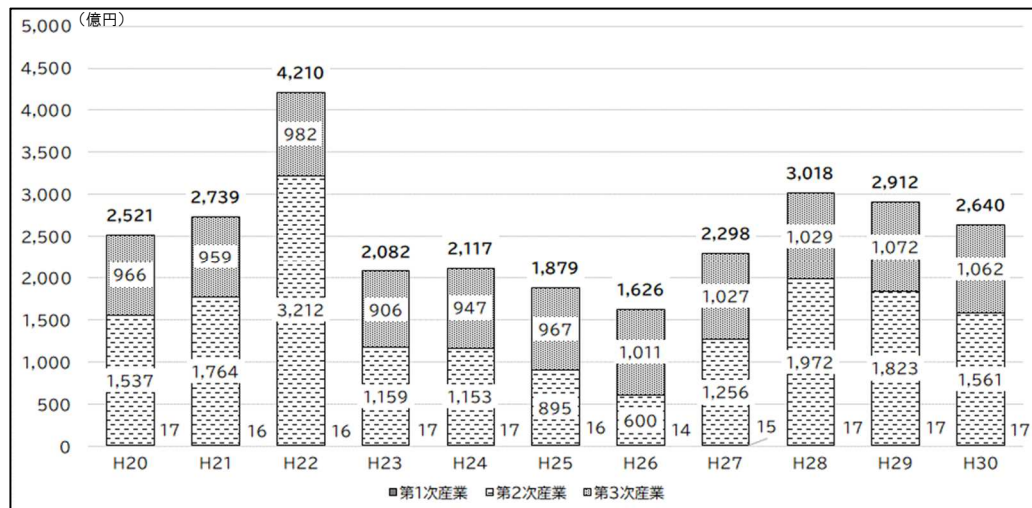
資料：亀山市：県衛生統計年表、国・県：人口動態調査（各年）

(2)経済・雇用

◆市内総生産の推移

本市の市内総生産は、平成22年をピークにその後リーマンショックや液晶関連企業の動向の影響を受け大きく減少し、その後増加しています。第1次産業は横ばい、第3産業は増加傾向にある一方、製造業を中心とした第2次産業は、景気の動向を受け大きな増減を繰り返しています。内陸工業都市である本市は、第2次産業の動向が市内経済状況に大きな影響を与えています。

図6 産業別生産額の推移

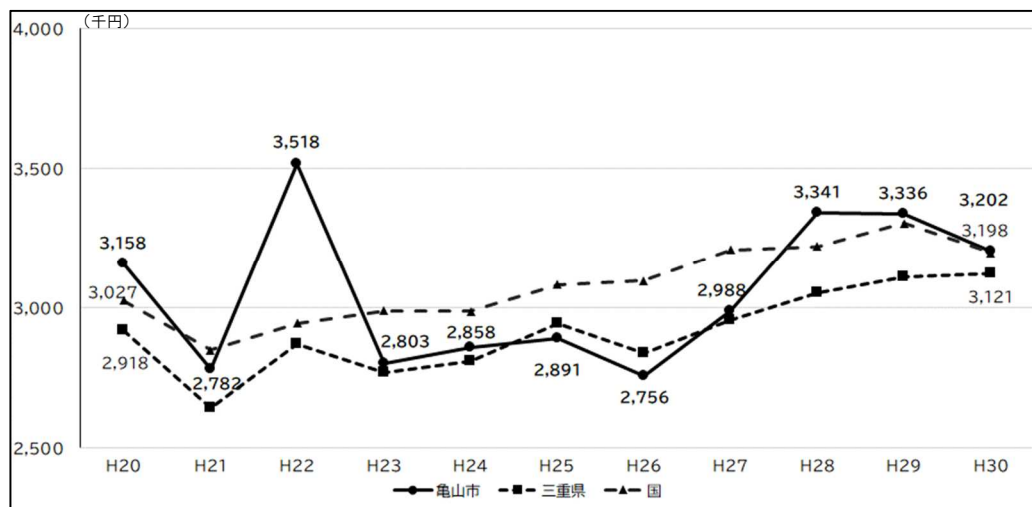


資料：三重県の市町民経済計算（各年）

◆1人当たり市民所得の推移

本市の1人当たりの市民所得は、平成27年までは県とほぼ同水準の2,800千円から3,000千円で推移しており、国を下回っています。しかし、平成28年に急激に増加しており、以後は国・県を上回っています。

図7 市民所得の推移

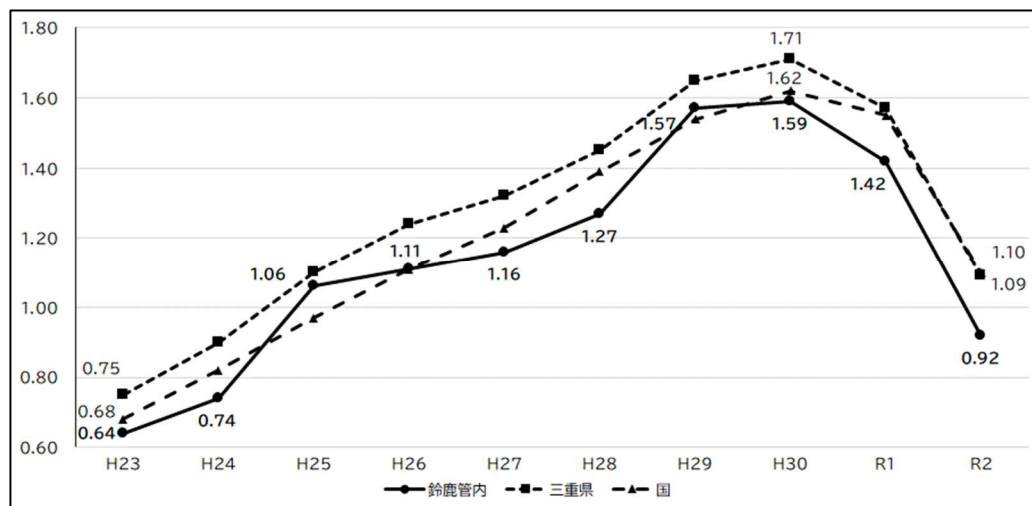


資料：国民・県民・市町民経済計算（各年）

◆有効求人倍率の推移

本市が属する鈴鹿管内の有効求人倍率は、平成23年の0.64から上昇し、平成30年には1.59に達しています。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年には0.92まで下降しています。

図8 有効求人倍率の推移



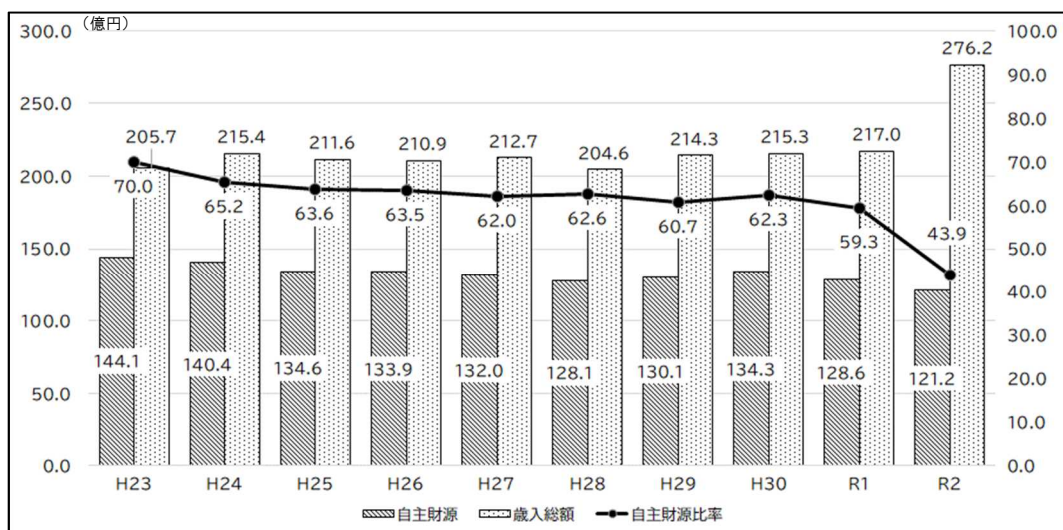
資料：三重労働局 労働市場月報(年度平均)

(3)財政

◆歳入の状況

本市の歳入総額は210億円前後で推移する一方、市税などの自主財源額は減少傾向にあります。また、令和2年の歳入総額は276.2億円で、国の新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、大幅に増加しています。

図9 歳入総額及び自主財源額の推移

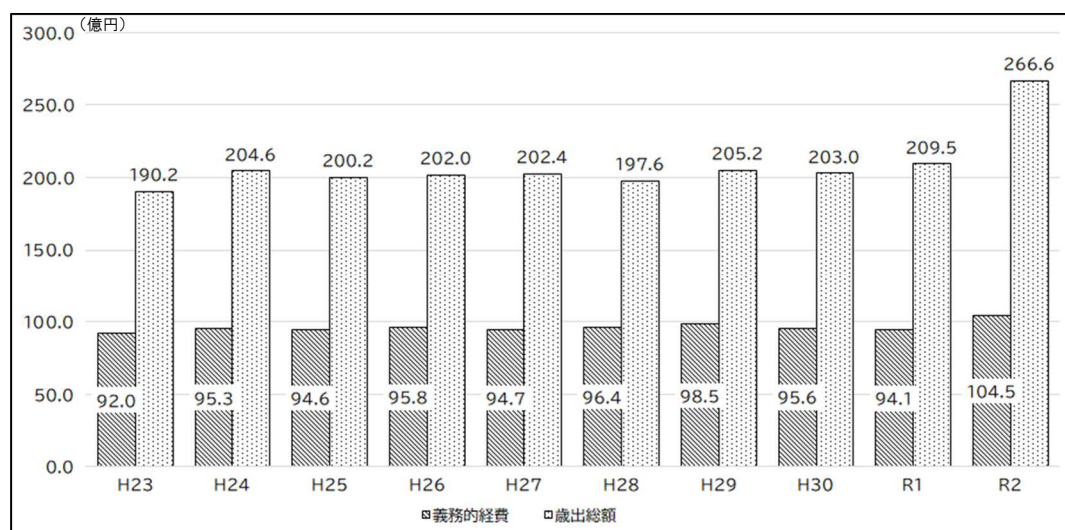


資料：財務課(各年度)

◆歳出の状況

本市の歳出総額は200億円前後で推移する一方、義務的経費は増加傾向にあります。また、令和2年の歳出総額は266.6億円で、国の新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、大幅に増加しています。

図10 歳出総額及義務的経費の推移

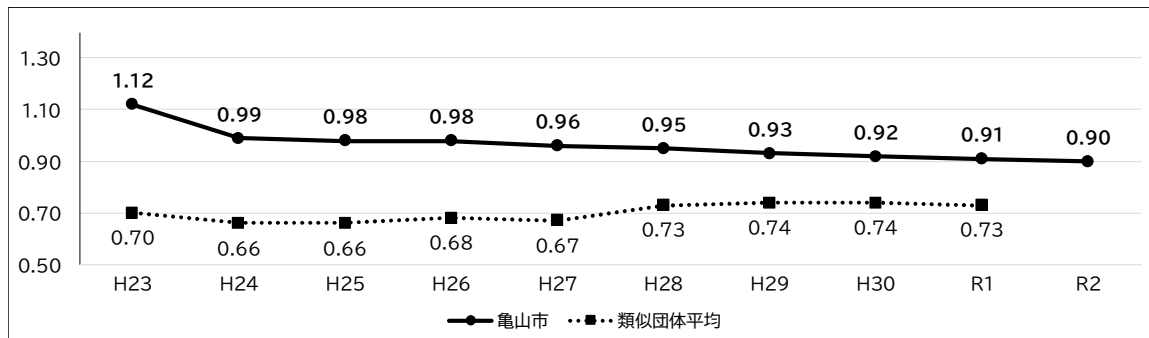


資料：財務課(各年度)

◆財政構造指標の推移

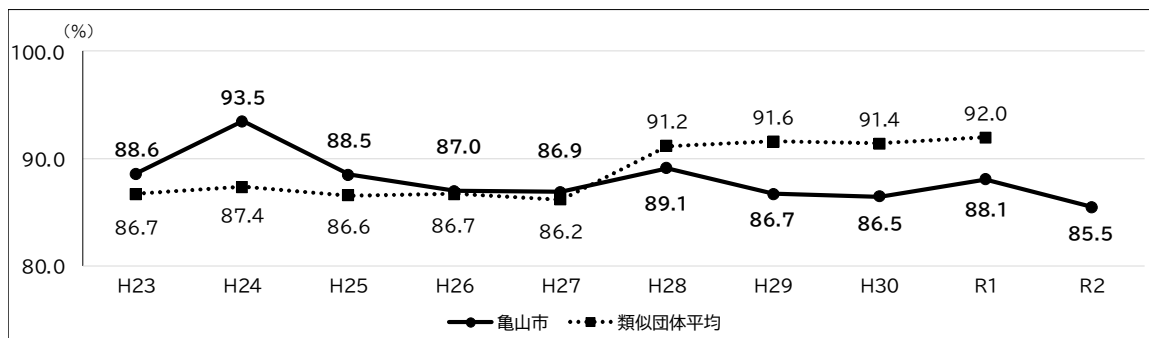
主要な財政指標をみると、自治体の財政力を示す財政力指数は平成24年度に1を下回るなど低下傾向にあるものの、類似団体平均値よりも高い水準で推移しています。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87%前後で推移していましたが、令和2年度は85.5%と好転しています。さらに、財政構造の硬直度高いを表す公債費負担比率は低下傾向にあり、総じて財政の健全性は確保されています。

図11 財政力指数の推移(3か年平均)



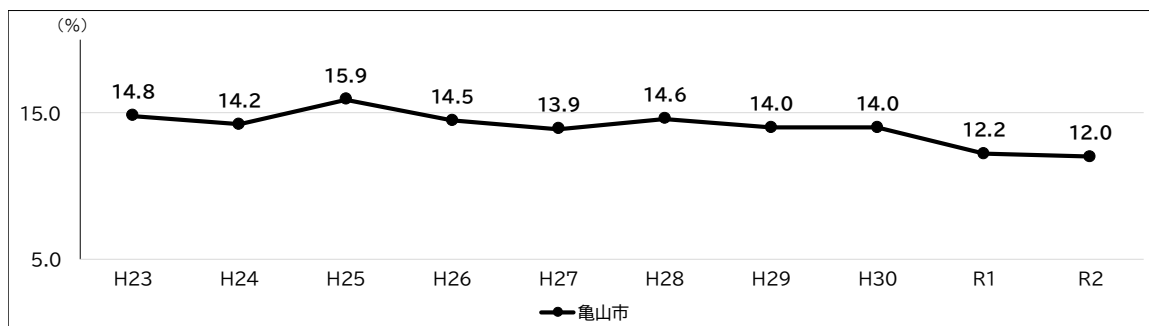
資料:財務課(各年度)

図12 経常収支比率の推移



資料:財務課(各年度)

図13 公債費負担比率の推移



資料:財務課(各年度)

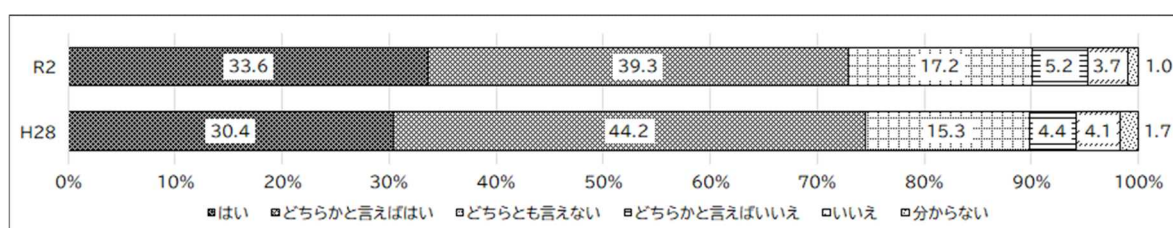
5 市民意識の変化

後期基本計画を策定するに当たり、前期基本計画の施策推進に対する満足度などの市民意向を調査・分析するため、令和2年8月から9月にかけて市民アンケート調査を実施しました。その主な内容は次のとおりです。

【調査の概要】 調査対象 住民基本台帳より層化多段無作為抽出した市民1,200人
回収数 674（回収率56.2%）

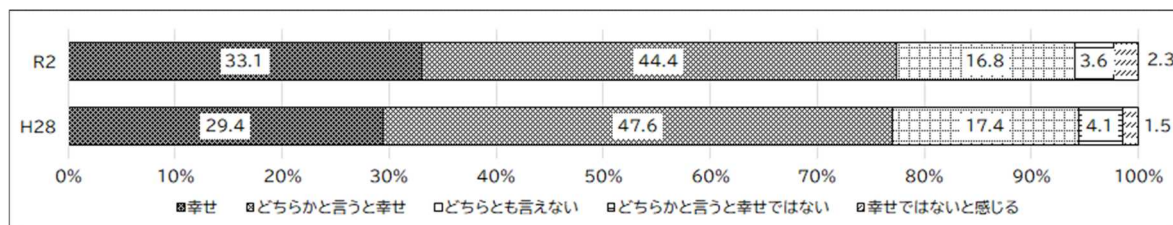
◆亀山市の住み良さ

「亀山市を住みやすいと感じますか」との問いに対し、「はい」「どちらかと言えばはい」と答えた市民の割合は、72.9%となっており、平成28年調査から1.7ポイント低くなっています。



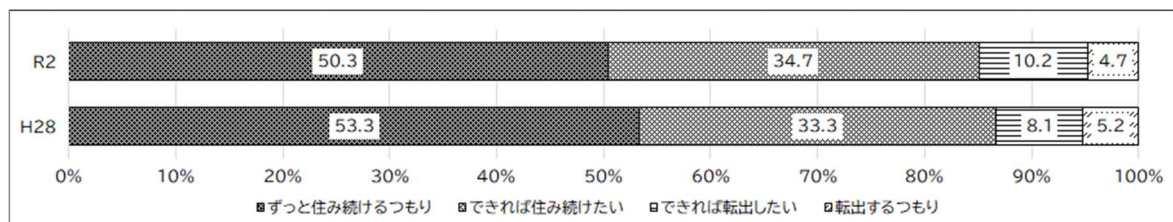
◆市民の幸福感

現在の幸福感について「幸せを感じる」「どちらかと言うと幸せを感じる」と答えた市民の割合は77.5%となっており、平成28年調査から横ばいとなっています。



◆亀山市への定住意向

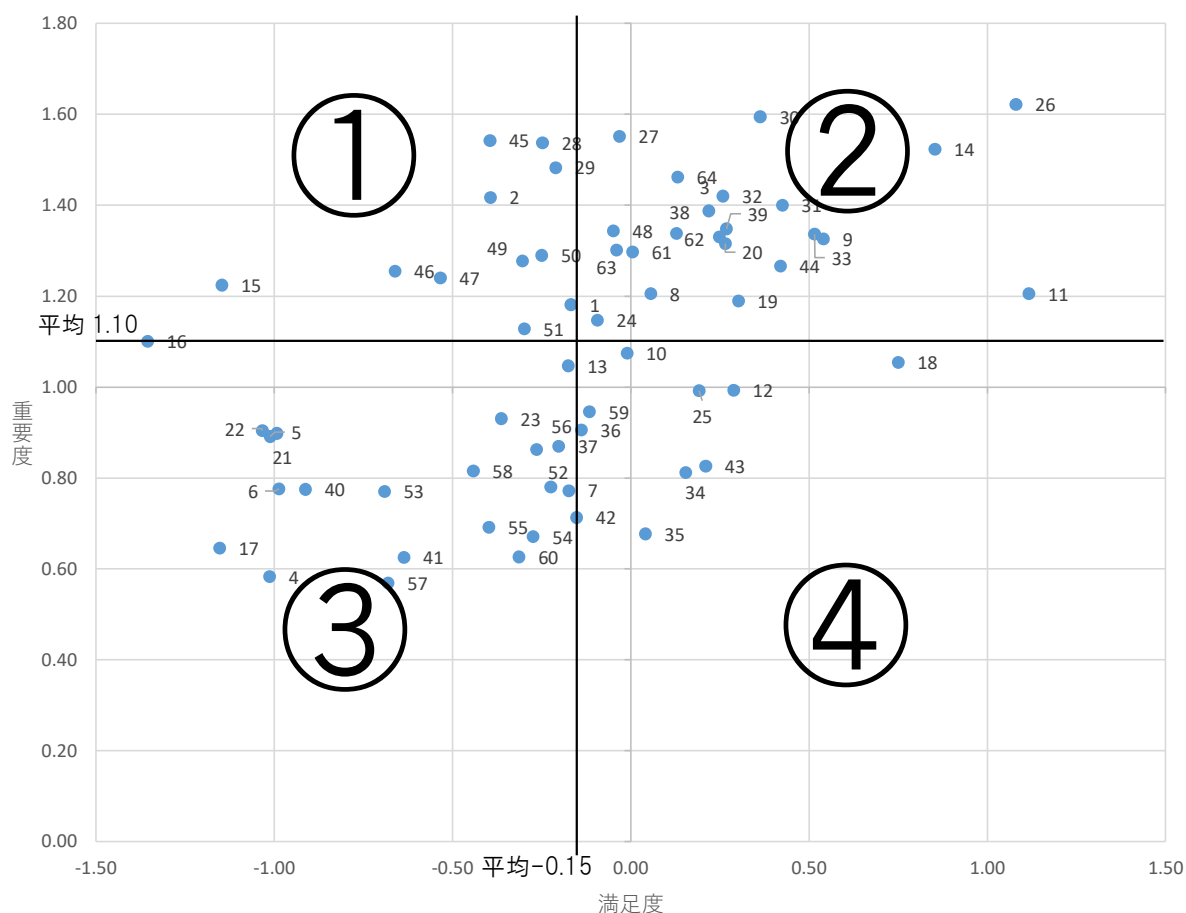
亀山市に「ずっと住み続けるつもり」「できれば住み続けたい」と答えた定住意向を示す市民の割合は85.0%となっており、平成28年調査からやや低下しています。



◆現状評価と取組の重要度

各分野における市民の市政に対する現状評価と取組の重要度を、評価得点により数値化して整理しています。重要度が高い項目のうち、「雇用」や「公共交通」「健康医療福祉」関連の満足度が低く、「環境」「学び・子育て」「行政運営」関連の満足度が高くなっています。また、平成28年調査と比較すると、働く場や学校教育に対する満足度の高まりが見られた一方で、ボランティア活動や地域活動の盛んさに対する満足度は低下しています。

図14 満足度と重要度の分布図



①重要度が高く満足度が低い	②重要度が高く満足度が高い	③重要度が低く満足度が低い	④重要度が低く満足度が高い
1 企業活動の活性化 2 働場の充実 15 鉄道の利便性 16 バスの利便性 28 犯罪防止対策 29 交通安全対策 45 医療機関の充実 46 バリアフリーの充実 47 高齢者にやさしい生活環境づくり 49 障がい者自立支援の充実 50 障がい者福祉サービスの充実 51 地域助け合いが活発	3 買い物やすさ 8 地球環境保全の推進 9 ごみ減量等の推進 11 自然環境の豊かさ 14 生活排水の適正処理 19 幹線道路の整備 20 生活道路の整備 24 快適な居住環境整備 26 おいしい水道水の供給 27 防災・災害対策 30 消防・救急体制 31 学校施設設備 32 学校教育内容 33 青少年見守り活動 38 子育て相談、保育 39 子育て環境の整備 44 健康・各種検診の充実 48 介護サービスの充実 61 公平・公正な市政運営 62 窓口サービスの向上 63 市職員資質・能力の高さ 64 健全な財政運営	4 外食店等の充実 5 余暇スペース等の充実 6 産官学民の連携 7 農林業振興 13 自然と調和した開発推進 17 乗合タクシーの利便性 21 亀山駅周辺の整備 22 魅力的な市街地形成 23 まちなみ景観形成 27 スポーツ施設の充実 40 観光施設の充実 41 芸術文化機会の充実 42 歴史文化をいかしたまちづくり 52 市民参加のまちづくり 53 若者参加のまちづくり 54 地域活動の活性化 55 ボランティア活動が活発 56 男女共同参画環境の充実 57 多文化共生による交流が活発 58 人権啓発の推進 60 地域個性の尊重	10 里山農地等の保全 12 自然とのふれあい機会充実 18 高速道路網の整備 25 公園緑地等の充実 34 生涯学習講座 35 公民館等施設及び行事内容 36 図書館の充実 43 歴史的なまちなみ保存 59 行政情報の入手しやすさ

評価得点とは、各項目への回答に対して以下の点数を付与し、「わからない」「回答なし」を除く回答数を分母として平均値を算出したものです。

満足度…そう思う[2点] やや思う[1点] どちらとも言えない[0点] あまり思わない[－1点] そう思わない[－2点]
 重要度…重要[2点] やや重要[1点] どちらとも言えない[0点] あまり重要ではない[－1点] 重要ではない[－2点]

6 前期基本計画の総括

前期基本計画では、5つの施策の大綱に行政運営を加えた6つの柱に、30の基本施策、329の施策を位置付けるとともに、5つの戦略プロジェクトを設定し、将来都市像「緑の健都 かめやま」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

前期基本計画における令和2年度末時点の主な成果と課題は次のとおりです。

(1) 快適さを支える生活基盤の向上

活力ある市街地の形成に向け、市街地再開発組合と連携してJR亀山駅周辺の整備に着手するとともに、亀山地区と関地区を結ぶ市道野村布気線の開通や乗合タクシー制度の導入により、交通利便性の向上を図りました。また、鈴鹿川等源流域保全の機運醸成等に向け、「鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、産学民官が一体となった環境保全活動を行うとともに、「関の山車」の保存や祭囃子の伝承活動の拠点となる「関の山車会館」の整備を行うなど、本市が誇る自然や歴史を次世代に継承する取り組みを進め、長期間に亘って発掘調査を行ってきた「鈴鹿関」については令和3年3月に国の史跡に指定されています。

一方、増加する空き家への対応や防災情報伝達システムの強化、地球温暖化防止対策の推進、多面的な機能を持つ農地や森林の保全などが課題となっています。

■ 主な事業

亀山駅周辺整備事業	地域生活交通再編事業
西野公園改修事業(公園施設)	地震対策・木造住宅補強事業
民間活用市営住宅事業	ごみ溶融処理施設大規模整備事業
公共下水道施設整備事業	「関の山車」会館整備事業
都市計画道路整備事業(野村布気線)	鈴鹿関跡学術調査事業

■ 主な成果指標の達成度

指標	現状値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成度
用途指定地域内の宅地面積	674.9ha	678.5ha	682ha	99%
空き家情報バンクの契約成立件数(累計)	8件	23件	30件	77%
汚水処理人口普及率	86.2%	88.6%	90%	98%
都市計画道路の整備率	58.1%	65.1%	70.0%	93%
市コミュニティ系バス及び乗合タクシーの利用者数	99,645人	74,246人	102,000人	73%
木造住宅の耐震化率	84.9%	90.3%	91.2%	99%
1人1日当たりのごみ排出量	995g/人・日	967g/人・日	919g/人・日	95%
環境林整備面積	1,187ha	1,581ha	1,700ha	93%
伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	56.0%	59.9%	60%	99%
国・県・市の指定等を受ける市内の文化財の数	132件	136件	135件	101%

(2)健康で生きがいを持てる暮らしの充実

亀山市社会福祉協議会にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、地域の福祉課題を解決するしくみづくりを進めるとともに、「かめやま健康マイレージ事業」の展開などを通じて、主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを行いました。また、医療センターでは、施設の長寿命化や機器の更新による機能強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域包括ケア病床や訪問看護ステーションの設置を行いました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策においては、市の対策本部を設置し総合的な感染症対策を講じるとともに、亀山発熱検査外来の開設など医療体制の充実に取り組みました。

一方、学びの充実に向け、地域人材の育成を目的とした「かめやま人キャンパス」を開講するとともに、JR亀山駅前での新図書館整備を進めました。このほか、かめやま文化年プロジェクトにより積極的に文化政策を推進するとともに、全国高等学校総合体育大会の開催等によるスポーツ文化の浸透や西野公園の運動施設等の充実に図りました。

一方、ボランティアの活性化や、障がい者への支援体制の充実、文化芸術を支える人材の確保などが課題となっています。

■主な事業

地域福祉力強化推進事業

生活困窮者自立支援事業

がん検診推進事業

三重大学亀山地域医療学講座支援事業

介護保険地域支援事業(総合事業)

障害者総合相談支援センター事業

図書館整備事業

地域人材キラリ育成事業

かめやま文化年事業

西野公園改修事業(運動施設)

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成度
ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロン活動の設置団体数	60団体	112団体	110団体	102%
がん検診の受診率(胃がん)	21.8%	16.6%	25%	66%
在宅医療を実施する市内医療機関数	9機関	10機関	15機関	67%
就労移行支援の利用者数	18人	29人	25人	116%
生涯学習講座の受講者数	25,320人	8,590人	27,850人	31%
文化会館自主文化事業にかかる年間入場者数	16,746人	1,953人	17,600人	11%
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	19,900人	11,930人	21,000人	57%

(3)交通拠点性を生かした都市活力の向上

雇用の創出や地域経済の活性化に向け、亀山・関テクノヒルズへの企業立地を進めるとともに、空き店舗活用支援制度の創設などを通じて、市内での創業を支援しました。また、プレミアム付商品券の発行など、コロナ禍における事業活動の継続を支援し、地域商業の維持に努めました。

このほか、地域ブランド認定制度の創設により、農林産物等のブランド化の取り組みをスタートさせ、観光分野においては、市域を代表する7つの山々をつなぐ「亀山7座トレイル」を活用したエコツーリズムを推進しました。また、交通拠点性の更なる強化に向けた取り組みとして、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、本市がリニア県内駅位置候補として決定されました。また、広域道路網の整備では、要望活動等により新名神高速道路の県内区間の全線開通につなげることができました。

一方、ポストコロナ時代における地域に根ざした事業活動の継続・活性化や、観光需要の獲得などが課題となっています。

■主な事業

産業振興奨励事業

林業生産活動支援事業

亀山エール飯チャレンジ事業

観光協会運営支援事業

亀山版持続化給付金支給事業

亀山7座トレイル整備・活用推進事業

亀山市プレミアム付商品券事業

リニア中央新幹線整備促進事業

創業等支援事業

リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成度
製造品出荷額等の額	10,495億円	10,905億円	11,200億円	97%
都市拠点における空き店舗活用件数 (累計)	—	6件	5件	120%
新規認定農業者及び認定新規就農者の数	—	10人	10人	100%
主要観光施設入込客数	306,650人	183,001人	368,000人	50%
リニア中央新幹線亀山駅整備基金残高	15.5億円	18.0億円	20億円	90%

(4)子育てと子どもの成長を支える環境の充実

教育分野では、コミュニティ・スクールの推進による特色ある学校づくりを進めたほか、川崎小学校の改築や井田川小学校の増築、全小・中学校の普通教室等に空調設備を整備し、学びの環境の充実を図りました。また、国のGIGAスクール構想を受け、1人1台タブレット端末を導入しています。

子育て分野では、子どもの医療費の窓口無料化や子育て世代包括支援センターの設置などを行い、切れ目のない子育て支援の更なる充実を図ることで、安心して産み育てられる環境づくりを進めました。

また、就学前教育・保育施設の再編方針を策定し、今後のニーズに対応した効率的かつ効果的な再編に向けた方針を整理するとともに、小規模保育事業施設の新設等による乳幼児の受入れ規模の拡充、放課後児童クラブの増設や長期休暇における子どもの居場所の開所など、待機児童の解消や子どもたちが安心して生活できる居場所の確保を進めました。

一方、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズへの対応、子育て世代の本市への移住・定住の促進が課題となっています。

■主な事業

川崎小学校改築事業	福祉医療費助成事業(子ども)
井田川小学校校舎増築・給食室改修事業	子育て世代包括支援事業
普通教室等空調機整備事業	かめやまげんきっこ育成事業
情報教育推進事業	放課後児童クラブ事業
少人数教育推進事業	長期休暇子どもの居場所事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成度
コミュニティ・スクール実施校数	3校	12校	8校	150%
学校評価アンケートにおける学校満足度 (小学校)	91%	91%	92%	99%
学校評価アンケートにおける学校満足度 (中学校)	91%	94%	92%	102%
年間出生数	455人	359人	465人	77%
子育て支援センター利用者数	34,932人	20,642人	37,000人	56%

(5)市民力・地域力の活性化

全ての地域まちづくり協議会で地域まちづくり計画が策定されるとともに、新たに創設した地域予算制度や地域担当職員の配置などにより、地域まちづくり協議会への総合的な支援を行い、地域における主体的なまちづくり活動を促進しました。

また、シティプロモーションを推進し、市内外に効果的な情報発信を行うことで若い世代の定住促進を図ったほか、ワーク・ライフ・バランス推進週間による意識啓発や、多文化共生においては、多言語対応が可能な外国人生活相談窓口を設置し、相談体制の充実を図りました。

一方、多様化する地域課題の解決に向けた地域まちづくり協議会と行政との更なる連携強化が求められるとともに、ワーク・ライフ・バランスの一層の浸透、男女が性別に関わりなく活躍できる社会の実現などが課題となっています。

■主な事業

地域まちづくり協議会支援事業
ホームページ情報発信事業
行政情報番組提供事業
若者交流推進事業
市民活動応援事業

市制施行15周年記念事業
移住交流促進事業
シティプロモーション推進事業
ワーク・ライフ・バランス推進事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成度
地域まちづくり計画に基づき事業を展開する地域まちづくり協議会の数	3協議会	22協議会	22協議会	100%
協働事業提案制度の実施件数(累計)	22件	29件	27件	107%
移住相談後の移住件数	0件	19件	30件	63%
審議会等における女性の登用率	36.1%	32%	40%	80%

(6)行政経営

平成30年4月に組織・機構改革を行い、組織の専門性や機動性を高めるとともに、「亀山市職員コンプライアンス条例」を制定し、市民に信頼される市政の確立を進めました。

また、証明書等のコンビニ交付サービスを導入し、市民の利便性の向上を図ったほか、行政システムをクラウド化し、情報管理を適切に行いました。このほか、新たな市庁舎の整備に向け整備基本構想を策定するとともに、キャッシュレス決済を導入するなど納税環境を充実させ、市税の収納率を高めました。

市の財政力指数等は県内でも上位に位置し、健全な財政運営を進めることができました。

一方、職員の能力向上や人材育成、公文書保存の最適化、公共施設の統廃合等が課題となっています。

■主な事業

行政情報システム事業(住民情報系)

行政情報システム事業(内部情報系)

証明書等コンビニ交付事業

新庁舎整備事業

地価調査・地番図整備事業

■主な成果指標の達成度

指標	現状値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成度
人事評価制度における実績評価の評価 点合計(管理職平均)	81.23点	77.92点	85点	92%
オープンデータの公開データセット件数	0件	66件	20件	330%
経常収支比率	86.9%	85.5%	85%以下	99%
将来負担比率	—	—	指数無しを 維持	100%

まちづくり編

重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置付けとその役割

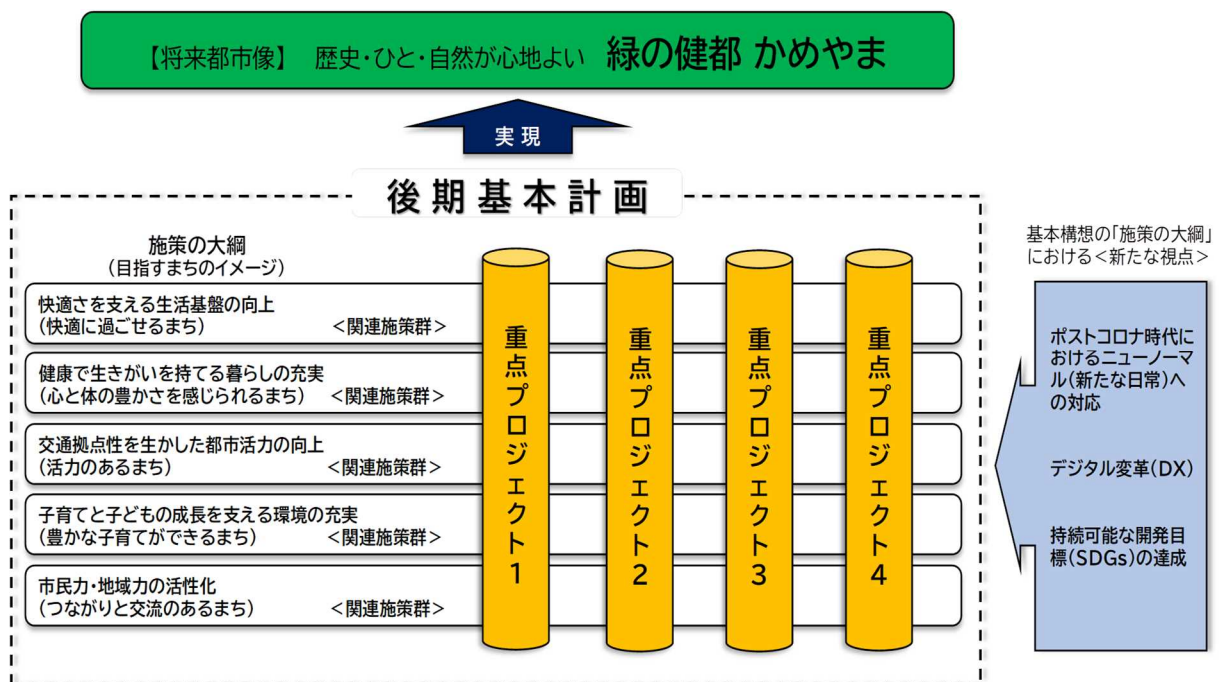
世界が未曾有の感染症のショックと、それに伴う予期せぬ環境変化や健康面等でのストレス、不安定な社会経済活動に直面しました。中でも、我が国は、人口減少社会・スマート社会が到来する中で、ポストコロナ時代も不確実性の時代へと向かうことが予測されるところです。

また、パラダイムシフトとも言える急激な環境変化は、人々の行動変容だけでなく、真の豊かさや幸せの本質、都市の持続性、人と人との関わり大切さ、ワーク・ライフ・バランスなどを見つめ直す契機となり、ポストコロナ時代のニューノーマル(新たな日常)に向けた胎動も始まっています。

こうした中、本市が将来都市像の実現に向けたまちづくりを一層推進していくためには、これら外部環境の変化に素早く適応し乗り越えられる弾力性や強じんさ等の「しなやかさ」と、感染症の早期克服による「まちの活力」を高めていくことが必要となっています。さらには、今後も持続的に発展し続けられるよう、自然・歴史・産業が調和した「まち」も、そこに暮らす「ひと」も健康な状態にある「健康都市」の形成が求められます。

こうした考え方にに基づき、計画性と独自性を持ってまちづくりを進めていくため、後期基本計画に重点的かつ分野横断的に取り組む4つの重点プロジェクトを位置付け、さまざまな地域資源の活用や多様な主体との連携・協働、行政の経営資源の重点化等により、その優先性と効果を発揮させながら関連施策を推進することで、後期基本計画の実効性の向上を図ります。

【後期基本計画上の重点プロジェクトのイメージ図】



2 重点プロジェクト

重点プロジェクト1	『健都さぷり ⁺ 』 プロジェクト
【プロジェクトのねらい】 本市は、WHOが提唱する「健康都市」の考え方に賛同する「健康都市連合」の加盟都市であり、市民の健康寿命を延ばすさまざまな取り組みを進めています。一方、長期化するコロナ禍を経験し、多くの方々が自らの健康をコントロールし、生活習慣を改善する等の実践が起きました。そこで、こうした行動変容を一過性にとどめ、すべての市民がより健やかで心豊かに生活できる地域社会の構築に向け、健康都市政策の一層の推進を図ります。	
【プロジェクトの取り組み】 ◆健康都市大学の創設 WHOの健康都市の考え方を踏まえ、都市にある様々な資源を幅広く活用し発展させていく都市を目指していくため、「緑の健都」にふさわしい健康都市大学を創設し、健康を軸とした市民の新しい学びと交流の場の創出を図ります。 ◆ヘルスプロモーションの推進 感染症の克服に向けた免疫力の維持や疾病予防をはじめ、食・スポーツ・読書等による健康づくり、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくり、公園施設の充実など、健康づくりの機会の創出や環境整備等を図ることで、自らの健康を改善しようとする活動の裾野を広げ、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小につなげます。	

重点プロジェクト2	『まち紡ぎ』プロジェクト
【プロジェクトのねらい】 コロナ禍での移動制限や非対面の増加等は、市民活動・地域活動において、人と人とのつながりや交流、助け合い・支え合い、地域文化の維持・継承等に影響を与えました。そこで、ポストコロナ時代においても、地域の絆が強まり、地域資源が磨き上げられる地域づくりを促進するとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）等による多様化・複雑化する地域福祉課題への対応により、安心の共生社会の構築を目指します。また、街道文化や新たな文化年への取り組みを進めるなど、ここにしかない地域力・文化力の向上を図ります。	
【プロジェクトの取り組み】 ◆地域まちづくり活動や助け合い・支え合い活動の促進 ポストコロナ時代においても、地域まちづくり活動や市民活動が活発に行われるよう、その活動支援や担い手の育成を図るとともに、複雑化・多様化する支援ニーズに対応する重層的な支援体制の確立や、「ちょこボラ」など地域での助け合い・支え合いを促進します。 ◆かめやま文化の魅力向上 東海道を基軸とした歴史的風致の維持・向上や、関宿重要伝統的建造物群保存地区などの街道文化や伝統行事や祭り等の地域文化の保存・継承を図るとともに、まちの賑わいや魅力の創出につなげる新たな文化年を展開するなど、かめやま文化の魅力向上と見える化を図ります。	

重点プロジェクト3	『しなやか田園都市』プロジェクト
【プロジェクトのねらい】 本市が持続的に発展していくためには、巨大地震等の自然災害の発生時においても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えるとともに、豊かな自然や歴史文化などの都市の環境と、東西交通の要衝の交通拠点性を強みとした人流や産業集積を生かしたまちづくりが必要です。そこで、事前防災・減災の観点からの都市の強じん化を図るとともに、交通拠点性の更なる発揮と環境と調和した産業振興を図り、将来を見据えた魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。	
【プロジェクトの取り組み】 ◆都市レジリエンスの向上 都市インフラの強じん化や内陸部の高速道路と市街地を結ぶ新たな東西軸としての役割が期待される鈴鹿亀山道路の整備促進など、大規模自然災害に対する事前防災・減災対策を進めることで、内陸部の特性を生かした災害に強いまちづくりを進めます。 ◆環境と調和した産業振興 経済情勢の変化にも対応できる産業構造の構築と産業基盤の確保を進めるとともに、産業活動に伴う脱炭素化・SDGsの取り組みの促進や、亀山ブランドの創出、グリーンツーリズムの展開による地域資源を生かした取り組みなど、環境と産業が調和した持続可能なまちづくりを進めます。	

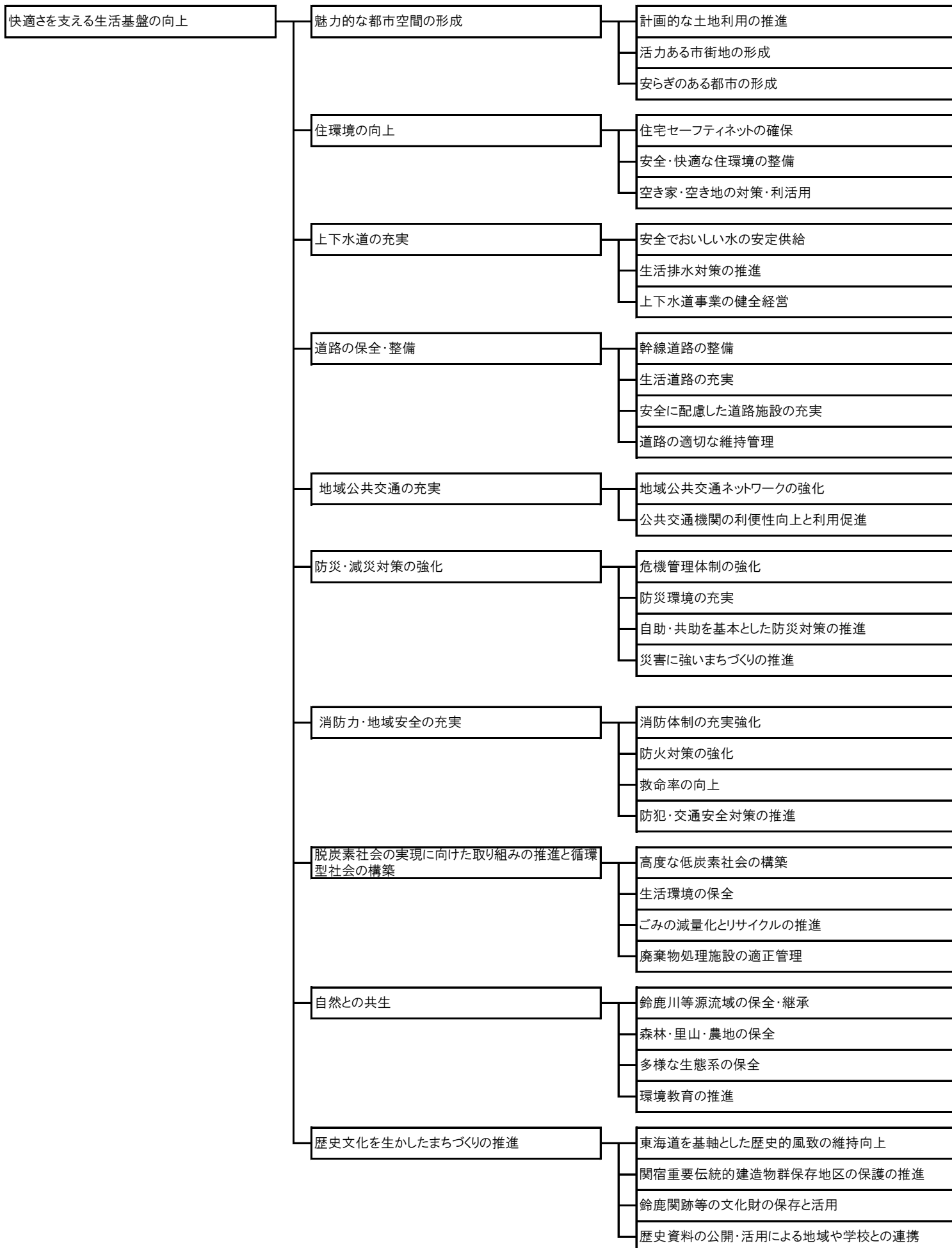
重点プロジェクト4	『未来へのトビラ』プロジェクト
【プロジェクトのねらい】 人口減少や少子高齢化が進展する中において、まちが明るい未来へと向かうためには、子どもたちの健やかな成長と子育て世帯を支える環境づくりが重要です。そこで、県内を先導してきた「子育てにやさしいまち」「教育のまち」として、豊かな子育て環境や教育環境の充実を図るとともに、子どもたちがその可能性を広げることのできる環境を整え、子どもたちの笑顔がさらに広がるまちづくりを推進します。	
【プロジェクトの取り組み】 ◆子育て・教育環境の充実 妊娠(胎児)期から子育て期を中心とする成育サイクルにおける円環的で切れ目ない支援や保育ニーズへの対応、中学校における全員喫食制給食の実施に向けた取り組み、情報教育の推進など、本市の特徴である豊かな子育て環境や教育環境の充実と、ワーク・ライフ・バランスに向けた機運醸成を図ります。 ◆子どもたちが未来へチャレンジできる環境の充実 ジュニアスポーツの活性化や、新図書館での読書活動、地域をフィールドとした体験学習、文化芸術に触れる機会の創出など、様々な分野において、子どもたちがふるさと亀山を愛し、未来に向けてチャレンジできる環境の充実を図ります。	

施策体系図

〔 施策の大綱 〕

〔 基本施策 〕

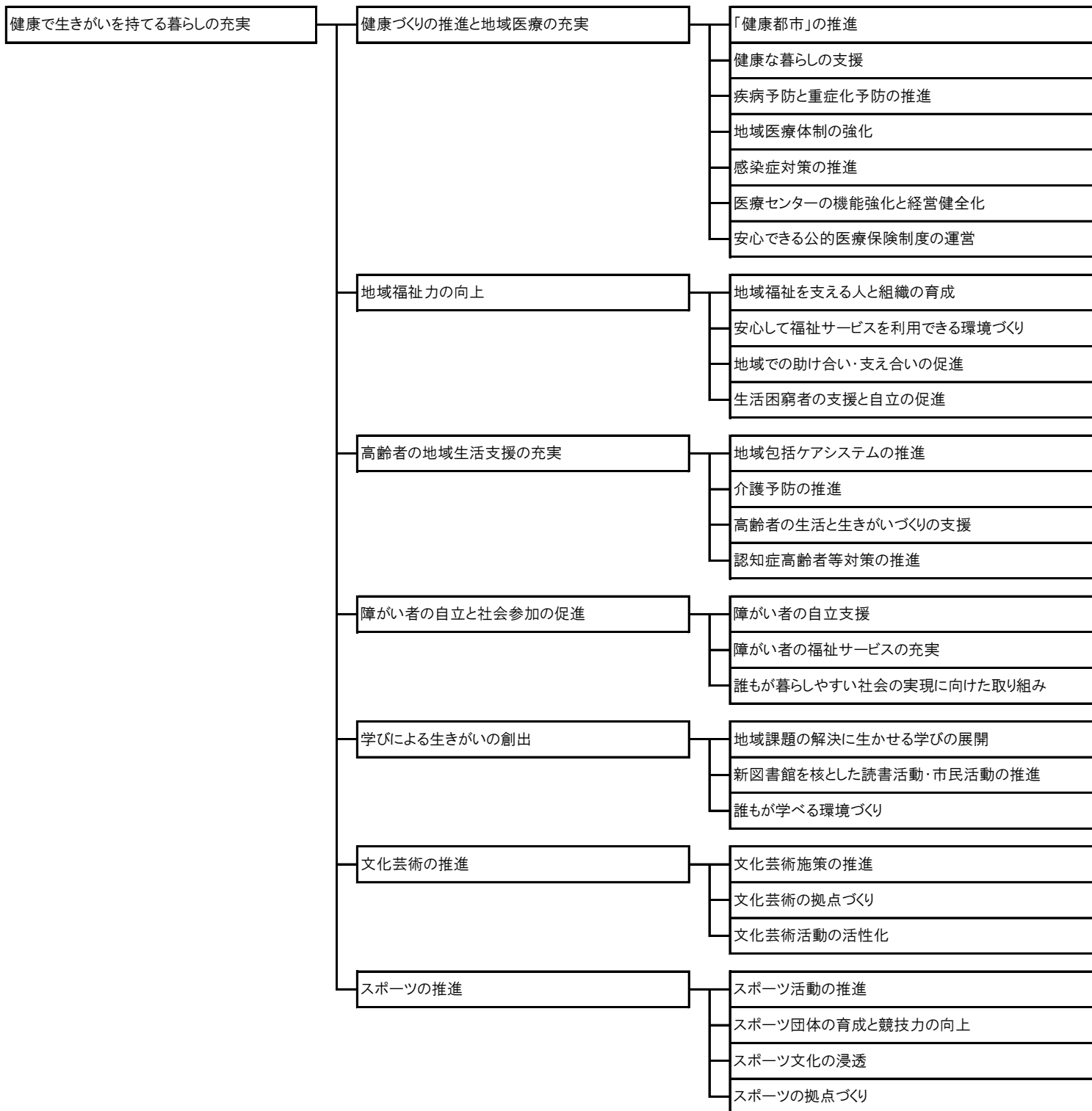
〔 施策の方向 〕



〔 施策の大綱 〕

〔 基本施策 〕

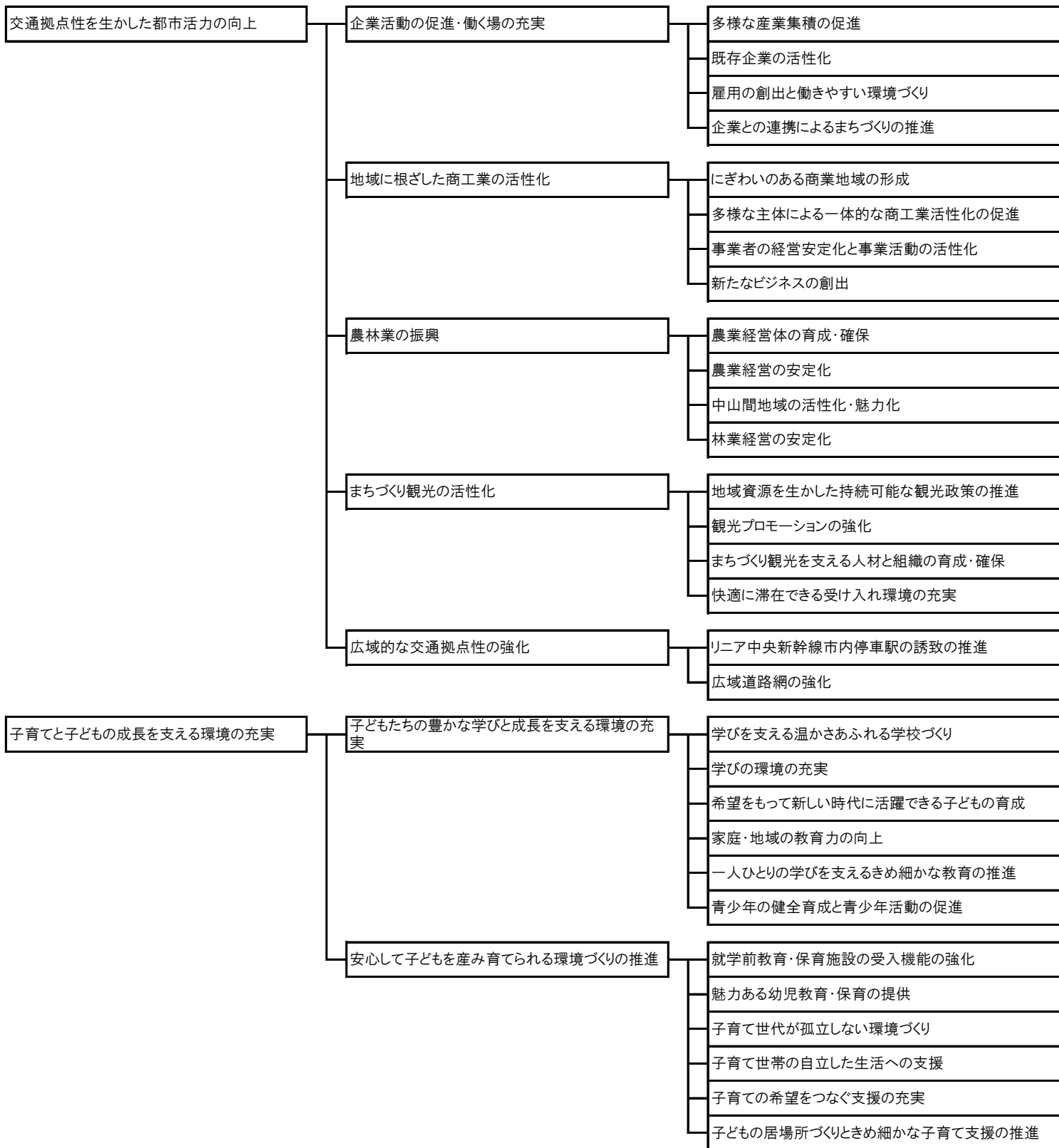
〔 施策の方向 〕



〔 施策の大綱 〕

〔 基本施策 〕

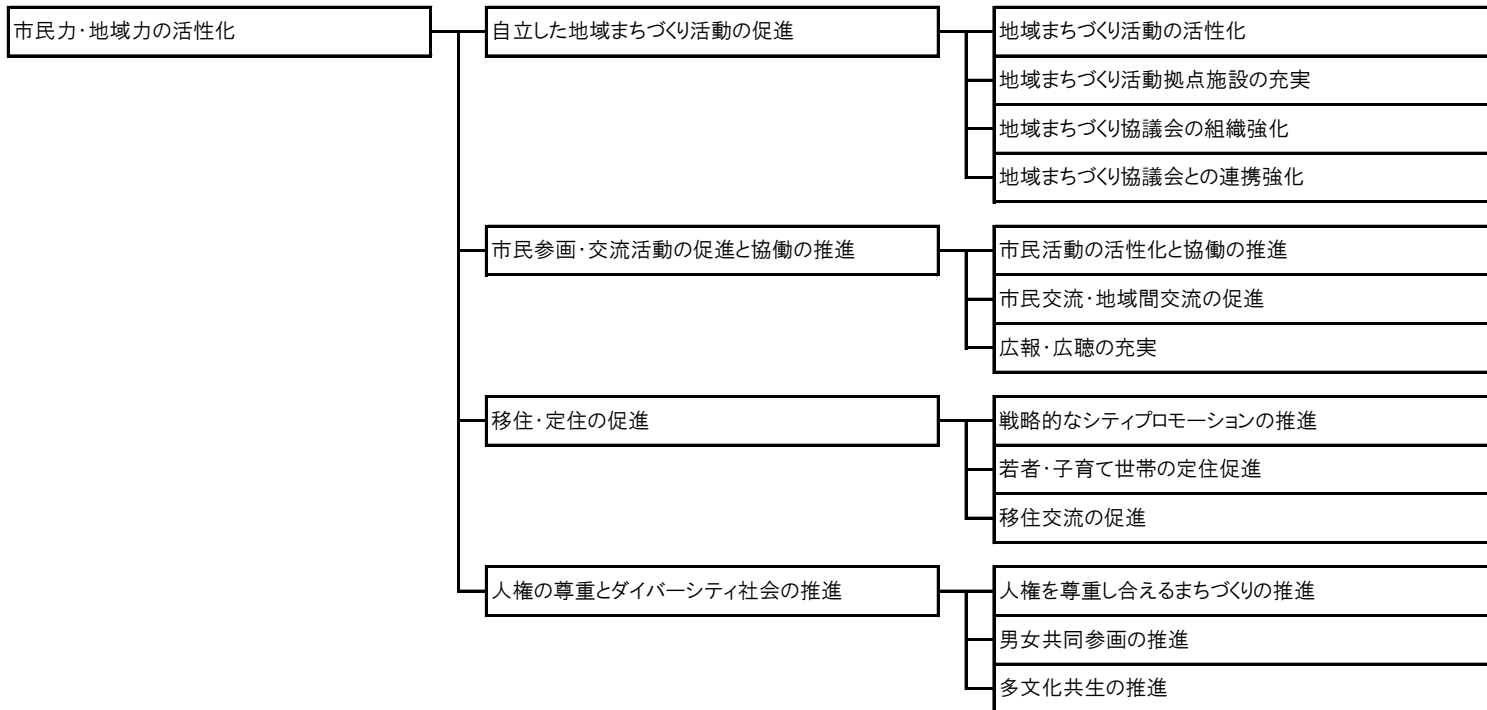
〔 施策の方向 〕



[施策の大綱]

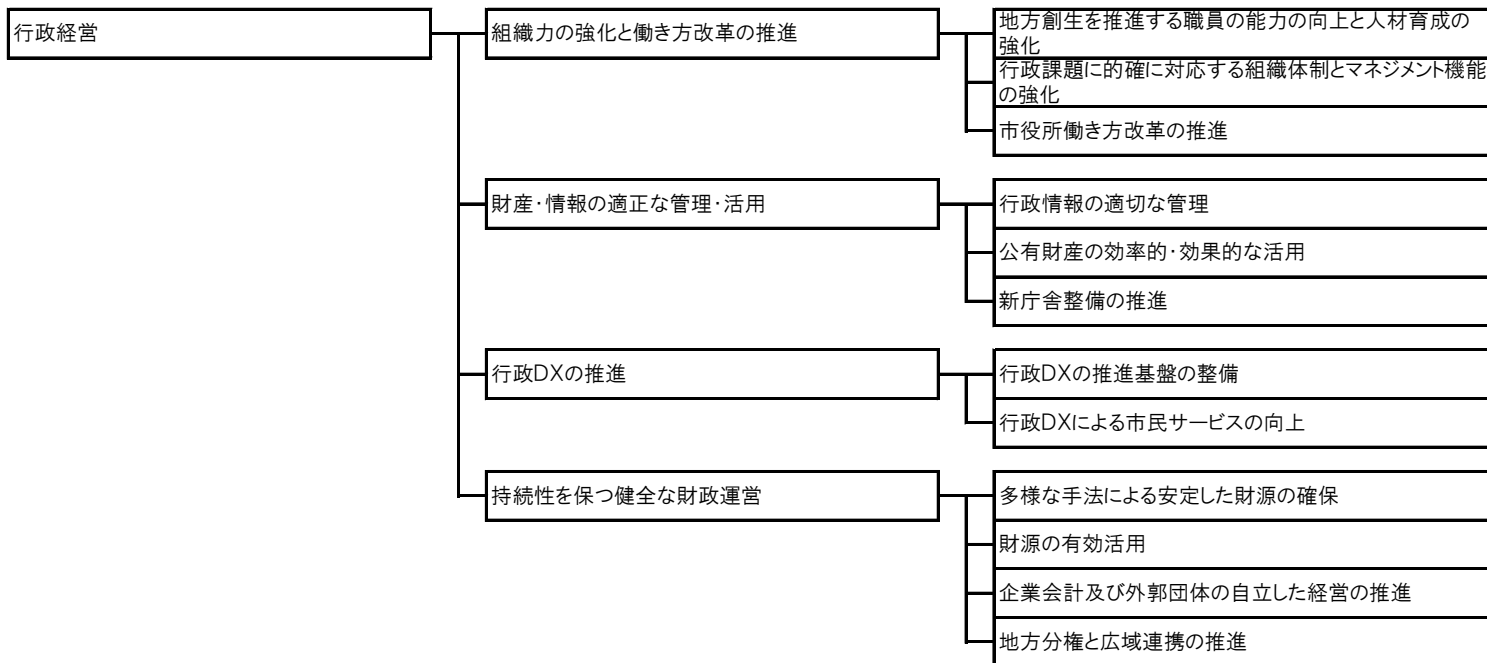
[基本施策]

[施策の方向]



[基本施策]

[施策の方向]



基本構想の「目指すまちのイメージ」に対応した『**施策の大綱**』を表しています。

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 魅力的な都市空間の形成



基本施策と関連するSDGsのゴールを表しています。

施策の大綱内で各分野に分類する『**基本施策**』を表しています。

基本施策の各施策を推進することで、誰がどのように状態になることを目指していくのかを表しています。

目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に活用できるまちを実現します。

現状と課題

後期基本計画の策定に当たり、本市を取り巻く『**現状**』の分析と、今後を見通した『**課題**』を整理しています。

- 本市は、古くより交通の要衝として発展し、新名神高速道路の県内区間全線開通等による高速道路網の強化や鈴鹿亀山道路の都市計画決定、リニア中央新幹線県内駅位置候補の決定等、その重要性はますます高まっています。一方、市内においては、都市機能の向上を図るため、その重要な役割を担う駅前高塚線等の都市計画道路の整備の必要性も大きくなっています。持続的に発展するためには、こうした将来的な都市形成に影響を与える様々な動向等を踏まえつつ、本市の都市づくりを進めていくことが重要です。
- 市北東部を中心に宅地造成等による人口増が進行し市街地の拡散が進む中、都市拠点における求心力を高めるため、郊外における開発抑制に向けた手法の検討を進めています。今後も既存の都市機能やインフラ等を生かしたコンパクトで効率的な都市づくりを進めていくことが重要です。
- 本市では、JR亀山駅・井田川駅・関駅の3駅を中心に、様々な都市機能が集積し都市拠点が形成されています。こうした中、JR亀山駅周辺地域においては、中心的都市拠点としてのにぎわい再生と都市機能を高めるため、市街地再開発組合と連携してJR亀山駅周辺の再生に取り組んでいます。今後はこれらの取り組みを礎として、中心的市街地の活性化を図るとともに、他の都市拠点においても、拠点性の再生に向けた取り組みが求められます。
- 本市は、東海道を中心に市街地が形成され、当時の城下町や宿場町の姿が継承されており、これらの歴史的まちなみの維持、継承等による地域の特色を生かした景観は、都市形成上、重要な役割を担っています。今後も歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めることが重要です。
- 近年、小規模な宅地開発の増加により、小規模な公園・緑地が増加する一方、既存の都市公園については老朽化が顕著となっています。市民が憩いの場や健康づくりの場として利用できるよう、施設の老朽化対策や安全対策を講じるとともに、多様な主体と連携した維持管理を進めます。

〔関連図表〕
現状と課題の内容を表す代表的な数値等を図表にしています。

■ 土地利用状況(平成30年度)

(単位: ha)

	宅地				非宅地			合計
	住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	624.03	83.50	433.08	1,140.61	1,455.91	3,850.48	5,306.39	6,447.00
用途指定地域	277.01	41.90	283.06	601.97	89.91	457.52	547.43	1,149.40
用途指定地域外	347.02	41.60	150.02	538.64	1,366.00	3,392.96	4,758.96	5,297.60

(資料: 都市整備課)

施策の方向

基本施策を推進する施策の方向を表しています。

①計画的な土地利用の推進

- ◆交通の要衝として、広域交通網の強みを生かした計画的な都市づくりを推進します。
- ◆持続可能な都市構造とするため、コンパクトプラスネットワークによる都市づくりを推進し、都市施設や居住等の適切な誘導を図ります。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、教育、文化、観光等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路の整備促進や用途地域等の見直しを進めます。

②活力ある市街地の形成

- ◆中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能の集約を推進するとともに、周辺施設の整備を進めます。
- ◆JR亀山駅・関駅・井田川駅を中心とする拠点への都市機能の誘導を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。
- ◆都市拠点周辺の既成市街地の空洞化を防止するため、まちなかへの居住誘導を促進します。
- ◆市街地等において、地籍の明確化を進めることにより、土地利用を促進します。
- ◆市街地における快適性と回遊性の向上を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりや憩いの場としての道路空間の確保を推進します。

施策の方向を推進するための個別施策を表しています。

③安らぎのある都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承等による地域の特色を活かした景観形成を図ることにより、魅力的でやさしさのある、絵になるまちの都市形成を推進します。
- ◆都市公園において、子どもから高齢者までが憩いの場や健康づくり等として安心して利用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。また、身近な憩いの場として愛着のある公園・緑地を目指し、地域住民や企業等様々な担い手を育てます。

基本施策の推進状況を把握するため、施策の推進状況の一側面を見るための指標として設定しています。

【成果指標】

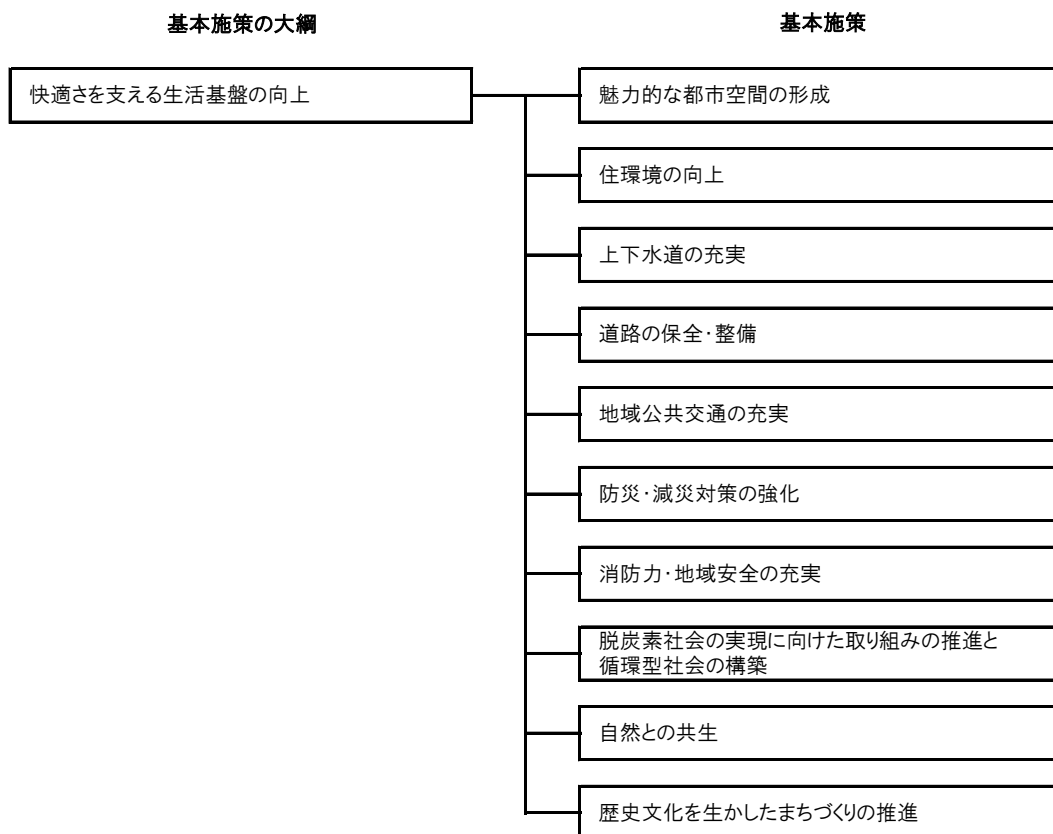
指標	現状値	目標値
新たに指定した用途地域の地区数(累計)	—	4地区 (令和7年度末現在)
新たに指定した景観形成重点・推進地区の地区数(累計)	—	2地区 (令和7年度末現在)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■ 快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した「快適に過ごせるまち」を目指します。



1. 快適さを支える生活基盤の向上

(1) 魅力的な都市空間の形成



目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

現状と課題

- 本市は、古くより交通の要衝として発展し、新名神高速道路の県内区間全線開通等による高速道路網の強化や鈴鹿亀山道路の都市計画決定、リニア中央新幹線県内駅位置候補の決定等、その重要性はますます高まっています。一方、市内においては、都市機能の向上を図るため、その重要な役割を担う駅前高塚線等の都市計画道路の整備の必要性も大きくなっています。持続的に発展するためには、こうした将来的な都市形成に影響を与える様々な動向等を踏まえつつ、本市の都市づくりを進めていくことが重要です。
- 市北東部を中心に宅地造成等による人口増が進行し市街地の拡散が進む中、都市拠点における求心力を高めるため、郊外における開発抑制に向けた手法の検討を進めています。今後も既存の都市機能やインフラ等を生かしたコンパクトで効率的な都市づくりを進めていくことが重要です。
- 本市では、JR亀山駅・井田川駅・関駅の3駅を中心に、様々な都市機能が集積し都市拠点が形成されています。こうした中、JR亀山駅周辺地域においては、中心的都市拠点としてのにぎわい再生と都市機能を高めるため、市街地再開発組合と連携してJR亀山駅周辺の再生に取り組んでいます。今後はこれらの取り組みを礎として、中心的市街地の活性化を図るとともに、他の都市拠点においても、拠点性の再生に向けた取り組みが求められます。
- 本市は、東海道を中心に市街地が形成され、当時の城下町や宿場町の姿が継承されており、これらの歴史的まちなみの維持、継承等による地域の特色を生かした景観は、都市形成上、重要な役割を担っています。今後も歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めることが重要です。
- 近年、小規模な宅地開発の増加により、小規模な公園・緑地が増加する一方、既存の都市公園については老朽化が顕著となっています。市民が憩いの場や健康づくりの場として利用できるよう、施設の老朽化対策や安全対策を講じるとともに、多様な主体と連携した維持管理を進めていく必要があります。

■ 土地利用状況(平成30年度)

(単位: ha)

	宅地				非宅地			合計
	住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	624.03	83.50	433.08	1,140.61	1,455.91	3,850.48	5,306.39	6,447.00
用途指定地域	277.01	41.90	283.06	601.97	89.91	457.52	547.43	1,149.40
用途指定地域外	347.02	41.60	150.02	538.64	1,366.00	3,392.96	4,758.96	5,297.60

(資料: 都市整備課)

施策の方向

①計画的な土地利用の推進

- ◆交通の要衝として、広域交通網の強みを生かした計画的な都市づくりを推進します。
- ◆持続可能な都市構造とするため、コンパクトプラスネットワークによる都市づくりを推進し、都市施設や居住等の適切な誘導を図ります。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、教育、文化、観光等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路の整備促進や用途地域等の見直しを進めます。

②活力ある市街地の形成

- ◆中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能向上を図るため、市街地再開発事業を促進するとともに、周辺施設の整備を進めます。
- ◆JR亀山駅・関駅・井田川駅を中心とする拠点への都市機能の誘導を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。
- ◆都市拠点周辺の既成市街地の空洞化を防止するため、まちなかへの居住誘導を促進します。
- ◆市街地等において、地籍の明確化を進めることにより、土地利用を促進します。
- ◆市街地における快適性と回遊性の向上を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりや憩いの場としての道路空間の確保を推進します。

③安らぎのある都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承等による地域の特色を活かした景観形成を図ることにより、魅力的でやさしさのある、絵になるまちの都市形成を推進します。
- ◆都市公園において、子どもから高齢者までが憩いの場や健康づくりの場等として安心して利用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。また、身近な憩いの場として愛着の持てる公園・緑地を目指し、地域住民や企業等様々な担い手の参画による公園・緑地の管理を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
新たに指定した用途地域の地区数(累計)	—	4地区 (令和7年度末現在)
新たに指定した景観形成重点・推進地区の地区数(累計)	—	2地区 (令和7年度末現在)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(2)住環境の向上



目指す姿

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

現状と課題

- 本市では、内陸工業都市として発展する中で、昭和40年代半ばからみどり町・みずほ台・泉ヶ丘等の大規模な住宅団地が造成され、多くの市民が戸建て住宅を取得しました。この時期に建てられた住宅や郊外の農家住宅等の中には老朽化したものや空き家となったものもあり、建替えや耐震化等により良質な住宅に転換させることが課題となっています。
- 本市では、誰もが安心して快適に暮らせるよう、低額所得者や高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の居住の確保を図ってきました。人口減少や高齢化が見込まれる中、今後も引き続き住宅セーフティネットの確保を図っていく必要があります。
- 本市の市営住宅は老朽化が進行しており、このうち耐震・耐火構造を有する住宅については、継続して使用する一方、老朽化が著しい住宅については、供給戸数の拡大と併せて安全確保や効率性の観点から、民間借上住宅への住み替え等を行っています。今後も長期的な視点から、民間住宅を活用し供給戸数の確保を行う必要があります。
- 本市では、住環境の安全性や快適性を高めるため、木造住宅の耐震化や狭あい道路の解消に取り組んでいます。近年、地震や豪雨等の災害が頻発する中、宅地における防災対策の重要性はますます高まってきており、これまでの取り組みに加え、国・県との連携を強化し、一層の安全対策を図っていく必要があります。
- 全国的に空き家の増加が進む中、本市においても住宅の老朽化が進み、空き家対策が課題となっています。こうした中、本市では空き家等に関する対策の推進を図るため、「亀山市空き家等対策の推進に関する条例」を制定し、良好な生活環境及び地域の美観の維持に努めるとともに、空き家情報バンク制度による情報提供等を通じて空き家の利活用を促進する取り組みを進めています。引き続き、空き家の適正管理と利活用の両面から、空き家対策を総合的に推進していく必要があります。また、適切な管理が行われぬまま放置されている状態の空き地は、環境・景観の阻害等の問題を生じさせ、生活環境への悪影響が懸念されることから、良好な生活環境を維持するための取り組みが求められます。

■住宅耐震化の状況(推計値)

(単位:戸)

	平成20年	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年
昭和55年以前建築戸数(耐震性あり)	1,599	1,496	1,416	1,418	1,421
昭和56年以降建築戸数	12,890	14,510	16,470	16,670	16,870
耐震性のある住宅戸数合計	14,489	16,006	17,886	18,088	18,291
(耐震化率)	79.1%	83.0%	89.1%	89.7%	90.3%
住宅総戸数	18,320	19,290	20,070	20,161	20,252

(資料:建築住宅課)

施策の方向

①住宅セーフティネットの確保

- ◆老朽化の進む市営住宅からの住み替えを進めるとともに、民間の賃貸共同住宅の活用を通じて、住宅確保要配慮者に必要な住居を提供し、住宅セーフティネットの確保に努めます。

②安全・快適な住環境の整備

- ◆木造住宅の耐震化や除去等を促進するとともに、宅地等の耐震化を推進することで、安全な住環境の確保に努めます。
- ◆狭あい道路沿線における住宅建築等に伴う道路後退を支援するとともに、市民の理解と協力のもと区間単位(路線単位)での道路後退が進むよう支援し、安全な住宅地の形成を促進します。

③空き家・空き地の対策・利活用

- ◆良好な住環境を維持するため、空き家の建て替えや耐震化等にかかる助言や指導を行います。また、空き地の利活用促進や所有者等の適正管理に対する当事者意識を醸成します。
- ◆空き家の有効活用を図るため、空き家情報バンク制度等を通じ、適切に空き家情報を提供します。
- ◆空き家の改修に対する支援を行い、空き家の再生を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
民間借上型市営住宅件による供給戸数(累計)	82戸 (令和2年度末現在)	130戸 (令和7年度末現在)
木造住宅の耐震化率	90.3% (令和2年度)	95.0% (令和7年度)
空き家が利活用された件数(累計)	23件 (令和2年度末現在)	70件 (令和7年度末現在)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(3) 上下水道の充実



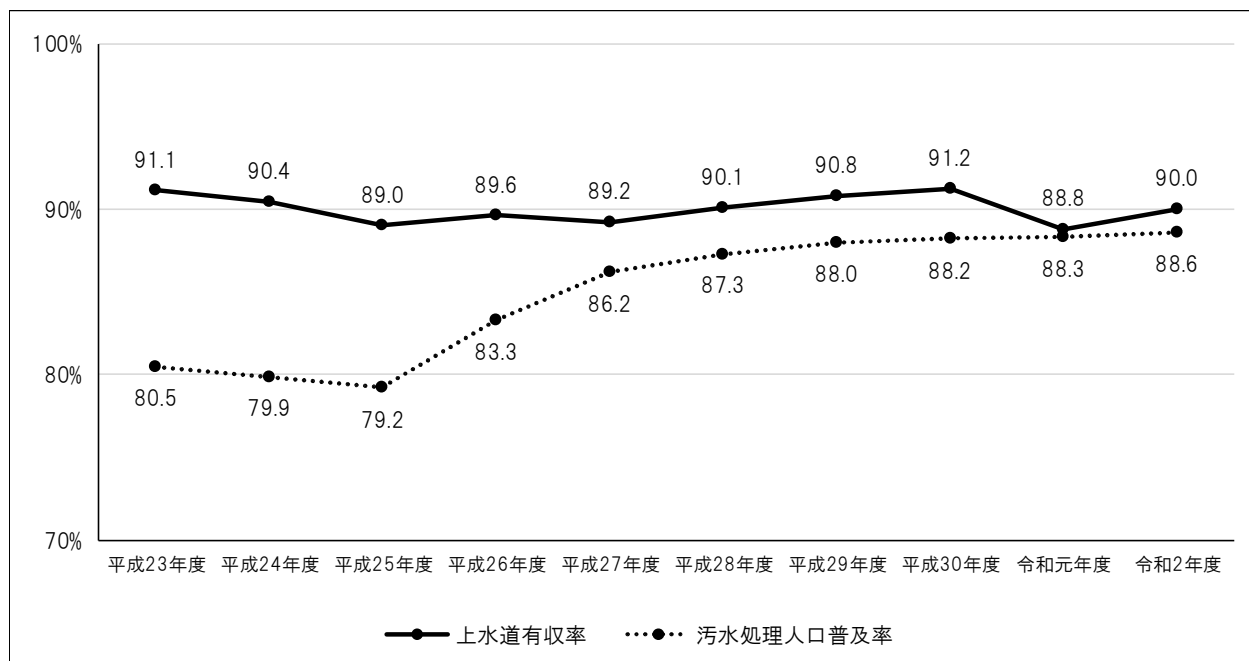
目指す姿

市民が、生活環境の改善を図り、良好な水環境の中で、おいしい水を利用しています。

現状と課題

- 本市の上水道事業は、昭和41年の給水開始時から既に50年以上が経過し施設の老朽化が進行する中、漏水事故や設備故障の頻発化、住宅開発の増加等による一部地域での水圧・水量の低下等が見られるとともに、管路の耐震化や施設の浸水対策等の必要性が高まっており、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今後も安全でおいしい水を安定的に供給していくためには、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的・効率的に施設の増強や防災対策を講じていく必要があります。
- 本市は、健全な生活環境や公共用水域を保全・維持するため、公共下水道の未普及地域での整備に取り組んでおり、汚水処理人口普及率は令和2年度末で88.6%に達しています。今後も良好な水環境を維持するため、県の流域下水道の整備事業と連携しながら供用区域の拡大と接続率の向上を図っていく必要があります。また、整備から長期間が経過し、老朽化の進む公共下水道処理施設や農業集落排水施設については、改築工事や他の施設との統廃合を行うなど、計画的かつ効率的な維持管理を行っていく必要があります。
- 本市においては、多発するゲリラ豪雨や台風等による浸水被害の軽減を図るため、適切に雨水が排除できるよう下水路等の雨水排水路を整備し、計画的に機能向上を図りながら維持管理に努めていく必要があります。
- 本市の上水道事業では、水道料金の改定による財源の確保や、クレジット収納等の導入による水道料金納付の利便性や収納率の向上に取り組むなど、経営の健全化に取り組んでいます。また、下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、設備の老朽化や耐震化への対応を行いつつ収納率の向上等を図りながら、令和4年4月から下水道事業会計として会計を一本化し、健全な運営を維持しています。今後、施設の老朽化や耐震化、浸水等の災害対策経費がさらに増大し人口減少に伴う使用料収入の減少も予想されることから、引き続き効率的な財源確保に取り組むとともに、料金見直しの必要性についても検証を行う必要があります。

■上下水道有収率・汚水処理人口普及率の推移



(資料:水道事業会計決算書、下水道課)

施策の方向

①安全でおいしい水の安定供給

- ◆老朽化した水道管の耐震化を図ることで、地震災害発生時における水道施設への被害を軽減し、非常時に一定の給水が確保できるよう進めるとともに、水害からの被害を軽減できるよう浸水対策を進めます。
- ◆給水需要に応じた水道管の増径工事やループ化を行うことで、水圧・水量低下を解消するとともに、水道施設台帳を活用し、水道施設・設備の適切かつ計画的な維持管理・更新に努めます。
- ◆安全な水質及び安定した供給を継続していくため、継続的な安全性の強化と水質監視体制の強化を図ります。

②生活排水対策の推進

- ◆公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進し、供用開始区域の拡大を図ります。
- ◆公共下水道については、供用開始区域における接続率の向上と適正な処理施設の維持管理に努めるとともに、農業集落排水施設等については、各処理施設の改修や公共下水道への編入等を進めます。
- ◆公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ◆計画的な排水路の整備と既設排水路の適切な維持管理により雨水排水の機能向上を進めることで、内水被害の軽減を図ります。

③上下水道事業の健全経営

- ◆水道事業については、健全経営を図るため、財政状況を十分に考慮し、継続的な経費削減等、効率的な運営に取り組み、収納率の向上に努め、財源の確保を図ります。
- ◆下水道事業については、効率的な事業運営に努めるとともに、財政的自立に向け、下水道事業経営戦略の適宜見直しと管理コストの縮減を図りながら、中長期的な視点を持った運営を行います。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
上水道の有収率(北中勢水道を除く)	90.0% (令和2年度)	92.3% (令和7年度)
汚水処理人口普及率	88.6% (令和2年度末現在)	89.1% (令和7年度末現在)
水道事業会計の経常収支比率	120.67% (令和2年度)	114.00% (令和7年度)
下水道事業会計の経常収支比率	104.12% (令和2年度)	100.00% (令和7年度)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(4)道路の保全・整備



目指す姿

市民が、保全・整備された道路を利用して、安全で快適に生活を送っています。

現状と課題

- 亀山・関テクノヒルズ等の産業集積地と中心市街地を結ぶ幹線道路で、平成18年(2006年)から整備を続けてきた県道亀山関線及び市道野村布気線が令和元年(2019年)7月に供用開始され、本市の幹線道路網の充実が図られるとともに、JR亀山駅を中心とする中心市街地を環状に囲むことで都市拠点の利便性の向上を担う「亀山環状線」については、全線開通に向け市道と賀白川線の国道1号亀山バイパス以北の整備を進めています。幹線道路は、都市の形成や成長にとって重要な骨格となるものであることから、早期の供用開始に向け、着実に整備を進めていく必要があります。
- 生活道路の整備は、住民の安全と利便性に加え、地震等災害時の避難・救命活動に関わることから、幹線道路との接続道路や防災及び交通安全の観点から必要性の高い道路の整備を優先的に取り組んでいます。今後も引き続き、優先順位をつけながら道路の改良を行い、地域の道路利用者の安全性や利便性の向上を図っていく必要があります。
- 本市では、地震等災害時における橋梁の安全性を確保するため、平成23年度に策定した橋梁耐震化補強事業計画に基づき耐震化を進めており、高速道路・鉄道に架かる橋梁や通学路等の防災上重要となる橋梁の耐震対策は概ね完了しています。また、建設から長期間が経過し、老朽化している橋梁も多く存在しており、橋梁の維持管理コストの削減を図るため、長寿命化にも計画的に取り組んでいます。近年、国による国土強靱化の推進等、道路施設における事前防災・減災の重要性が高まっており、予防保全的かつ計画的な修繕と耐震対策を一体的に行いながら、効率的な維持管理を図る必要があります。
- 本市では、住宅団地の開発の増加に伴い、管理すべき市道についても年々増加していますが、現在管理している市道の中には交通量の極めて少ない道路も存在しています。将来、全ての市道を同じ水準で維持管理することは人的・財政的な面から困難になるため、地域やボランティアとの協働による保全・整備等、道路施設の持続可能な管理の在り方について、整理していく必要があります。

■道路の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	路線数	実延長(m)	改良状況(m、%)		舗装状況(m、%)		車走行不能延長(m)
			改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率	
国道	2	33,286	33,286	100.0	33,286	100.0	0
県道	20	101,822	82,179	80.7	101,822	100.0	0
市道	1,819	550,073	341,033	62.0	518,904	94.3	79,788

(資料:建設管理課)

施策の方向

①幹線道路の整備

- ◆都市拠点の利便性向上と、市街地の円滑な交通処理を行うため、事業計画を適宜見直すなど周辺状況に応じた市内環状道路の整備を進めます。
- ◆居住誘導区域内の宅地開発沿線地や産業拠点において広域交通網との接続性の向上を図るため、地域の交通量に応じた道路整備を行います。

②生活道路の充実

- ◆地域の道路利用者の安全性や利便性の向上を図るため、地域の実情に応じた道路拡幅等の道路改良に取り組みます。

③安全に配慮した道路施設の充実

- ◆歩行者の誰もが安心して円滑に移動できるよう、安全性の向上を図るため、通学路を中心に公安委員会等と連携して歩行空間の保全・整備を行うとともに、交通安全施設の充実に努めます。

④道路の適切な維持管理

- ◆予防保全型の考え方を取り入れながら、老朽化の進む道路施設の効率的・効果的な維持管理を進めます。
- ◆橋梁の修繕費用の縮減と予防保全を図ることができるよう、橋梁修繕と耐震化の一括施工や点検・修繕の平準化等を行うことにより、計画的に橋梁の長寿命化・耐震化を進めます。
- ◆地域や道路美化ボランティア団体等との協働による道路環境美化に努めるとともに、取り組みの一層の拡充を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
交通安全施設の新設件数(累計)	—	60件 (令和7年度末現在)
事前防災・減災のために施行した道路施設の件数 (累計)	—	14件 (令和7年度末現在)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(5)地域公共交通の充実



目指す姿

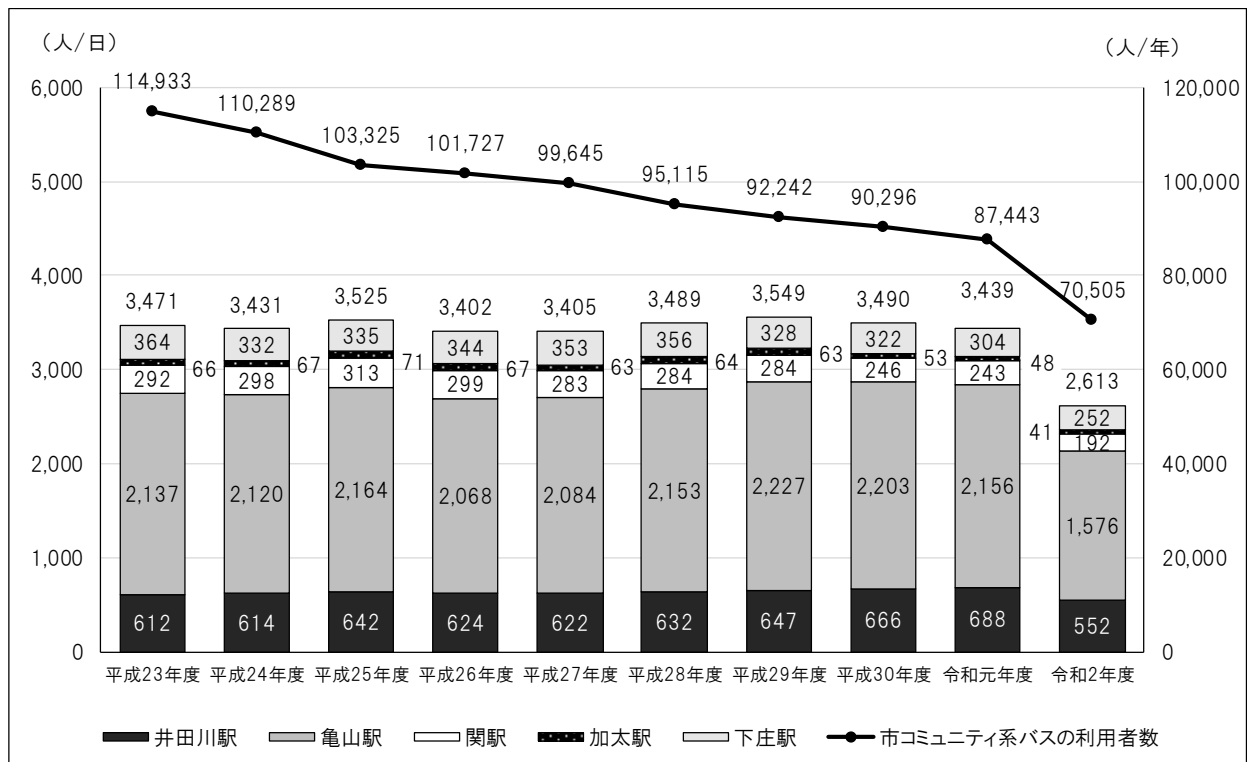
市民が、身近な公共交通を利用して、安全で快適に生活を送っています。

現状と課題

- 全国的に高齢化の進行が深刻化する中で、移動が困難な市民への移動手段の確保が課題となっており、地域公共交通網の効率的・効果的な形成が求められています。また、公共交通の利用を促進することは、CO2排出量の削減にもつながり、脱炭素社会の実現に寄与します。本市では、これまでバス路線のルート再編を進めるとともに、平成30年度には新たな地域の公共交通手段としてバスとタクシーの中間的なサービスである乗合タクシー制度「のりかめさん」を導入し、交通空白地域の解消並びに公共交通網の充実に努めてきました。今後は、公共交通においても「MaaS」をはじめDXによるモビリティ革命が確実に進んでいくことから、利便性の向上とともに新たな技術やサービスを利用した総合的な地域公共交通の更なる充実が必要です。
- JRに対する利便性向上の要望や鉄道の利用促進事業に取り組んでいますが、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、市内JR駅の乗車人員は伸びていません。一方、交通系ICカード「TOICA」に続き「ICOCA」のエリア拡大によりJRの利便性は向上しており、路線バスにおいても交通系ICカードの活用によりスムーズでスマートな支払いが可能となっています。今後は、JRに対する利便性向上のための要望活動を継続することに加え、にぎわい再生と都市機能の向上に向け整備が進むJR亀山駅周辺をはじめ交通拠点となる井田川駅や関駅等において、乗合タクシーとの連携強化をはじめ、減少傾向にある鉄道や路線バスの利用者の更なる利便性の向上を図る必要があります。
- 本市では、コミュニティ系バス路線の再編や乗合タクシーの導入を実施し、その結果、公共交通の利用者は、横ばい状態を維持していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後は、その影響から大幅な減少となっています。今後は、人口減少や高齢化の進展、感染症等の影響等により、地域の公共交通に対するニーズの変化が予想されることから、身近な公共交通を効果的に活用し、地域の実情に応じたデジタル化の急速な進展、ニューノーマルに対応した移動手段を確保していく必要があります。

■JR各駅別旅客乗車人員(1日平均)及び市コミュニティ系バス等の年間利用者数の推移

(資料:三重県統計書、政策推進課)



施策の方向

①地域公共交通ネットワークの強化

- ◆コミュニティ系バスや乗合タクシー等様々な交通手段により、都市拠点と居住地を結ぶ総合的な地域公共交通網について、多面的な視点から更なる充実を図ります。
- ◆少子高齢化や人口減少等地域の実情やニーズの変化に合わせて、身近な公共交通の確保に取り組むとともに、デジタル技術を活用した効率的・効果的な運行の実現を目指します。
- ◆身近な地域公共交通を利用して、中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺地域へスムーズに移動できるよう、JR亀山駅を結節点とした交通ネットワークの強化を図ります。

②公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ◆来訪者や市民の広域的な移動の利便性を高めるため、県、沿線自治体及び関係団体と連携し、JRに対し、利便性の向上について働きかけを行います。
- ◆交通事業者や市内企業、関係団体との連携・協働による利用促進活動を展開し、利用者数の増加に努めるとともに、非接触の電子決済の利用促進やニーズの高いデマンド型の乗合タクシーの充実等により公共交通機関の利便性向上につなげます。
- ◆利用者の利便性向上のため、鉄道、営業路線バス、コミュニティ系バス、乗合タクシーのそれぞれの公共交通間の接続強化に努めます。
- ◆鉄道遺産等沿線の地域資源の活用や情報発信、地域づくり活動など、地域活性化の取り組みと連動した公共交通の利用促進を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
市内バス路線の利用者総数	231, 999人 (令和2年度)	309, 000人 (令和7年度)
乗合タクシーの利用者数	3, 741人 (令和2年度)	7, 200人 (令和7年度)
市内の鉄道駅の乗車人員(1日平均)	2, 613人 (令和2年度)	3, 400人 (令和7年度)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(6)防災・減災対策の強化



目指す姿

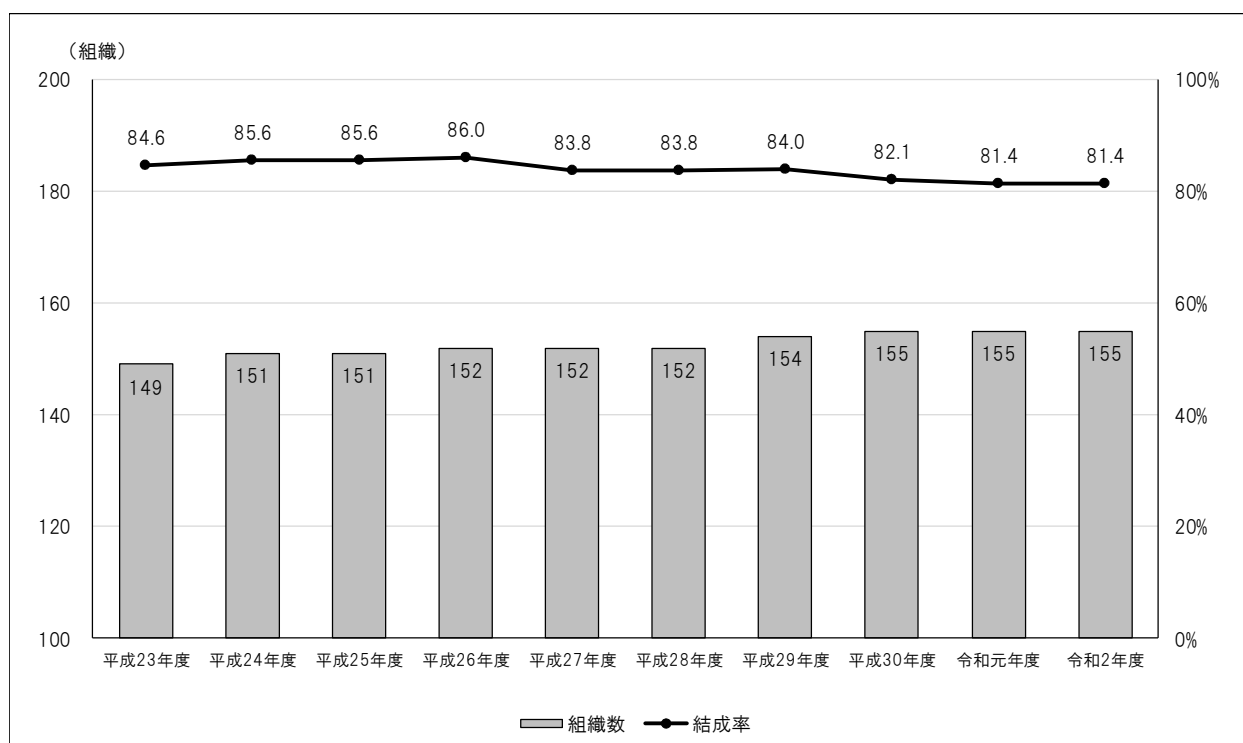
市民が、自然災害への備えにより、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

現状と課題

- 本市に甚大な被害を及ぼすと想定される地震は、養老一桑名一四日市断層帯等を震源とし、局地的な被害を特徴とする内陸断層型(直下型)地震と、南海トラフ沿いで発生し、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震があり、本市の予想最大震度はいずれも震度6強と推計されていることから、強震動対策を中心とする防災・減災対策の推進が喫緊の課題となっています。また、本市には鈴鹿川、安楽川等の河川が流れ、山地や丘陵地が多いことから、浸水害と土砂災害のリスクが比較的高い地域であり、加えて近年襲来する台風が巨大化し、集中豪雨も多発するなど、その脅威は年々増えています。これらの地震及び風水害に備えるため、本市では災害対策基本法に基づく「亀山市地域防災計画」を策定し、市民、地域、行政等がそれぞれの責任と役割のもと自助・共助・公助を基軸とした防災対策を進めています。
- 本市では、災害発生に備え、橋梁や河川、ため池の耐震化等を進めるなど災害に強いまちづくりを展開しています。また、「公助」を充実・強化するために職員の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時における応急、復旧対策等を円滑に行うため、優先的に実施すべき業務をあらかじめ特定し、限られた人員で業務を継続する体制を確保しています。さらに、市のリソースだけで災害対応ができない場合を想定し、他の自治体等との災害時応援協定の締結、人的・物的支援の受援体制の整備を行っています。引き続き、災害時において、速やかに適切な対応がとれるよう、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時応援協定の締結拡大を行いつつ、協定に基づく連携強化等を進める必要があります。また、武力攻撃、大規模テロ等が発生した場合においては、的確かつ迅速な国民保護措置を実施する必要があります。
- 本市では、防災環境の充実のため、指定避難所の空調設備の整備や防災備蓄品の定期的な更新等を行っています。引き続き、避難所の環境整備、防災資機材・備蓄品の充実を図るとともに、今後は、行政DXの進展や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、市民への防災情報伝達の強化や、自然災害と感染症との複合災害に備えた避難所対応が求められます。
- 災害時においては、自らの身の安全は自らが守り、自分たちの地域を自分たちで守る取り組みが重要であることから、風水害・地震災害に対応した本市独自の総合防災マップの作成・配布や防災情報の発信等を通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っています。また、自主防災組織の結成促進・活動支援や、地域における防災訓練の開催、高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者名簿の作成等を通じ、地域の防災力の向上を図っています。このような中、自主防災組織の結成率は近年80%程度で推移していること等から、引き続き、自主防災組織の充実等により、「自助・共助」による地域の防災力の向上に取り組む必要があります。
- 本市では、令和2年度に亀山市国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害に対する防災・減災

の取り組みを進めています。引き続き、市民の生命・財産を守り、市民生活・地域経済に及ぼす影響を最小化できるよう、強しなやかな地域づくりを進めていく必要があります。

■自主防災組織数と結成率の推移



(資料:防災安全課)

施策の方向

①危機管理体制の強化

- ◆災害時において、速やかに的確な対応がとれるよう、気象台等と連携した教育・訓練等を継続的に実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し防災体制の充実を図ります。
- ◆応急・復旧対策や物資の確保等を円滑に行うため、災害時応援協定の締結拡大や協定に基づく連携強化を図るとともに、受援体制の整備を進めます。
- ◆市民等が安全に避難できるよう、学校や地域と連携・協力し、避難所の指定状況における課題や状況の変化に応じた見直しを進めます。
- ◆武力攻撃、大規模テロ等の発生時において、的確かつ迅速な国民保護措置を実施できるよう、危機管理体制の充実を図ります。

②防災環境の充実

- ◆災害時において、様々な状況や人々に対し避難所機能を発揮できるよう、空調整備やユニバーサルデザインの充実等、避難所の施設環境の整備を図るとともに、防災資機材・備蓄品の充実を図ります。
- ◆迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、通信手段の重層化やデジタル化により総合的で実効性の高い防災情報伝達システムの整備を進めます。
- ◆自然災害と感染症との複合災害に適切に対応するため、感染症対策を講じつつプライバシーに配慮した避難所開設・運営を図ります。

③自助・共助を基本とした防災対策の推進

- ◆地域における防災・減災の取り組みを促進するため、自主防災組織の育成強化や結成率の向上を図るとともに、防災リーダーの育成や出前講座の実施、地域での防災訓練への支援を通じ、自主防災力の強化を図ります。
- ◆地域における多様な主体が連携して防災・減災活動に取り組めるよう、地域の特性に応じた地区防災計画の策定を支援します。
- ◆高齢者や障がい者等が適切に避難できるよう、地域における避難行動要支援者への支援体制づくりを進めます。
- ◆総合防災マップや出前講座等様々な媒体や機会を通じて市民に防災関連情報を発信するとともに、子ども達への防災教育を進めることで、更なる防災意識の向上と知識の普及を図ります。
- ◆非常食や生活必需品等の家庭内備蓄や各家庭の「わたしの防災マップ」の作成等、自主的な備えを促します。

④災害に強いまちづくりの推進

- ◆大規模自然災害発生時において市民の生命や財産を守り、社会経済活動の維持を図ることができるよう、国土強靱化に向けた取り組みを計画的に進めます。
- ◆災害による被害を最小限に抑えるため、河川、排水路、ため池等の整備・防災啓発を図るとともに、土砂災害警戒区域等の危険箇所における安全対策を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
災害時応援協定の締結数(累計)	59件 (令和2年度末現在)	70件 (令和7年度末現在)
地区防災計画の策定件数(累計)	4件 (令和3年度末現在)	16件 (令和7年度末現在)
自主防災組織の結成率	81.4% (令和2年度末現在)	100% (令和7年度末現在)

(7)消防力・地域安全の充実



目指す姿

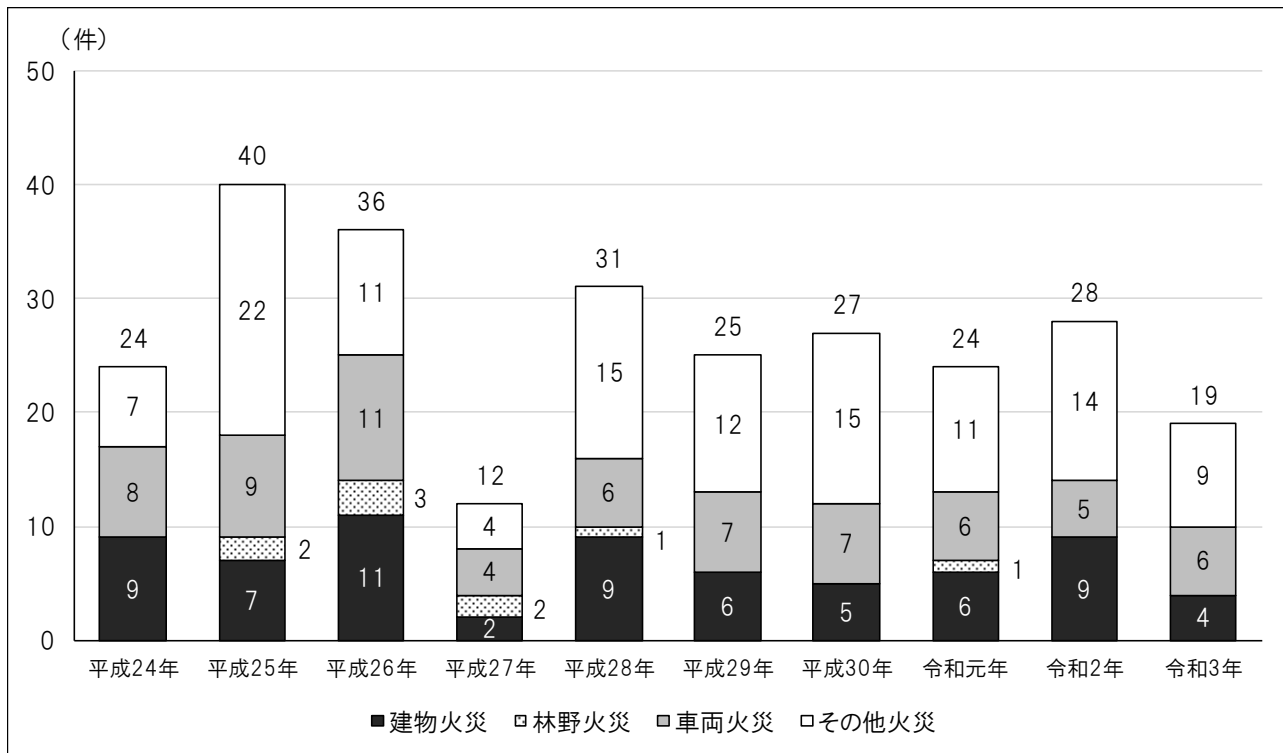
市民が、生命・身体・財産を火災等から守られ、安心して暮らしています。

現状と課題

- 本市では、各種災害に対応するため、消防職員の人材育成に取り組むとともに、鈴鹿市とのほしご自動車の共同整備・共同運用をはじめ、消防設備・施設の計画的な更新・整備を進めています。今後も引き続き、複雑化・多様化する災害に的確に対応できるよう取り組むほか、大規模災害時には、近隣消防機関との連携等市域を超えた災害対応が求められています。
- 消防団が地域の消防防災体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、活動服の安全性向上等、装備の充実を図りました。一方、消防団施設については、適正な整備・配置を実現するため、長期的な視点に立って更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行う必要があります。さらに、消防団の担い手が不足していることから、消防団組織の再編及び団員の確保や教育訓練の充実に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、火災予防を強化するために、住宅用火災警報器の設置促進等住宅における防火対策を推進するとともに、火災の危険性が高い施設や、防火対策の必要性が高い施設に対して重点的に立入検査を実施し、施設の実態に応じた防火指導を推進してきました。今後も、火災等の災害を未然に防止するため、引き続き防火対策に取り組む必要があります。
- 本市では、救急搬送における救命率を向上させるため、救急救命士が行うことができる処置範囲の拡大に対応するなど救急隊員の知識と技術の向上を図っています。また、「鈴鹿・亀山境界付近の救急相互応援に関する覚書」による両市間での連携や、医療機関等との連携を強化するなど、救急体制の整備を進めています。今後も、新型コロナウイルス等の感染症対策や多種多様化する救急需要に適切に対応するとともに、市民に応急手当の知識と技術が広く普及するよう啓発活動に取り組むことが重要です。
- 暴力追放都市を宣言している本市では、市民が安心して暮らすことができるよう、警察や亀山地区防犯協会等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を進め防犯環境の向上を図っています。また、鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関と連携し、巧妙化の進む振り込め詐欺等の特殊詐欺による消費者被害を未然に防ぐよう努めています。今後も警察や関係団体との連携を深め、市民の暮らしを守る体制を強化することで、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。また、本市では国の第4次犯罪被害者等基本計画を受け、令和3年に亀山市犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減や生活の再建に向けて、支援窓口での相談体制や支援金等具体的支援策を整えました。引き続き、三重県や警察等関係機関と連携しながら、寄り添った支援を行っていく必要があります。
- 本市では、関係機関と連携して様々な交通安全対策を行っており、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。しかしながら、交通事故は後を絶たないことから、交通事故のない社会を目指し、より積極的

な啓発活動を行っていく必要があります。また、子どもが加害者となった自転車事故において多額の賠償命令が出された前例を踏まえ、被害者保護の観点から未成年者の損害賠償責任保険等への加入を促進し支援していく必要があります。

■火災発生件数と火災種別



(資料:消防総務課)

施策の方向

①消防体制の充実強化

- ◆各種災害に対応するため、消防職員の継続的な人材育成や関係機関との連携強化に取り組むとともに、計画的な施設・装備の充実を図ります。
- ◆広域的な災害対応力の強化を図るため、津市、鈴鹿市と共同で消防指令センターの整備を進めます。
- ◆消防団の活動を強化するため、団員確保や教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の再編をはじめ、施設・装備の更新等、消防団支援の充実を図ります。

②防火対策の強化

- ◆事業所等への防火査察を強化し、火災等の災害を未然に防止します。
- ◆火災予防のため、防火推進団体との連携や育成を通じて、防火思想の普及啓発に努めます。
- ◆家庭における火災被害の軽減のため、住宅防火対策を推進します。

③救命率の向上

- ◆救急隊員教育の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、応急手当の普及啓発に努めます。

④防犯・交通安全対策の推進

- ◆地域の体感治安の向上を図るため、関係機関等と連携し、防犯活動の促進と防犯ネットワークの強化を進めるとともに、防犯灯や防犯カメラの設置など地域の防犯環境の充実に努めます。
- ◆鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、消費生活に関する情報や身近な消費者トラブル事例等を市民へ周知するとともに、消費者トラブル等から高齢者等を見守ることで、消費者被害の防止に努めます。
- ◆犯罪に巻き込まれた被害者等が安心して暮らすことができるよう、警察等関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の立場に立った支援を推進します。
- ◆交通事故の発生を抑制するため、亀山警察署等の関係機関と連携した交通安全活動を推進するとともに、未成年者の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
救急救命士等の有資格者の配置率	91.8% (令和3年度)	100% (令和7年度)
防火対象物への立入検査件数	160件 (令和3年度末現在)	260件 (令和7年度末現在)
交通事故死傷者数	65人 (令和2年)	50人以下 (令和7年)

(8)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築



目指す姿

市民・事業者・行政が、それぞれの立場で環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指して行動しています。

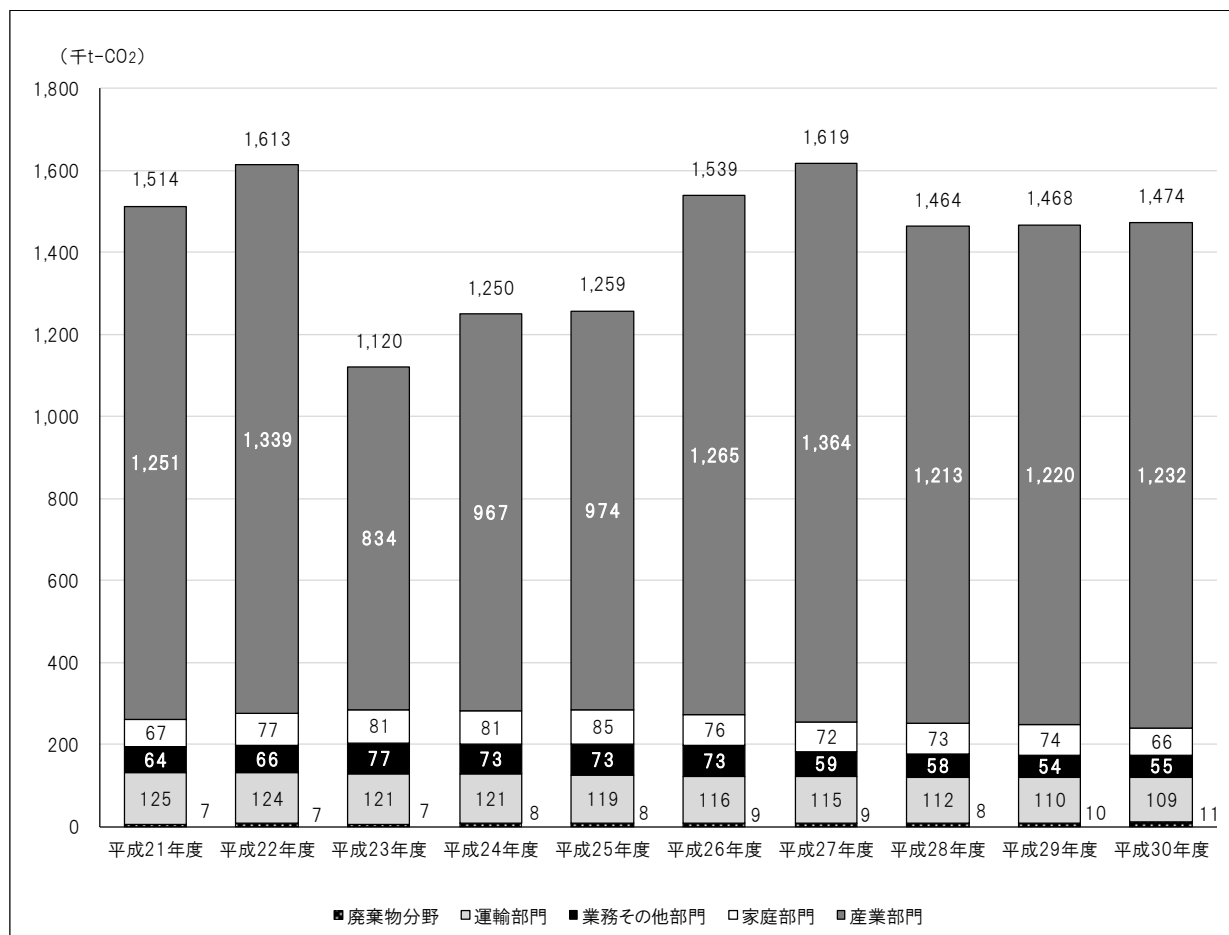
現状と課題

- 2015年12月に開催されたCOP21において「パリ協定」が合意に至ったことを受け、国は2050年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを表明し「地域脱炭素ロードマップ」を示すとともに、三重県においても脱炭素宣言が出されるなど、脱炭素社会に向けた取り組みが加速しています。そのような中で本市は令和3年(2021年)6月に地球温暖化対策や一般廃棄物処理、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、環境に関する様々な側面を一体的に整理した「第2次亀山市環境基本計画」を策定しました。今後は、第2次亀山市環境基本計画に基づき、環境政策を横断的かつ総合的に推進する必要があります。
- 本市では、環境家計簿「エコライフチェック」や亀山市環境活動ポイント制度(オール亀山ポイント:AKP)等の展開を通じ、市民の省エネルギー行動の促進を中心に地球温暖化の防止対策を推進してきました。こうした中、国・県が2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指しており、本市においても脱炭素社会の実現を目指した具体的な取り組みを進めていく必要があります。
- 温室効果ガスの削減を進めるためには再生可能エネルギーの活用は不可欠です。その一方で施設の設置をめぐるっては、環境や景観、防災面への懸念等から地域住民との関係が悪化するなど、様々な問題が顕在化しています。こうしたことから再生可能エネルギーの導入に当たって、本市の豊かな自然環境や生活環境との調和を図りながら進めていく必要があります。
- 本市では、事業活動に伴う環境負荷を低減するため、市内事業者と環境保全協定を締結し、継続的な監視・指導を行っています。また、亀山市地区衛生組織連合会や自治会と連携し、不法投棄の監視・回収を行うなど、市内の環境美化に努めています。今後も、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場で、相互に連携しつつ、環境負荷の少ない社会に向けた取り組みを進めることが必要です。
- 本市では、山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化により最終処分量・ゼロを維持するとともに、食品ロス削減への取り組みや雑がみの分別回収の導入等、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により家庭ごみが増加傾向にあるとともに、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されるなど、ごみの減量化やリサイクルに対する重要性は高まっており、様々な主体と連携しながら廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用の取り組みを一層強化していく必要があります。
- 本市の廃棄物処理施設は老朽化が進行しており、ごみ溶融処理施設は令和11年度に、衛生公苑し尿処理施設は令和13年度に稼働計画の最終年度を迎え、また、粗大ごみ破碎処理施設等の施設についても老朽化により稼働に支障をきたしている状況です。今後も継続して適正に廃棄物処理を進めていくため、施設の長寿命化対策を進めるとともに、今後の施設の在り方や処理方法等について方向性を検

討していく必要があります。

- 本市では、大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理を見据え、最終処分場の残余容量を確保するため、保管している固化飛灰の処理に試行的に取り組んでいます。今後も平時から処理を進め、最終処分場の残余容量を確保するとともに、八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられたごみについても、引き続き掘起し処理を進める必要があります。

■部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の推移



(資料:環境課)

施策の方向

①高度な低炭素社会の構築

- ◆市民、事業者、団体、関係機関、行政等の多様な主体が参画する検討組織を設置し、環境政策の効果的・効率的な推進を図ります。
- ◆家庭からの二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギー・省資源行動を促進します。また、省エネ製品の買い替え等、COOL CHOICE(賢い選択)によるライフスタイルの低炭素化を促進します。
- ◆産業活動に伴う二酸化炭素の排出量を削減するため、事業所における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・省資源行動を促進します。
- ◆公共施設のLED化や電気自動車の導入等、市における低炭素化を推進します。
- ◆豊かな自然環境や生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、再生可能エネルギーの活用と適正導入を促進するための制度を構築します。
- ◆生活、社会、経済、自然環境等に影響を及ぼす気候変動について、その適応に向けた様々な主体による行動を促すため、気候変動に対する危機意識の向上を図ります。

②生活環境の保全

- ◆市民の健康で安全な生活環境が保たれるよう、事業所との環境保全協定の締結・更新を進め、事業所に対する指導及び監視を行うとともに、市内における大気・水質・騒音・振動等の調査と監視により公害の未然防止に努めます。
- ◆市民・事業者・行政の連携と協力による地域に最適な環境美化システムを構築し、環境美化を推進します。

③ごみの減量化とリサイクルの推進

- ◆市民・事業者と協働して、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用を推進します。また、新たに、家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの分別収集と再資源化を進めます。
- ◆市民生活に密接に関わる販売・消費における食品ロスに焦点をあて、市民・事業者・行政の連携・協力による食品ロス削減のための仕組みづくりを進めます。
- ◆ごみ溶融処理施設から発生する溶融飛灰を、山元還元方式による全量再資源化することにより、「最終処分量・ゼロ」を維持します。

④廃棄物処理施設の適正管理

- ◆廃棄物処理施設の主要な設備・機器を計画的に更新し、施設の適正管理に努め、安全・安心で効率的な廃棄物処理に取り組めます。
- ◆ごみ溶融処理施設の稼働終了を見据え、次期施設の整備にかかる方向性を整理します。
- ◆破碎粗大ごみの適正な中間処理を継続するため、老朽化した破碎処理施設等の適正運用を図ります。
- ◆八輪衛生公苑最終処分場に埋め立てられたごみの再処理を進めるとともに、大規模災害時に備え、総合環境センター最終処分場の残余容量の確保に努めます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
LED照明を導入した公共施設数(累計)	4施設 (令和2年度末現在)	70施設 (令和7年度末現在)
環境保全協定の新規締結及び更新数(累計)	—	20件 (令和7年度末現在)
1人1日当たりのごみ排出量	967g/人・日 (令和2年度)	910g/人・日 (令和7年度)
ごみの資源化率	29.3% (令和2年度)	34.0% (令和7年度)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(9)自然との共生



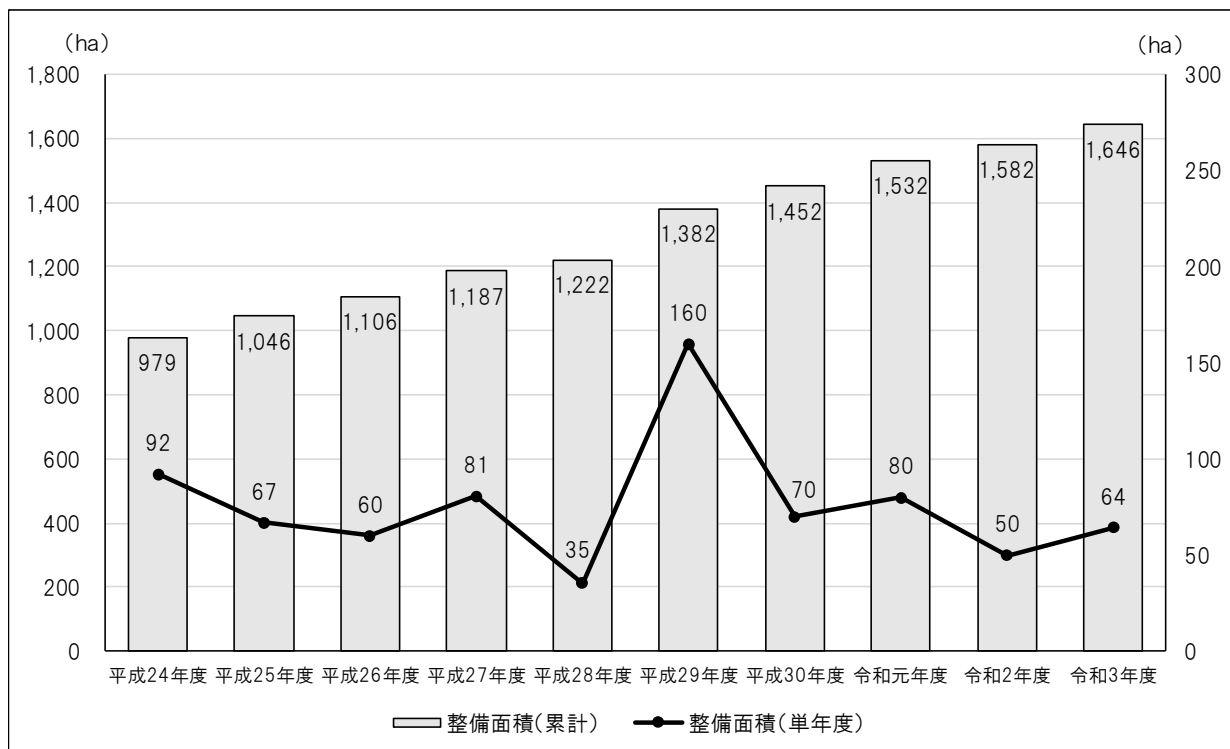
目指す姿

豊かな自然の恵みが良好に保たれ、次世代に受け継がれています。

現状と課題

- 本市では、鈴鹿川等源流域をはじめとした森林や河川等の豊かな自然環境に恵まれています。こうした中、平成31年3月に「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、鈴鹿川等源流域の自然環境をかけがえのない財産として守り次世代に継承する理念や各主体の役割を明らかにするとともに、産学民官で組織した「鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会」と連携・協力し、自然環境等の保全活動を推進しています。今後も引き続き活動に取り組むとともに、保全に向けた活動をより具体化していく必要があります。
- 本市では、平成31年4月に森林所有者による適切な管理が困難な森林について自治体が主体となって管理を行う「森林経営管理制度」がスタートしたことを受け、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業を鈴鹿川等源流域において進めています。また、市域の環境林については国の交付金等を活用した森林環境創造事業によりその整備に取り組み、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図り、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を財源とした森林環境教育を進めてきました。今後も森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるため、多様な財源を有効に活用し森林整備と森林保全の意識醸成を図っていく必要があります。
- 本市では、農地の持つ自然環境の保全や良好な景観形成機能等の多面的な機能の維持・発揮を図るため、中山間地域における農業生産活動や地域における農地維持活動等を支援しています。一方、市全体では耕作放棄地は増加傾向にあるとともに、農地保全の取り組みを担う組織が高齢化等により持続可能な保全活動を行うことが困難になってきており、担い手の育成・確保が求められています。
- 本市では、生物多様性の確保に向けた取り組みとして環境関連団体と連携・協力し、外来種の駆除や希少種の保護・増殖に取り組んでいます。しかし、生物多様性といった言葉や考え方は広く知られているとは言えず、その重要性への理解を浸透させていく必要があります。また、令和3年6月には生物多様性に関する取り組みの一層の推進を図るため、第2次亀山市環境基本計画に内包する形で「亀山市生物多様性地域戦略」を策定しました。今後は、様々な主体と連携を図りながら、生物多様性の保全に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。
- 本市では、自然公園である亀山里山公園「みちくさ」や亀山森林公園「やまびこ」でのイベント開催や、近年では亀山7座トレイルを整備・活用したエコツーリズム等、市民に豊かな自然とのふれあいの場と機会を提供しています。今後もより多くの市民が自然と触れ合い、自然への理解を進めてもらう機会を創出し、持続可能な社会の創り手を育んでいく必要があります。

■環境林整備面積の推移



(資料:農林振興課)

施策の方向

①鈴鹿川等源流域の保全・継承

- ◆鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の自然環境等の保全活動を支援します。
- ◆鈴鹿川等源流域の自然環境を保全するため、域内における開発行為に対する市独自の環境アセスメント制度を構築します。

②森林・里山・農地の保全

- ◆森林が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、森林整備に取り組みます。
- ◆ウッドチップの活用等、市民団体等による里山・竹林保全活動を支援します。
- ◆農業・農村地域の持つ自然環境の保全や良好な景観の形成等の多面的機能を維持・発揮するため、農地、水路、農道等の地域資源の保全活動を支援します。

③多様な生態系の保全

- ◆市内に生息する野生動植物の生息状況を調査するとともに、市民団体や事業者と連携し、希少野生動植物の計画的な保護・増殖を図ります。
- ◆多様な生態系を保全するため、市民活動団体等が行う外来生物の駆除活動を支援します。
- ◆様々な媒体や機会を通じて、市民の生物多様性に対する認知度の向上を図ります。

④環境教育の推進

- ◆里山公園や森林公園を適切に管理するとともに、豊かな自然資源や自然公園等をフィールドとして、市民活動団体等と連携し、環境保全に関する多面的な環境教育に取り組みます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
鈴鹿川等源流の森林づくり協議会による取り組みへの参加者数	199人 (令和2年度)	300人 (令和7年度)
森林整備面積(累計)	1,646ha (令和3年度末現在)	2,040ha (令和7年度末現在)
環境に関するイベント等への参加者数	4,460人 (令和2年度)	9,000人 (令和7年度)

1. 快適さを支える生活基盤の向上

(10) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進



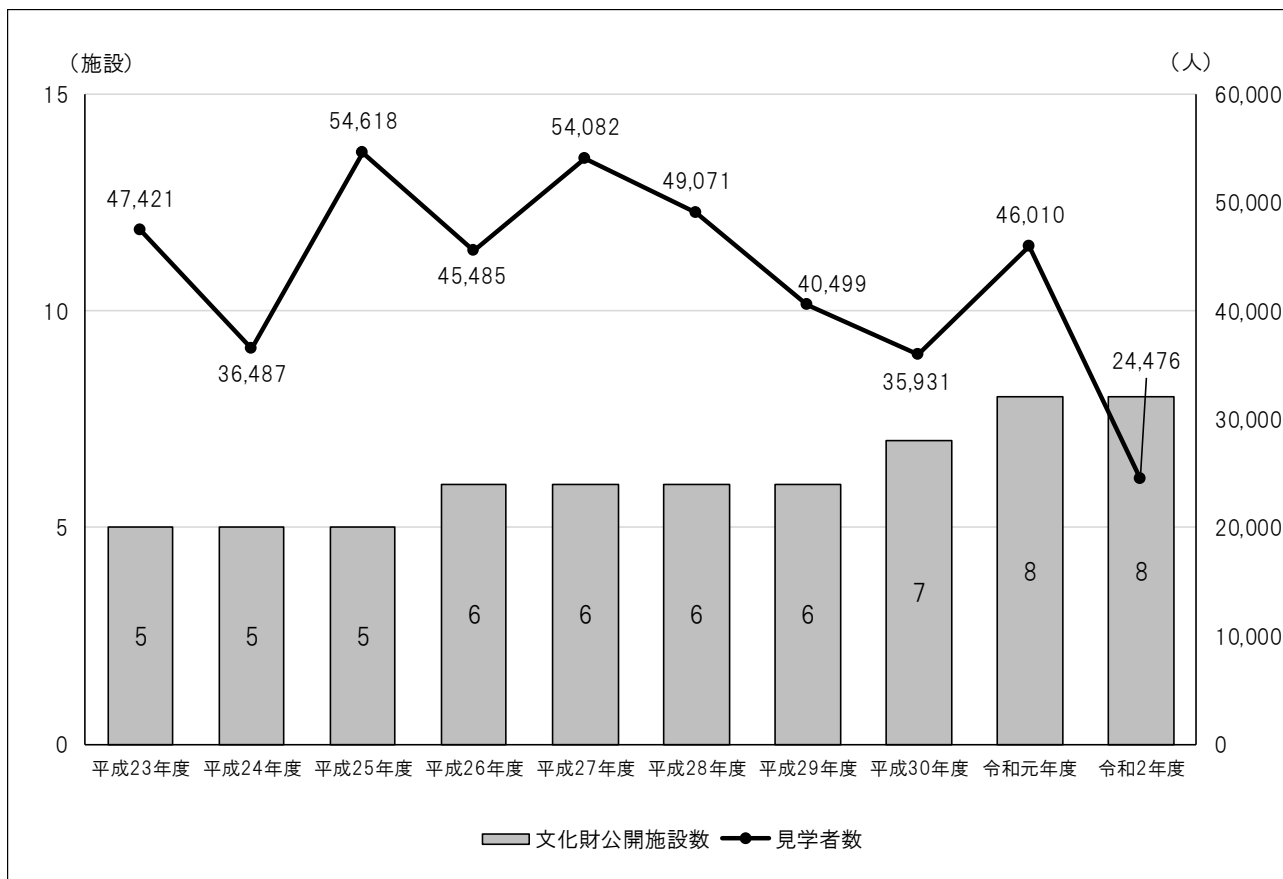
目指す姿

市民・事業者・行政が一体となって歴史文化を生かしたまちづくりを進めています。

現状と課題

- 街道のまちとしての歴史をもつ本市では、東海道とその沿道に特色ある歴史文化資産が存在し、歴史的な景観を形成しており、「『東海道歴史文化回廊』の保存・整備基本計画」や、「亀山市歴史的風致維持向上計画」に基づく様々な取り組みを展開しています。今後はこれらの計画等に基づき、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル変革の進展も踏まえながら「今も生きつづける街道文化」の維持及び向上を一層図っていく必要があります。
- 関宿重要伝統的建造物群保存地区では、関宿の歴史的風致を形成する重要な要素である関の山車会館を整備することで、市の民俗文化財である「関の山車」の保存や祭囃子等の伝承活動の拠点づくりを実現しました。また、関宿「関の山車」保存会が小・中学校等で実演や指導等を行うことで地域の伝統文化を伝えることができ、保存団体の活性化や新たな担い手の発掘につながることを期待されます。引き続き、修理修景事業を着実に実施し、防火・防災の意識を高めつつ、まちなみの保存を支える技術者・技能者の育成や歴史的風致を生かした文化的な取り組みを行う必要があります。
- 本市には、古代三関の一つである鈴鹿関が置かれ、近年発掘された西辺築地の一部が令和3年3月に国の史跡に指定されました。今後は全体像の解明に取り組みつつ市内外へ情報発信に努めるとともに地域の理解を得ながら保存管理を行い、その活用の方法を検討する必要があります。また、少子高齢化に伴う地域の祭礼や伝統行事の伝承においては、指導者や担い手の不足が懸念されていること等の課題についても解消に向け取り組みを進めていく必要があります。
- 未指定の文化財がその価値を見い出されないまま失われつつある中、平成31年4月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村の策定する文化財保存活用地域計画により未指定文化財の確実な継承が期待されています。本市においても、地域の文化財について周辺環境も含めた総合的な保存管理や活用が求められます。
- 歴史博物館では、これまで様々な企画展の開催等を通じ、歴史や文化を学ぶ機会を提供しているだけでなく、学校と連携し、子どもたちの地元の歴史や文化の学びにつなげています。また、ホームページにおいて近世近代史料データを公開しており、誰もが手軽に歴史情報を活用できる環境を充実させています。今後は、ICTを活用した史資料の管理を行うとともに、引き続き、地域や学校と連携し地元の歴史や文化を学ぶ機会を確保していく必要があります。また、亀山市史や図書館における地域文化に関する情報コンテンツを活用して、まちのあゆみと今をつなぐまちの記録を編さんし、本市に暮らす人がより亀山市を知り故郷に誇りを持てるよう取り組んでいく必要があります。

■ 東海道沿道における文化財公開施設数と見学者数の推移



(資料:文化課)

①東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上

- ◆本市の歴史的風致の基軸である東海道を中心とした街道の連続性や宿場間の一体感を確保するため、街道の環境整備や文化財の保護に取り組みます。
- ◆地域の歴史文化資産への気づきや学びを通じ、市民、地域、市民活動団体等との連携・協働や地域の歴史文化資産の保存・活用を進めるとともに、歴史文化資産の保存活動団体等の支援や、団体間の連携・交流を深める活動を促進します。
- ◆祭礼や伝統行事等、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を継承する担い手の育成に努めます。

②関宿重要伝統的建造物群保存地区の保護の推進

- ◆関宿重要伝統的建造物群保存地区に存する伝統的建造物等について、保存・活用を図るとともに、防災対策を進めます。
- ◆歴史的景観と生活環境の調和を図るため、関宿重要伝統的建造物群保存地区の保存に関わる技術者・技能者の育成を推進します。
- ◆関の山車会館を拠点として、関の山車の保存活動団体や地域と連携し、その保存・伝承活動や関宿への来訪者との交流活性化を図ります。

③鈴鹿関跡等の文化財の保存と活用

- ◆国史跡に指定された鈴鹿関跡、その他重要遺跡の学術的な調査研究を進めるとともに、市内外への情報発信や地元保存団体等との協働による鈴鹿関跡等の保存・活用に取り組みます。
- ◆地域の歴史を伝える文化財を適切に保存し、その活用に取り組むとともに、地域の伝統芸能や祭礼行事など無形文化財等の保存・伝承が進められるよう、保存団体の活動や次代の担い手の育成に対する支援を行います。
- ◆市の豊かな自然を象徴する国指定天然記念物ネコギギについて、生息状況の調査を進めるとともに、保護増殖に取り組みます。
- ◆文化財等に対する市民の意識を高めるため、様々な媒体や機会をとらえた広報啓発活動を展開するとともに、文化財等を周遊できる環境づくりを進めます。

④歴史資料の公開・活用による地域や学校との連携

- ◆歴史資料をデジタル化し、ホームページでの公開活用を図るとともに、実物資料と併せて学校や地域の歴史学習に生かします。
- ◆収蔵品を適切に管理し、企画展示等を通じた郷土の歴史の掘り起こしを行うなど、新たな切り口での歴史テーマの発信と学習機会の提供に取り組みます。
- ◆歴史博物館と図書館の連携を軸に、市民の歴史や風土への理解や愛着と誇りの醸成につながるまちの記録を編さんします。

【成果指標】

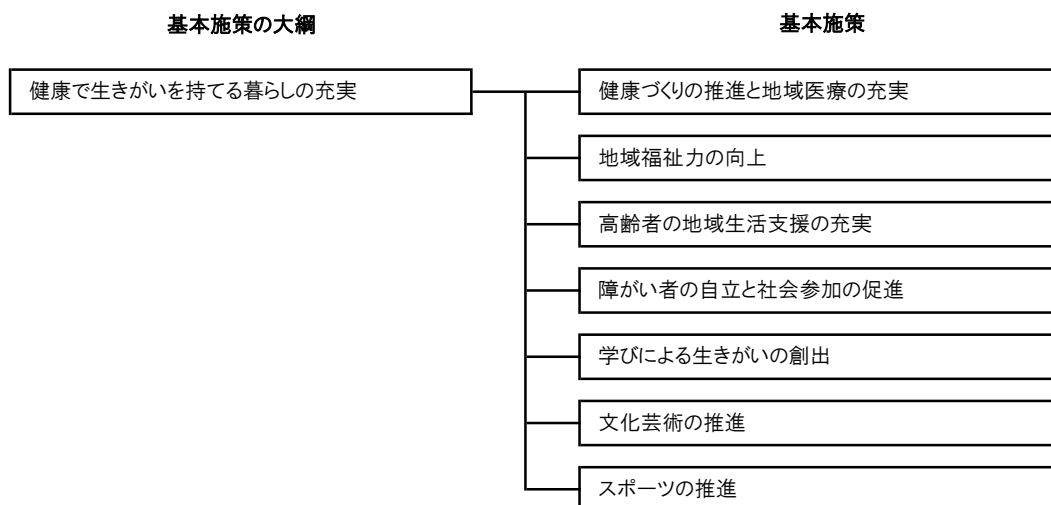
指標	現状値	目標値
街道沿道における文化財公開施設見学者数	24, 476人 (令和2年度末現在)	30, 000人 (令和7年度末現在)
関宿重要伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	59. 0% (令和2年度末現在)	66. 0% (令和7年度末現在)
国・県・市の指定等を受ける文化財の数	136件 (令和2年度末現在)	138件 (令和7年度末現在)
史資料を活用し学校や地域の歴史学習を実施した回数	—	120回 (令和7年度)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせる「心と体の豊かさを感じられるまち」を目指します。



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1)健康づくりの推進と地域医療の充実



目指す姿

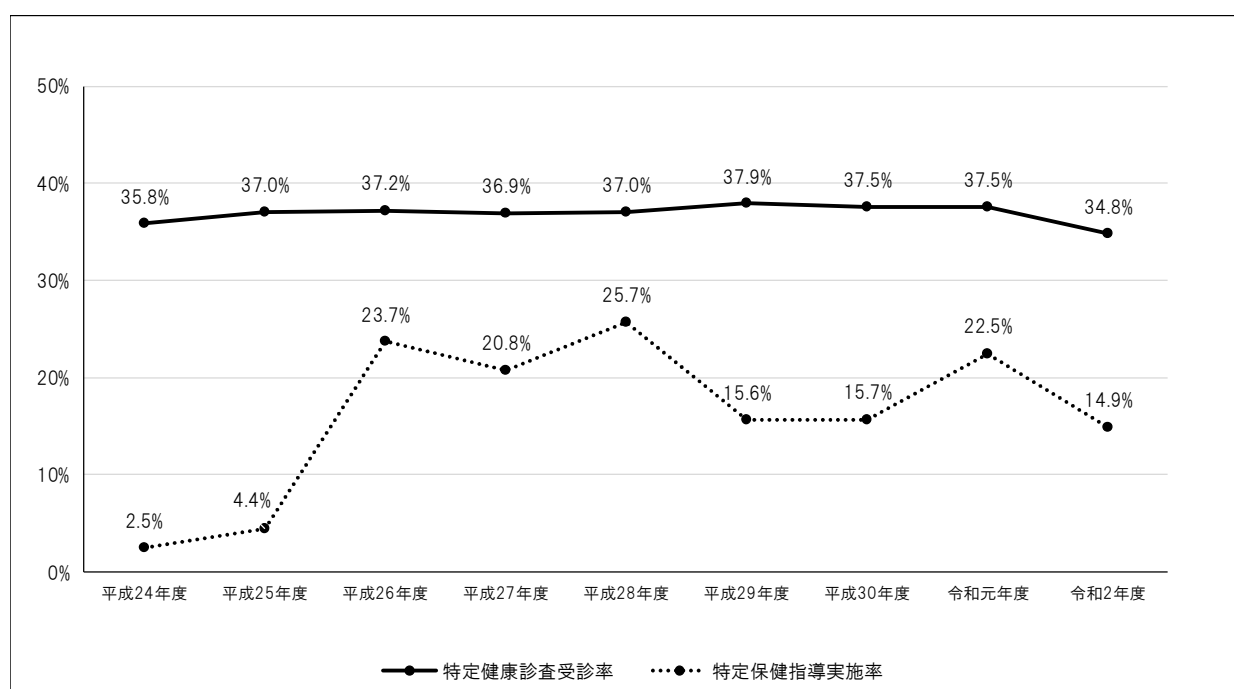
市民一人ひとりが、生き生きと健康に暮らしています。

現状と課題

- 本市は、平成22年度から健康都市連合に加盟しており、暮らしの質を高めるための健康づくりの取り組みを推進しています。WHOが提唱する「健康都市」の実現のために、本市ではそれぞれのライフステージに応じた情報提供や各種検診、健康教室など様々な事業を実施し、市民の生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。今後も、免疫力維持につながる適度な運動や食習慣のほか、余暇活動、地域における健康づくり活動といった健康文化が浸透し、市民が心身ともに健康で幸せに暮らすことができる環境づくりを進め、健康都市としての取り組みを一層推進していく必要があります。
- 本市では、市民の健康寿命の延伸を目指し、亀山医師会・亀山歯科医師会と連携しながら、各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導、歯周病検診等を推進していますが、特定健康診査等の受診率は低い水準にあります。今後は、それぞれのライフステージに応じた情報提供を積極的に行い、各種検診等の受診率の向上と更なる推進を図るとともに、生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防に取り組む必要があります。
- 高齢社会が進展する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう市民の健康を支える地域医療体制の充実が求められていることから、本市では、健康と医療に関する取り組みを、「亀山市健康・医療推進計画」により、一体的・総合的に推進しています。また、多職種の連携会議を設置し、医療と介護の連携の強化を推進するとともに、三重大学をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。今後も、関係機関との連携を強化するとともに、地域医療体制の充実を図り、安心して医療を受けられるまちづくりを進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症については、県や医療機関等の関係機関との連携の下で感染拡大の状況を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に総合的な対策を講じるとともに、新型コロナウイルスワクチン接種室を設置し、迅速かつ円滑なワクチン接種に努めています。今後も、感染動向等を見据えた上で、的確かつ効果的な取り組みを推進していく必要があります。また、その他の感染症についても感染症の発症や重症化を防止するため感染症に関する情報提供を行うとともに関係機関との連携を強化し、定期予防接種に加え任意の予防接種を勧奨していく必要があります。
- 市立医療センターは、開院から30年にわたり、公立病院として地域医療確保のため良質な医療を持続的に提供してきましたが、令和元年9月の厚生労働省による全国の公立・公的病院の再編・統合に関する公表の中で、当センターが再編・統合の対象の一つに含まれるなど、その経営状態は依然として厳しい状況にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域医療拠点としての重要度は高まっており、今後も、地域医療を支える役割を果たせるよう経営改善を図るとともに、地域包括ケアシステムを支える地域医療機関としてさらなる充実と、在宅医療の推進を図る必要があります。
- 国民健康保険制度が抱える被保険者の年齢が高く医療水準が高い退職者や、年金生活者が多く所得

水準が低いなどの構造的な課題を解決するため、平成30年度(2018年度)から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度の安定化を図っています。このような中、本市では、雇用状況の変化等に伴い、被保険者数は減少しているものの、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、依然として厳しい財政状況にあります。今後は、健全な財政運営を目指し、国民健康保険事業の財政基盤を強化するため、保険者努力支援制度の視点から、医療費の適正化に向けた取り組みを推進する必要があります。また、令和7年(2025年)には、団塊の世代が全て75歳以上となるため、国民の4人に1人が後期高齢者になるといわれており、後期高齢者医療事業も含めた公的医療保険制度の安定的かつ継続的な運営を図る必要があります。

■ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移



(資料:市民課)

施策の方向

①「健康都市」の推進

- ◆すべての市民が生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、健康づくりに関する意識の醸成や健康的な生活習慣の定着など、健康寿命の延伸に向けた取り組みを市民とともに推進します。

②健康な暮らしの支援

- ◆健康で質の高い生活を送るため、ライフステージごとの特性を踏まえ、生涯を通じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりに取り組みます。
- ◆正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組みます。
- ◆こころの悩みを抱える人が早期に受診行動をとれるよう、正しい知識を普及するとともに、関係機関と連携し、相談機能の充実を図ります。

③疾病予防と重症化予防の推進

- ◆がんや心臓病、脳卒中等の生活習慣病等の予防や早期発見・早期治療につなげることができるよう、健（検）診の受診率の向上を図るとともに、それぞれのライフステージに応じた情報提供や各種検診・相談体制の充実を図ります。
- ◆特定健康診査等の受診率の向上を図り、市民の糖尿病予防対策等の生活習慣病の予防につなげるとともに、亀山医師会・医療センターと連携し、糖尿病性腎症重症化予防に取り組みます。

④地域医療体制の強化

- ◆デジタル技術を活用した地域医療連携システムを効果的に運用し、医療・介護の多職種による連携体制の強化を図ります。
- ◆市民の安心につながる救急医療体制も含めた地域の医療体制充実のため、地域の医療機関等との連携強化に取り組むとともに、亀山地域医療学講座の活用を図ります。また、かかりつけ医制度の普及啓発に努めます。

⑤感染症対策の推進

- ◆感染症の地域での流行や重症化予防を図るため、感染症に関する正しい知識の啓発と接種勧奨による接種率の向上を図ります。
- ◆新型コロナウイルス感染症について、発熱外来やPCR検査等の診療・検査体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の下、新型コロナウイルスワクチンの接種を計画的に進めるなど、総合的な感染症対策を講じます。

⑥医療センターの機能強化と経営健全化

- ◆亀山医師会や地域の医療機関との連携強化と役割分担によって、24時間365日の救急医療体制の充実強化を図ります。
- ◆医療センターにおける安定的な医療提供のため、医師や看護師の確保に努めるとともに、老朽化した施設の整備及び医療機器の更新を計画的に実施し、医療センターの機能強化を図ります。
- ◆医療センターが地域医療における重要な役割を果たせるよう、適正規模の地域包括ケア病床を確保するとともに、在宅医療を推進します。

- ◆地方公営企業法の全部適用のメリットを生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。

⑦安心できる公的医療保険制度の運営

- ◆国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営のため、保険料収納率の向上や医療費の適正化を図るなど、国民健康保険事業の財政基盤を強化します。
- ◆後期高齢者医療制度の安定的かつ継続的な運営のため、三重県後期高齢者医療広域連合と連携・協力しながら、保険料収納率の向上及び医療費の適正化を推進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
健康マイレージの延べ参加者数	908人 (令和2年度)	4,000人 (令和7年度)
特定健康診査の受診率	34.7% (令和2年度)	65.0% (令和7年度)
がん検診の受診率	胃がん 28.8% 肺がん 25.0% 大腸がん 23.7% (令和2年度)	胃がん 30.5% 肺がん 27.0% 大腸がん 25.5% (令和7年度)
医業収支比率	86.8% (令和2年度)	99.8% (令和7年度)
国民健康保険事業における被保険者1人当たりの医療費	398,389円 (令和2年度)	396,000円 (令和7年度)
後期高齢者医療事業における被保険者1人当たりの医療費	779,330円 (令和2年度)	725,000円 (令和7年度)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(2)地域福祉力の向上



目指す姿

市民が、地域での見守りや互いの支え合いの活動により、安心して生き生きと暮らしています。

現状と課題

- 本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、行政計画である第2次亀山市地域福祉計画と亀山市社会福祉協議会が主体となって策定する亀山市地域福祉活動計画を一体化し、亀山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員や福祉委員、地域まちづくり協議会等、多様な主体と連携し地域福祉を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進展等により、多様化の進む地域の福祉課題の解決を図るため、各計画の施策を一体的に推進するとともに、その基盤となる支援体制づくりが求められています。
- 本市では、亀山市社会福祉協議会内に設置されたボランティアセンターを中心に、ボランティア活動のコーディネートが行われています。しかし、支援を必要とする人は多様な福祉課題を抱えており、きめ細かな、寄り添う支援が必要であることから、ボランティア活動の活発化や学校等と連携した福祉教育推進事業等を推進するなど、ボランティアの担い手の更なる確保と層の拡大を図る必要があります。
- 本市では、総合保健福祉センターを保健・福祉の総合的な拠点として、相談機能や提供するサービスの充実を図っています。一方で、総合保健福祉センターを拠点とする活動団体については偏りや高齢化が進んでいることから、新たな活動団体の発掘・育成に努める必要があります。
- 社会保障制度の改革が進む一方で、既存の法制度では支援することが困難なゴミ屋敷問題やひきこもり等、地域課題の複雑化・複合化が顕在化しています。地域における助け合いや支え合い活動を促進するため、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や相談支援包括化推進員がより一層の協働を図り、各分野の関係機関との有機的な連携による包括的かつ伴走的に支援を展開する重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加するとともに、地域における近所同士のつながりも希薄化が進んでいます。そのような中、本市では、住民同士が互いに見守り助け合えるしくみづくりに加え、気軽に立ち寄れる身近な居場所づくりを進めており、今後は、地域における担い手の発掘・育成を図るとともに、世代や属性を問わない居場所づくりを推進する必要があります。
- 社会経済の不安定化による格差拡大が進む中、生活困窮に陥る要因も多様化しています。本市では、生活困窮者に対する住居確保や家計改善等の支援に加え、安心して生活を送ることができる最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用を図っています。今後は、生活保護の被保護世帯の自立に向けた支援を行うとともに、様々な福祉課題を抱えた生活困窮者世帯への対応を早期に行うことができるよう、生活困窮者世帯を地域で支えるしくみづくりが求められます。
- 子どもの貧困やひきこもり等に関する課題は複雑化しており、家庭ごとに固有の事情が存在している場合が多く、経済的な支援だけでなく文化的側面も含めたきめ細かな対策が求められています。子どもや若者が安心して暮らすことができるよう、教育と福祉の連携を強化するなど、各関係機関との協働や地域

資源の活用等、包括的な支援を行う必要があります。

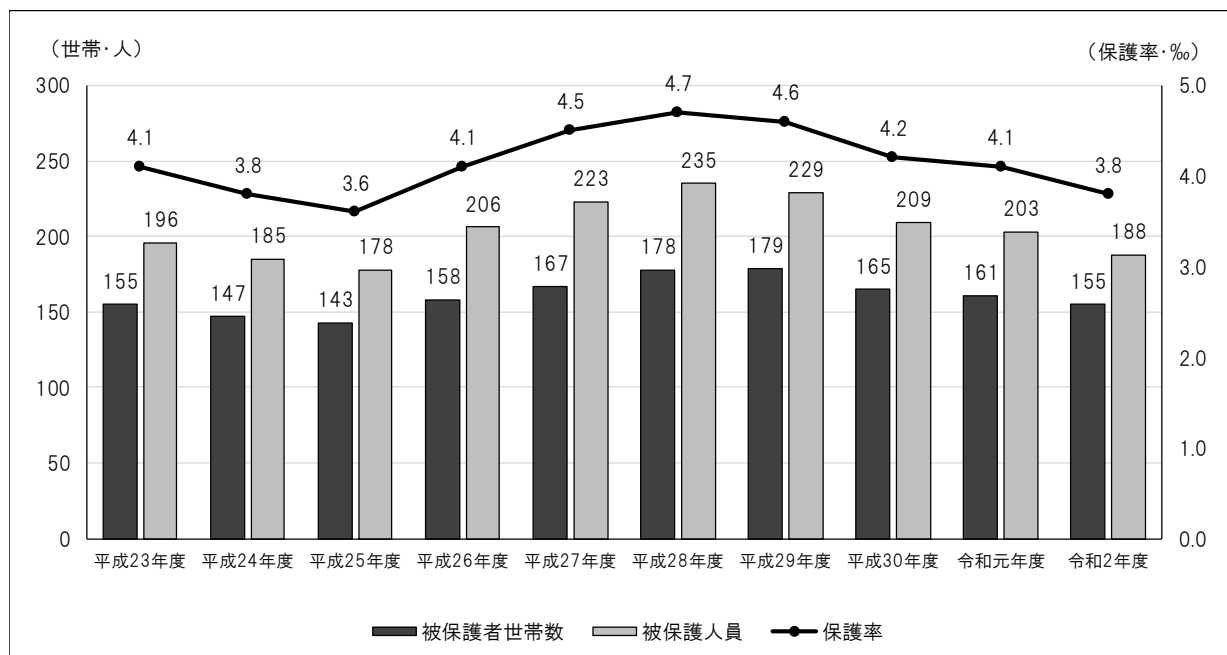
■ 亀山市ボランティアセンターの登録者数の推移

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
亀山市ボランティアセンターの登録者数	695	697	641	755	719

(資料:地域福祉課)

■ 生活保護の被保護世帯数・人員数の推移



(資料:地域福祉課)

施策の方向

①地域福祉を支える人と組織の育成

- ◆福祉委員等の地域における支援者の確保・育成を図るとともに、世代や属性を超えたボランティア活動が展開されるよう、ボランティアの担い手の裾野を広げながら、支援者間の連携を図ります。
- ◆総合保健福祉センターの施設の充実を図りながら、多様な地域福祉活動の場を創出します。

②安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ◆きめ細やかな地域活動を展開するため、亀山市社会福祉協議会との連携の更なる強化を図ります。
- ◆複雑化・複合化する地域の福祉課題に対応するため、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する亀山版重層的支援体制を確立します。
- ◆障がい者や認知症など日常生活に不安のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度における中核機関機能の設置等、支援体制の充実と利用の促進を図ります。

③地域での助け合い・支え合いの促進

- ◆身近な場所に世代や属性を超えた交流ができる場や居場所づくりを進めながら、地域の絆やつながりを生かした活動の活性化を図ります。
- ◆これまで支援が届きにくかった人に支援を届けられるよう、民生委員・児童委員、福祉委員等、地域福祉の担い手との有機的な連携体制を整備します。
- ◆地域のちょっとした困りごとに地域で対応する「ちょこボラ」等、地域の実情に応じた市民主体の活動を支援します。

④生活困窮者の支援と自立の促進

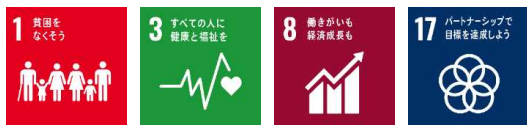
- ◆被保護者への適切な支援や自立支援プログラム等による伴走的な支援を行うとともに、直ちに就労が難しい生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化を図ります。
- ◆複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯に対して、本人の状態や希望に沿った支援を展開できるよう、CSW等との関わりの中で、地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動の活発化を図り、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- ◆子どもを貧困と格差の連鎖から救い出すため、教育と福祉の有機的な連携を強化しながら、幅広い支援の充実を図ります。
- ◆ひきこもりなど生活を営む上で困難を有する人やその家族等のニーズを踏まえた支援を行うため、教育と福祉の更なる連携を図りながら、本人の状態や希望に沿った相談支援の充実を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
亀山市ボランティアセンターの登録者数	719人 (令和2年度末現在)	870人 (令和7年度末現在)
成年後見制度の利用人数	2人 (令和2年度)	8人 (令和7年度)
地域主体の支え合いのしくみを構築した地域まちづくり協議会の割合	13. 6% (令和2年度)	40. 0% (令和7年度)
生活保護世帯で就労能力・意欲のある者が就労・増収となった世帯の割合	40. 0% (令和2年度)	50. 0% (令和7年度)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3)高齢者の地域生活支援の充実



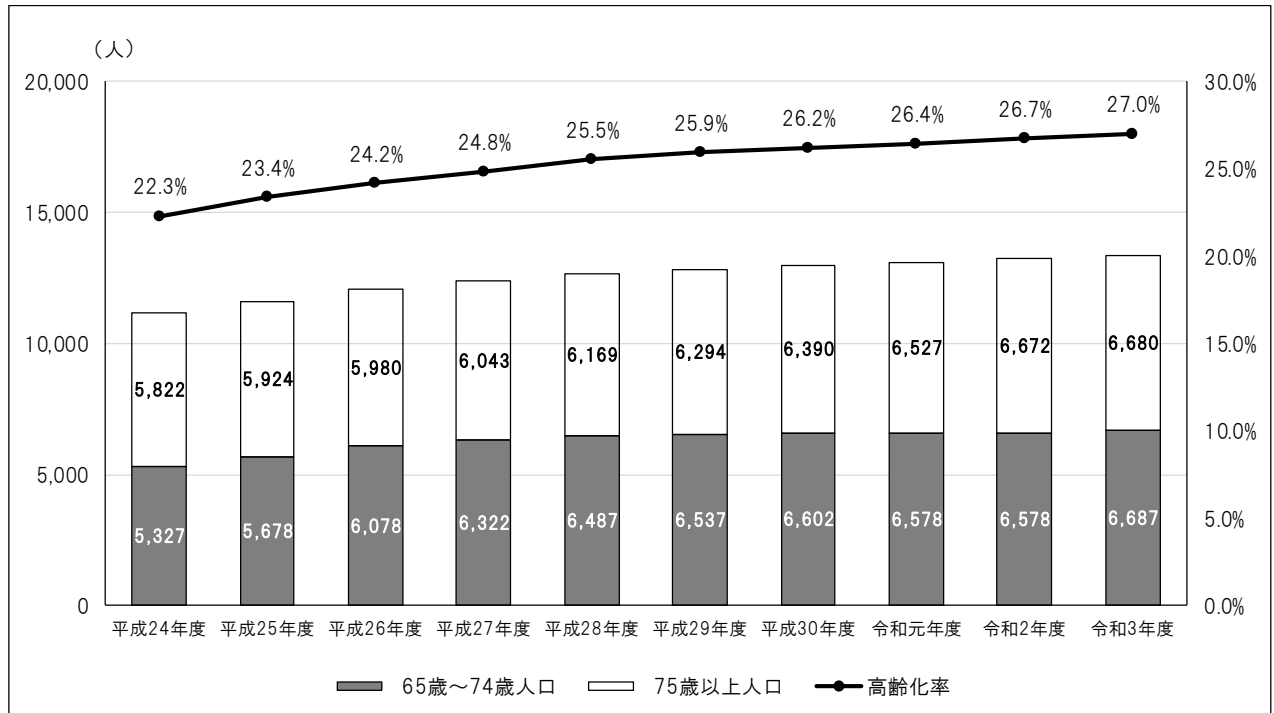
目指す姿

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

現状と課題

- 本市では、団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となる2025年問題を視野に入れて、地域包括支援センターの体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進することで高齢化社会に対応できる体制を整えています。今後、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年を見据え、地域包括支援センターの総合相談機能の充実や医療・健康・生きがいづくり、地域との連携強化等、包括的なしくみづくりの推進が求められます。また、高齢者福祉に関わるあらゆる主体の連携強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- 本市では、在宅医療連携システムである「かめやまホームケアネット」を運用し、多職種の連携の下、医療・介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう支援しています。今後も高齢化の進展に伴い在宅療養を希望する人の増加が見込まれるため、連携方法を見直すほか、利用しやすいしくみを構築し、在宅療養の支援体制を強化することで認知症施策や看取りの観点を踏まえた取り組みを進めていく必要があります。
- 介護保険事業は、鈴鹿亀山地区広域連合の介護保険事業計画に基づき、様々なサービスが提供されており、市の高齢者福祉施策についても、介護保険事業と連携しながら推進しています。今後は、在宅医療・介護の推進、認知症施策の充実、家族介護者への支援等、地域における高齢者の暮らしを支援していく必要があります。
- 平成29年4月から開始された介護予防・日常生活支援総合事業の運用に伴い、高齢者の積極的な地域社会への参加を通して、自立支援と介護予防の強化に努めています。また、地域住民が主体的に生活支援を行う「ちょこボラ」の体制づくりを促進しています。今後も、人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、フレイル対策としての生きがいづくりや、地域共生社会の実現に向け、地域での見守りや支え合いの体制強化を推進する必要があります。
- 厚生労働省の定める健康寿命延伸プランにおいて、高齢者が住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防の一体的な実施が求められています。今後、効果的かつ効率的で高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うため、国保データベースシステム(KDB)等を活用して地域の健康課題を抽出し、地域の特性に応じた取り組みを進める必要があります。

■ 高齢者人口等の推移(各年度4月1日現在)



(資料:市民課)

①地域包括ケアシステムの推進

- ◆高齢者が安心して在宅で療養できるよう、地域包括支援センターが核となり、医療センターをはじめとする地域の医療や介護を担う関係機関と連携し、ニーズに応じた医療・介護サービスを提供できる体制を強化します。
- ◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との連携により、地域の高齢者のニーズとサービスをマッチングさせるなど、地域における生活支援サービスの体制整備を推進します。

②介護予防の推進

- ◆高齢者がいきいきと過ごせるよう、健康づくりから介護予防につながる取り組みを推進するとともに、気軽に参加できる活動の場づくりを進めます。
- ◆市民が運営する通いの場や、互いに助け合う生活支援の活動等、地域における自助・互助・共助の活動を支援します。
- ◆高齢者の健康維持やフレイル対策として、保健医療の視点から受診勧奨を行うなど、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進します。

③高齢者の生活と生きがいづくりの支援

- ◆在宅での支援を必要とする高齢者やその家族の負担軽減を図るため、支援を必要としている人に適切に福祉サービスが提供できるよう生活支援の充実を図ります。
- ◆人生100年時代におけるエイジレス・ライフを推進するため、老人クラブやサロン活動等での交流を通じて、仲間づくりや生きがいづくり、社会参加を支援します。
- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における見守りや支え合いの活動を支援します。
- ◆高齢者の多様な就職機会が確保できるよう、関係機関と連携して高齢者の活躍の場の創出を図ります。また、亀山市シルバー人材センターへの支援を通じ、就労の場の開拓を促します。

④認知症高齢者等対策の推進

- ◆認知症に関する知識の普及啓発と早期発見・治療の重要性について周知するとともに、認知症の支援体制の強化を図ります。
- ◆認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域での認知症への理解促進を図るとともに、認知症の人や家族に対する支援を行います。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
かめやまホームケアネット登録者数(累計)	130人 (令和2年度末現在)	320人 (令和7年度末現在)
総合事業で高齢者に通いの場を提供する地域の 団体等の数	115団体 (令和2年度)	120団体 (令和7年度)
認知症初期集中支援チームの高齢者及びその家 族への支援件数	24件 (令和2年度)	50件 (令和7年度)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4)障がい者の自立と社会参加の促進



目指す姿

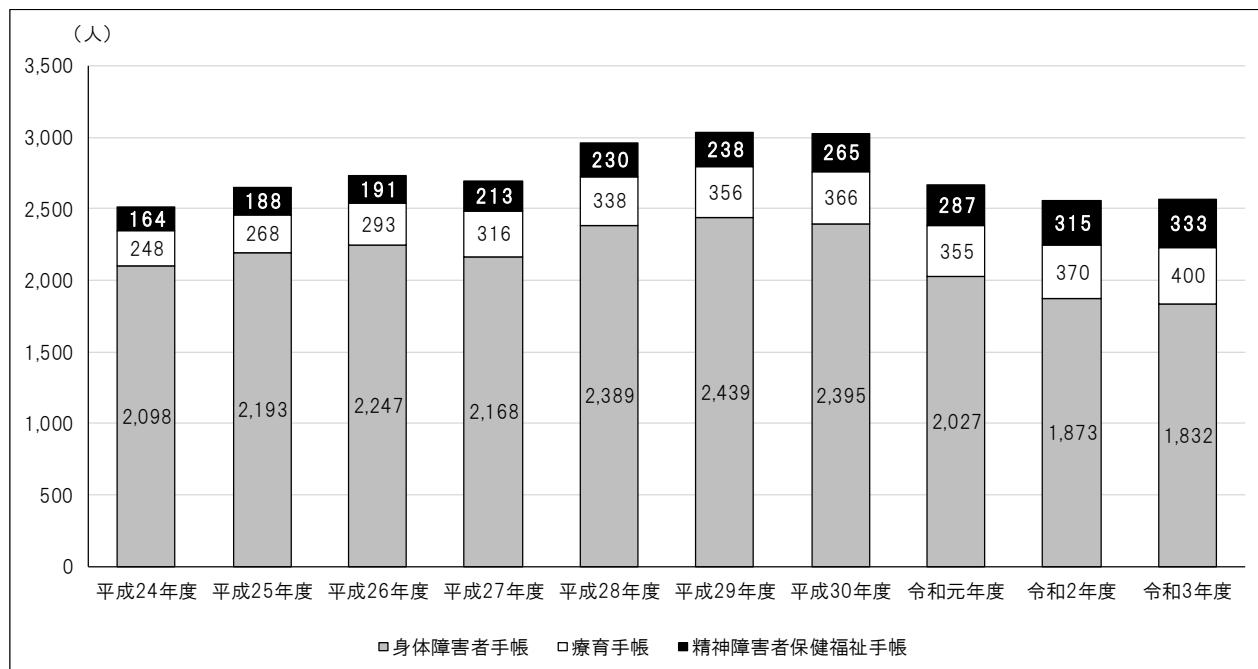
障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。

現状と課題

- 本市の障がい者(児)の数は、身体障がい者は減少傾向にある一方で、知的障がい者・精神障がい者は増加傾向にあります。このような中で、本市では国の障害者総合支援法に基づく各種障がい福祉サービスや市独自の取り組みを進めています。一方、障がい者やその家族が抱える課題の多様化・複合化が進んでおり、今後も関係機関の連携の下、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう意思決定の支援に配慮し、自立と社会参加に向けた支援が求められています。また、障がい者の重度化や親の高齢化が進む中で、「親亡き後」も見据え、重度の障がいにも対応したグループホーム等の居住の場の整備が必要です。
- 医療の進歩などにより、低出生体重児や先天的な疾病を持つ子どもたちの命を救うことができるケースが増えており、医療機関を退院した後も、引き続き自宅で医療的ケアを必要とする障がい児等の増加が見込まれますが、医療的ケアを提供できる障がい福祉サービス事業所の不足等、支援体制に多くの課題があります。医療的ケアを必要とする障がい児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、地域の社会資源を充実させる必要があります。
- 本市では、障害者総合相談支援センター「あい」において、障がい者やその家族の相談支援を実施しており、地域の特定相談支援事業所では、障がい者のニーズに応じたサービス等の利用支援、一般相談支援事業所では地域移行や地域定着を支援する相談支援が実施されています。今後も、ライフステージを通して切れ目のない支援を行うため、相談支援体制の充実や福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携強化を図る必要があります。
- 本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、就労に向けた支援を行っています。今後は、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の障がい者就労施設の利用を促進し、就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、関係機関との連携の下、就労定着に向けた支援を行うほか、障がい者の雇用拡大に向けた施策の検討を行う必要があります。
- 社会環境の変化に伴い障がい者やその家族のニーズが多様化するとともに、障がい者サービスに係る経費も年々増加しています。本市においても、限りある財源の中で必要となるサービスを適切かつ効果的に提供していくため、多様化するニーズの把握に努めるとともに、現在の障がい福祉サービスも見直しを行う必要があります。
- 本市では、障がいのある人の自立した生活を支援するため、本市の障がい者医療費助成については、県制度の医療費助成に加え、市単独事業として対象者を拡大して助成を行うことで、障がい者の経済的な負担の軽減を図っています。しかしながら、助成額は毎年増加し続けていることから、制度を持続的に運用するため、現行制度について見直しを行う必要があります。

- 国において、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等、共生社会の実現に向けた法整備が進められています。本市でも、障がいの有無によって分け隔てられることなく互いに認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、障がい者差別の解消や暮らしやすい環境の整備を一層推進する必要があります。

■障がい者数の推移(各年度4月1日現在)



(資料:地域福祉課)

施策の方向

①障がい者の自立支援

- ◆障がいのある人が自立して生活できるよう、障害者総合相談支援センターの機能を強化し、重層的な相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ◆障がいのある人が地域で安心して働くことができるよう、関係機関と連携し、多様な就労機会を確保するなど、障害者優先調達推進法に基づく取り組みを推進します。
- ◆障がいのある人が地域で生活を送り、社会に参加できるよう、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関のネットワークの強化を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

②障がい者の福祉サービスの充実

- ◆医療的ケアを必要とする障がい児等への支援など、障がいや生活の状態に応じた福祉サービスの提供を図ります。
- ◆障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- ◆障がいのある人が経済的に安心して医療を受けることができるよう、制度の持続可能性を踏まえつつ、医療費の自己負担額の軽減を図ります。

③誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み

- ◆すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合えるよう、障がい者差別の解消に向けた意識の向上を図るとともに、円滑なコミュニケーション支援等の合理的配慮の拡充を推進します。
- ◆関係団体と連携した啓発活動を推進し、市民のユニバーサルデザインに対する考え方や意識の醸成を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
障害者総合相談支援センター「あい」での相談件数	3, 243件 (令和2年度)	3, 800件 (令和7年度)
就労移行支援の利用者数	29人 (令和2年度)	38人 (令和7年度)
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人 (令和2年度末現在)	3人 (令和7年度末現在)
グループホーム等の利用者数	40人 (令和2年度)	50人 (令和7年度)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(5) 学びによる生きがいの創出



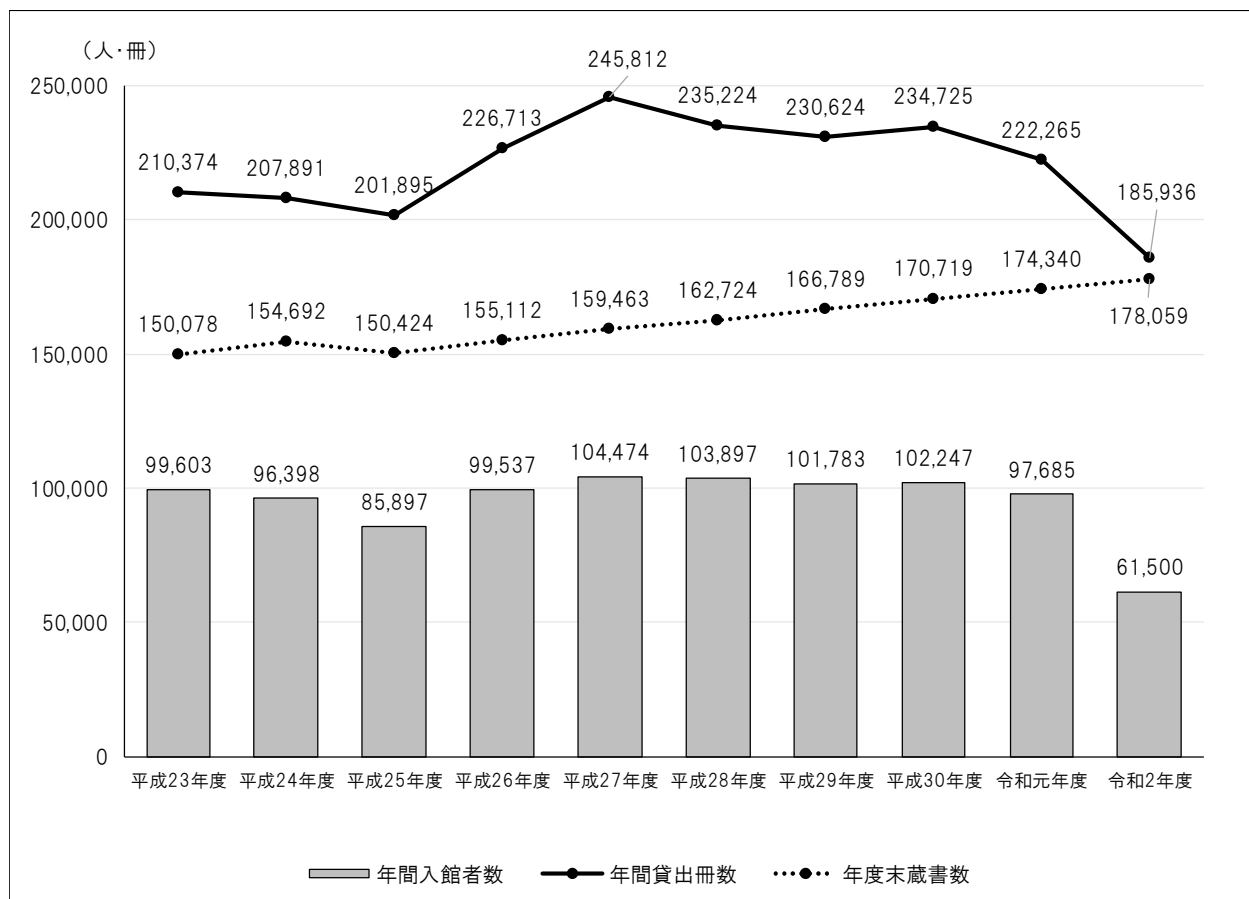
目指す姿

市民が豊かに学び、それぞれの学びの成果によって、地域社会で活躍しています。

現状と課題

- 本市では、様々なキャリアを持った人の地域での活躍を支援するために、新しい学びの場である「かめやま人キャンパス」を立ち上げ、まちのくらし人・まちの歴史人・まちの起業人・森と水の守り人の4種類の講座を開催し、受講者が実践的な学びを展開しています。また、地域まちづくり協議会と連携した公民館講座や地域において出前講座を実施することにより、多くの市民に学習機会を提供しています。今後は、学びの成果を地域に還元する「学びの循環」を創出するため、「かめやま人キャンパス」を核とした学習体系の充実を図り、健康づくり、子育て、自然環境の保護等の地域課題の解決につなげられるよう、各分野と連携しながら取り組む必要があります。
- 人々が人生を豊かに過ごすために重要となる読書活動について、近年、若者層を中心に活字離れが指摘される中、本市では、あかちゃんタイムの実施をはじめ、ブックスタートやファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジ等を実施することにより、幼少期からの読書習慣の定着を図るとともに、図書館ボランティアとの協働による図書館まつりや各種行事を実施し、幅広い年代での来館動機の創出を図っています。また、図書館利用者は一定の利用者で構成されており、特に若年層やビジネスパーソンの利用は少ないのが現状です。現在、JR亀山駅周辺整備にあわせ整備を進めている新図書館は、新しい時代に必要な機能を実現することにより、これまで図書館を利用してこなかった年齢層へのアプローチを行い、利用者の拡大につながる取り組みを予定しており、社会の変化に対応しつつ、あらゆる世代への読書習慣の定着を目指すとともに、図書館をまちづくりの拠点として生かす取り組みが求められています。
- 「亀山市生涯学習計画」では、年齢や立場に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習社会を目指しており、身近な地域での学びとして、地区のコミュニティセンターを拠点に、中央公民館による出前講座等を実施しています。「かめやま人キャンパス」では、受講者のオンライン環境が整っている講座について、試行的にオンラインでの講座を開催しています。今後、コロナ禍のような状況であっても学びの場を保障できるよう、デジタル技術を活用した講座の実施を検討する必要があります。また、様々な学びが展開される中、学びの情報の一元的な発信をさらに進める必要があります。

■図書館の利用状況の推移



(資料:図書館)

施策の方向

①地域課題の解決に生かせる学びの展開

- ◆学びの成果を地域課題の解決に生かすことができるよう、新しい学びの場である「かめやま人キャンパス」を核とした学習体系の充実を進めることにより、地域で活躍できる人材を育成します。
- ◆地域の学びが地域課題の解決につなげられるよう、地域まちづくり協議会と連携し、学びの機会の充実を図ります。
- ◆自然環境や歴史文化等の地域資源を生かした学習機会を充実することにより、まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く学びの充実を図ります。

②新図書館を核とした読書活動・市民活動の推進

- ◆図書資料の収集、保存及び提供を主とする図書館の基本的役割を大切に、市民の誰もが利用しやすい環境を創出し、きめ細かな図書館サービスの提供に努めます。また、新図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点を整備し、読書活動ネットワークを構築することで、身近な読書環境づくりを推進します。
- ◆あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びを展開するため、図書資料の充実を図ります。
- ◆子どもたちや親子が本に親しみ、本を読む習慣を身につけるきっかけになる取り組みを行います。また、親子でゆったりとした時間を過ごしてもらうため、子育てに関連した図書や情報を提供します。
- ◆市民の読書活動や生涯学習の拠点としての機能の向上を図るため、新しい時代に必要な機能を備えた新図書館を整備します。また、読書バリアフリーの観点から、来館に限定しない読書活動の展開を図るため、電子図書の導入を進めます。

③誰もが学べる環境づくり

- ◆身近な地域での学習環境の充実を図るため、地区コミュニティセンター等を学びの活動拠点として活用を図ります。
- ◆市民が必要な学びの情報を得られるよう、市内で展開される多様な主体による学びの情報を一元化して発信します。
- ◆誰もが学べる環境づくりのため、デジタル技術を活用した講座の実施を検討します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
デジタル技術を活用した講座の開催数	8回 (令和2年度)	20回 (令和7年度)
図書館入館者数	61,500人 (令和2年度)	230,000人 (令和7年度)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(6)文化芸術の推進



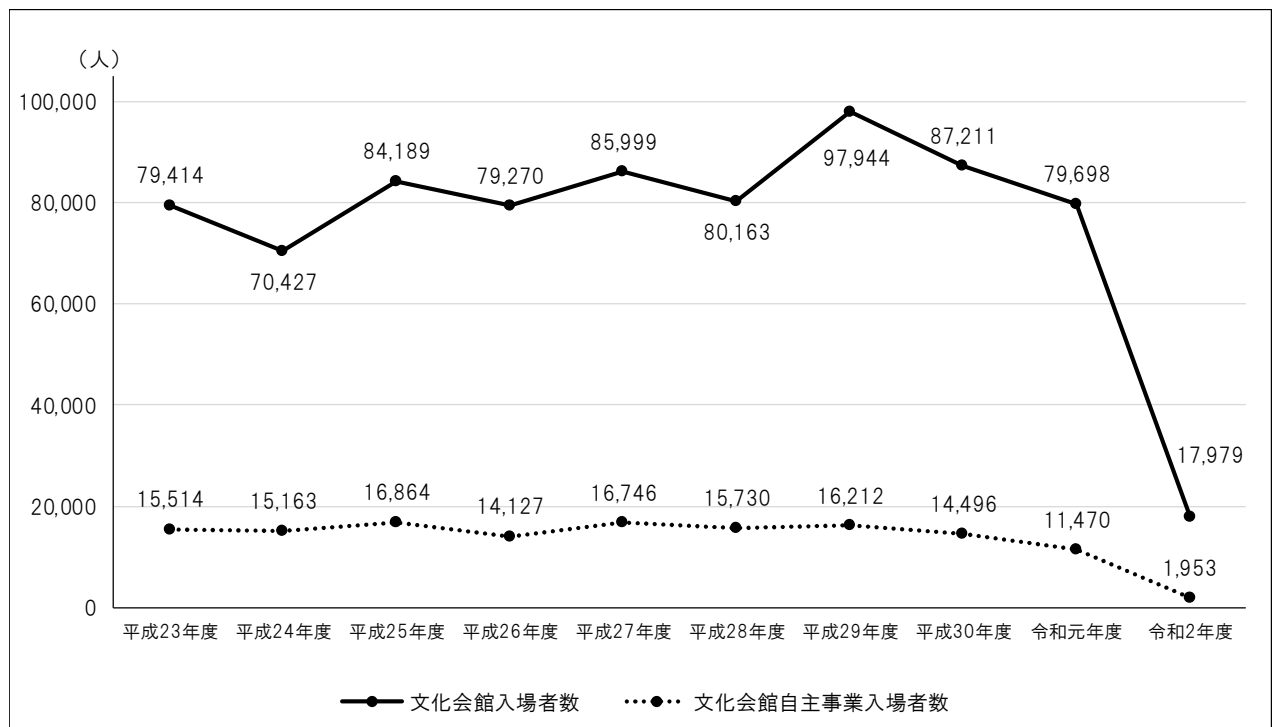
目指す姿

市民が、文化的な個性や魅力にあふれたまちの中で、心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 平成29年(2017年)に改正された「文化芸術基本法」では、各地方公共団体において、「地方文化芸術推進基本計画」策定の努力義務が規定されています。本市では、こうした動きを踏まえ、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するとともに、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流等の関連分野における施策を計画の範囲に取り込むことを目指し、令和3年度(2021年度)に亀山市文化芸術基本条例及び亀山市文化芸術推進基本計画を策定し、文化芸術施策を進めています。また、「かめやま文化年プロジェクト」では地場産業や地域資源に焦点をあてた事業を展開し、全市的に文化に関する取り組みを3年に一度行ってきましたが、市民への浸透や事業の開催方法、新型コロナウイルス感染症等への対応に対する課題も明らかになりました。今後、これらの課題を整理し、市民が文化芸術活動に関わる機会をさらに広く創出していくため、文化芸術を生かした地域間・世代間の交流の機会の確保、市民団体への支援による文化芸術活動の促進、これらの情報発信の強化、さらに関係分野との連携が求められます。
- 本市では、文化芸術の拠点となる文化会館の安全確保と長寿命化を図るため、大ホールの冷却塔改修工事等の計画的な機能整備を行っています。今後も施設の長寿命化とともに、市民の施設利用促進に向け継続した改修・整備が必要です。また、文化会館を拠点としたネットワークづくりによる他市との文化交流の推進のため、公共施設の有効活用、多機能なギャラリー空間を備えた文化芸術の拠点づくりを推進する必要があります。
- 本市では、文化会館及び亀山市芸術文化協会と連携して文化会館フェスタや市展、芸文祭を開催するとともに、文化会館を基点とした地域へのアウトリーチ活動や市民向け音楽活動、市民ミュージカル、特色ある文化団体への協力等、地域に根ざした文化芸術活動を支援しています。今後も市民の文化芸術意識・意欲の向上に向け、文化芸術に関する積極的な情報発信や文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動の支援、さらに文化芸術体験等の機会の確保と豊かな情操を育む機会の提供を継続して行う必要があります。

■文化会館入場者数の推移



(資料:文化課)

施策の方向

①文化芸術施策の推進

- ◆市民の文化芸術活動に関わる機会の更なる創出のため、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくりなど関係分野との連携を図ります。
- ◆これまでの「かめやま文化年プロジェクト」を生かし、様々な分野の取り組みと文化芸術の連携により、まちの賑わいや魅力の創出につなげるため、新たな文化年を展開します。
- ◆新たな文化創造につなげられるよう、個人や団体等が相互に交流・連携できる機会を充実するとともに文化芸術を生かした市内外の地域間交流を積極的に推進します。

②文化芸術の拠点づくり

- ◆文化芸術の拠点の核となる文化会館の計画的な機能整備を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆文化会館を核として市内外の文化施設との相互連携によるネットワークづくりを推進します。
- ◆身近な文化芸術の活性化のため、公共施設の有効活用を図ります。

③文化芸術活動の活性化

- ◆市民の文化芸術に対する意識を高めるため、ニューノーマルへの対応も見据えた様々な文化芸術活動成果を発表する機会の創出、優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会の提供を図るとともに、積極的な情報発信を行います。
- ◆亀山市芸術文化協会等、文化芸術活動を行う団体との連携を強化し、文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動を支援します。
- ◆文化会館と連携したアウトリーチ活動の充実等、子どもたちの文化芸術体験機会の確保と豊かな情操を育む機会を提供します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
関係分野における文化芸術の活用事業数	13事業 (令和3年度)	16事業 (令和7年度)
文化会館自主文化事業にかかる参加・入場者数	1,953人 (令和2年度末現在)	15,000人 (令和7年度末現在)
市主催等の公募展への出演・出展者数	156人 (令和2年度末現在)	200人 (令和7年度末現在)

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(7)スポーツの推進



目指す姿

市民が、スポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます。

現状と課題

- スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。本市では平成29年にスポーツ推進の基本的な方向性を示す「第2次亀山市スポーツ推進計画」を策定し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めています。今後は、教育や健康、福祉、建設等の幅広い分野との連携を強化し、市民や関係団体、学校、事業所、行政等が共通認識を持つことにより、地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進める必要があります。
- 令和3年に開催が予定されていた三重とこわか国体をはじめ、市内の各種スポーツイベントは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となりました。しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことで、スポーツへの関心は高まり、スポーツ活動の活性化や競技力の向上につながる状況になりつつあり、競技力を向上させる必要があります。スポーツ団体と連携し地域の専門的な指導者やリーダーの育成・活用を図るとともに、有望な競技者の全国大会等への出場を支援することで地元アスリートの発掘、育成を促進する必要があります。
- 市民が、生涯にわたり健康、体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツや運動に親しむことができるよう、世代やニーズに合った様々な活動の機会や活動の場を充実させ、市民のスポーツ活動を促進する必要があります。また、市民一人ひとりがスポーツをすることを特別なことと捉えず、スポーツが生活の中に溶け込み、それぞれの体力や年齢、ライフスタイル等に応じて日常的に親しまれている「スポーツ・イン・ライフ」を実践することにより、スポーツの実施率の向上につなげる必要があります。
- スポーツは人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することで、地域の活性化に寄与します。また、トップレベルのスポーツは人々に夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。今後、スポーツの持つ力をまちづくりに活かすために、トップレベルスポーツの誘致やスポーツツーリズム等地域交流を促す施策を検討する必要があります。
- 体育館や野球場、プール等の運動施設については施設整備、修繕等に継続的に取り組み、施設の安全確保に努めています。今後、これら運動施設の老朽化対策や長寿命化を見据え、中長期的な視点に立った計画的な施設改修を進める必要があります。また、地域住民が学校施設等をスポーツ活動の拠点として利用し、継続的にスポーツを楽しみ、交流を深められるよう支援を行う必要があります。

■市内の主な運動施設の利用状況の推移

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西野公園	52,595	67,620	81,048	73,561	74,466	71,367	60,489	83,655	74,613	57,848
東野公園	29,489	29,062	32,445	36,889	37,360	35,336	34,252	38,212	44,961	30,761
関B&G海洋センター	32,973	33,114	34,604	34,678	35,445	38,023	41,059	41,661	42,305	26,335
関総合スポーツ公園 多目的グラウンド	10,385	12,732	11,918	10,978	10,065	8,325	9,957	11,407	11,742	8,166
その他	11,805	15,993	11,162	12,093	12,561	10,485	11,860	10,570	8,408	10,417
合計	137,237	158,521	171,177	168,197	169,897	163,536	157,617	185,505	182,029	133,527

(資料:健康政策課)

施策の方向

①スポーツ活動の推進

- ◆総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体、関係機関が実施する各種教室や大会を支援し、市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供します。
- ◆子どもが身近で気軽にスポーツや運動に取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、スポーツ団体が連携してスポーツや運動に親しむ環境づくりに努めます。
- ◆生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります。
- ◆ニュースポーツやアーバンスポーツの普及や環境づくり等、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大を図ります。

②スポーツ団体の育成と競技力の向上

- ◆スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動を行う団体の活動支援に取り組めます。
- ◆スポーツ競技力の向上を目指し、有望な競技者の全国大会等への出場を支援するとともに、新たな支援策の検討・実施により、ジュニアスポーツの機運向上と活性化を図ります。

③スポーツ文化の浸透

- ◆トップレベルの大会開催により高まったスポーツの機運を継続・発展させるため、スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組めます。
- ◆体力づくりや健康づくりのきっかけとして、日常生活の中で、子どもから大人まで気軽に取り組める「スポーツ・イン・ライフ」の実践に関する情報を積極的に発信します。

④スポーツの拠点づくり

- ◆市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆身近にスポーツができる学校施設等の地域の資源を利用して、市民がスポーツを楽しみ、交流を深められるよう支援します。
- ◆中長期的な視点を持った施設改修計画に基づき改修を進めるとともに、施設の長寿命化に向けて調査・検討を行います。

【成果指標】

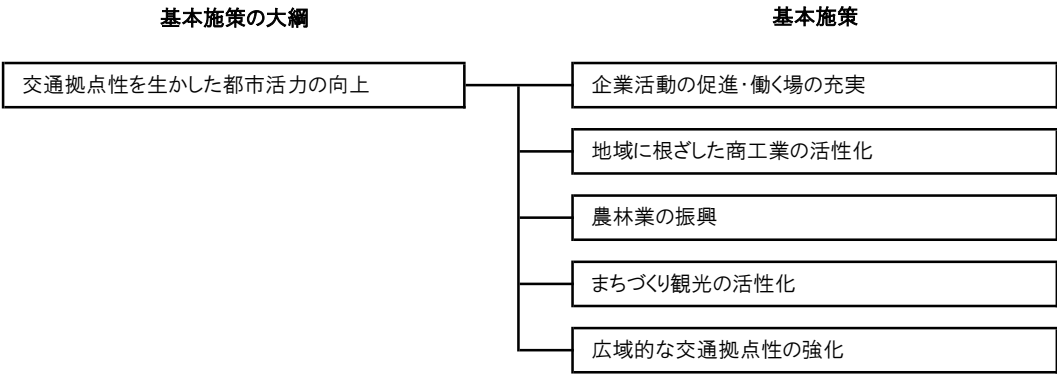
指標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	11,930人 (令和2年度末現在)	22,000人 (令和7年度末現在)
スポーツ関連団体の構成者数	4,423人 (令和2年度末現在)	4,800人 (令和7年度末現在)
市内の主な運動施設の利用率	70.3% (令和2年度末現在)	76.5% (令和7年度末現在)

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■活力のあるまち

東西交通の要衝としての充実した交通基盤を生かし、広域的な連携・交流と、活発な産業が展開される「活力のあるまち」を目指します。



3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(1) 企業活動の促進・働く場の充実



目指す姿

多様な企業が市内に立地し、事業活動を行うことで、雇用が創出されています。

現状と課題

- 本市では、高速道路が結節する交通アクセスの利便性や中部・関西両圏の中間に位置する地理的優位性を生かし、積極的な企業誘致を行うことで多様な産業の集積につなげてきました。近年では、亀山・関テクノヒルズの新たな造成地の分譲や、新名神高速道路の県内区間全線開通による交通拠点性の向上を追い風に、産業振興奨励制度の充実を図り、本市への企業立地が加速しています。その結果、亀山・関テクノヒルズの分譲区画は残り少なくなっており、今後においても安定した雇用の創出や地域経済の活性化のため、亀山・関テクノヒルズに次ぐ産業基盤を確保していく必要があります。
- 本市では、亀山市雇用対策協議会を通じて、新規採用職員研修や実務者研修の開催、会員相互の情報交換等、企業間における交流を促進しています。今後も、より企業間の交流を深めるため、会員規模の拡大や事業の充実を図っていく必要があります。
- 本市では、亀山市雇用対策協議会が発行する「かめやまの事業所」を活用し、市内企業の紹介を行っています。しかしながら、市内には優れた技術力を持ちながら情報発信には至っていない企業は数多くあります。今後、このような市内の優れた企業の情報を広く発信することで、事業活動の活性化につなげていく必要があります。
- 本市では、雇用対策として亀山市雇用対策協議会を通じた「高校指導主事との求人懇談会」や「親子と企業の懇談会」の開催により、市内企業における雇用の創出を図っています。今後も求人側と求職側のマッチングを行うとともに、新図書館を活用した情報発信等、新たな情報発信方法についても検討しながら、雇用の確保に努めていく必要があります。
- 本市では、働く人の相談窓口を通じた労働相談対応や、ワーク・ライフ・バランス推進週間による啓発、企業等への表彰の実施、企業や労働団体、行政による働き方に関する定期的な情報交換の実施等、市内の職場のより良い環境づくりを進めています。一方、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に働き方が多様化しています。これをチャンスと捉え、生産性の向上と労働環境の充実の両面から、働き方改革を一層促進していく必要があります。
- 本市では、鈴鹿川等源流域等での企業による森林保全活動や、市内事業所の連携による「職業体験イベント」を通じた小学生のキャリア教育が進められるなど、企業による地域貢献活動が活発化しています。また、近年では持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、ビジネスを通じた社会貢献の機運が高まっています。こうした世界的な潮流の中、本市においても企業の力をまちづくりに生かしていくことができるよう、企業との連携を強めていく必要があります。

■製造業の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
事業所数(箇所)	145	121	116	117	117
従業者数(人)	10,088	10,235	10,119	11,652	11,708
1事業所当たり従業者数(人)	70	85	87	100	100
製造品出荷額等(億円)	11,766	9,613	10,339	10,905	9,573
1事業所当たり出荷額(億円)	81	79	89	93	82

(資料:工業統計調査)

施策の方向

①多様な産業集積の促進

- ◆経済情勢の変化にも対応できる持続可能な産業構造を構築していくため、本市が有する立地特性やポテンシャルを生かすとともに、産業振興奨励制度を活用し、新たな企業立地や既存企業の事業拡張による産業集積の多様化を促進します。
- ◆新たな産業団地の確保に向けた、産業インフラの調査を進めます。

②既存企業の活性化

- ◆既存企業が活発に事業活動を展開できるよう、企業ニーズを把握し、企業間交流や産学民官連携を促進するなど、企業支援体制を充実します。
- ◆市内企業が持つ優れた技術力を広く情報発信することで、事業活動を支援します。

③雇用の創出と働きやすい環境づくり

- ◆亀山市雇用対策協議会、ハローワークや商工会議所などの関係機関等と連携し、雇用の維持と確保を図るとともに、地域雇用や若者の就業を支援します。
- ◆就労者が安心して働けるよう、ハローワークや労働局等の関係機関と連携し、雇用や労働に関する相談体制を確保します。
- ◆テレワーク等の時代に合った「新たな働き方」への取り組みや、柔軟な勤務体系の導入等、企業における働き方改革を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスに対する機運の醸成を図ります。

④企業との連携によるまちづくりの推進

- ◆企業による様々な分野でのCSR活動や持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みを応援することにより、企業との協働によるまちづくりを進めます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
新規企業立地等件数	—	4件 (令和7年度)
市内事業者への連携支援件数	—	4件 (令和7年度)
SDGsに取り組む企業数	3社 (令和3年度末現在)	7社 (令和7年度末現在)

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(2)地域に根ざした商工業の活性化



目指す姿

市内事業者が、地域に根ざし活発な経営を行っています。

現状と課題

- 本市は、JR亀山駅周辺の中心的市街地や市北東部の国道306号沿道等を中心に、商業地域を形成し、市民の日常生活を支えています。こうした中、本市では、空き店舗活用による都市拠点での立地促進や、商業者団体等による各種イベントを通じた集客向上等に取り組み、にぎわいのある商業地域の形成を図っています。今後、JR亀山駅周辺の再開発が本格始動する中、中心的都市拠点のにぎわい創出につなげることができるよう、再開発事業と連動を図りながら、効果的に商業機能を誘導していく必要があります。
- 本市では、商工業の活性化を図るため亀山商工会議所や亀山市商業団体連合会、亀山市東町商店街振興組合等の商工業団体を支援し、その活動を促進するとともに、商工業を支える組織や人材の育成・確保を図っています。一方、組織の高齢化は進行しており継続した支援と併せて、関係団体の組織力の強化が求められます。
- 本市では、事業者の経営力の向上を目指し、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら専門家派遣による経営指導や資金繰り支援等により、事業者の新規事業の立ち上げや経営安定化をサポートしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受ける中、事業者への資金繰り支援、消費喚起事業等、感染状況に応じた経済対策を講じてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は事業者の経営に大きな影響を与えるとともに、消費者の意識や行動にも変化が生じています。事業者が地域に根ざした事業活動を営むことができるよう、時代の変化に対応した事業者への支援が必要です。
- 本市では、農商工連携による特産品の発掘や販路確保までの一連の事業展開を図るため、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」をスタートさせました。今後は、この認定制度による特産品等のブランド化を礎に、既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を切れ目なく支援することで、新たな価値を創出し、地域経済の活性化につなげていく必要があります。
- 本市では、創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」を形成し、創業セミナーの開催等、亀山商工会議所や金融機関と連携し創業者支援に取り組んでいます。今後は、にぎわい創出に向け、セミナー等の知識習得に加え、創業したい人がさらに一步を踏み出し、創業にチャレンジできる環境の充実を図っていく必要があります。

■卸・小売業の推移

区分		平成16年	平成19年	平成23年	平成26年	平成28年
商店数(店)		508	460	315	342	328
	卸売業	61	59	50	54	47
	小売業	447	401	265	288	281
従業者数(人)		2,793	2,955	2,055	2,241	2,361
	卸売業	351	331	258	355	322
	小売業	2,442	2,624	1,797	1,886	2,039
販売額(百万円)		119,557	54,753	44,423	54,373	57,570
	卸売業	85,677	13,782	15,117	22,278	24,071
	小売業	33,880	40,971	29,306	32,095	33,499
販売面積(㎡)	小売業	45,541	47,982	36,102	41,180	37,728

(資料:商業統計調査、経済センサス)

施策の方向

①にぎわいのある商業地域の形成

- ◆JR 亀山駅周辺の再開発と連動した商業施設集積の取り組み等により、大型商業施設と既存商業施設の相乗効果を促進し、まちの魅力の向上を図ります。
- ◆都市拠点における空き店舗の活用等による新たな創業を支援し、にぎわいの創出や商業活性化を図ります。

②多様な主体による一体的な商工業活性化の促進

- ◆商工業活性化に向けた取り組みを実行できる組織・人材の育成・確保を図るため、商工業団体の組織力や団体間の連携強化を支援します。
- ◆事業者・商工業団体・行政が一体となって、多様化するニーズに合わせた新たな取り組みによる市内商工業の活性化を進めます。

③事業者の経営安定化と事業活動の活性化

- ◆県や商工会議所等の関係機関と連携し、事業者の経営安定化や時代の変化に合った事業展開、事業継承等の取り組みを支援します。
- ◆亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげます。

④新たなビジネスの創出

- ◆商工会議所や金融機関等の地域の創業支援機関と連携し、創業にチャレンジできる環境を整えるなど、市内での創業を支援します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
都市拠点における新規出店数	—	8件 (令和7年度)
商工業団体等による商工業活性化に向けた取組件数	—	4件 (令和7年度)
地域ブランドの認定件数	17品目 (令和3年度末現在)	57品目 (令和7年度末現在)
創業件数	—	12件 (令和7年度)

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(3) 農林業の振興



目指す姿

農林業の担い手が、効率的かつ安定した経営を行っています。

現状と課題

- 本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低下による農業生産所得の低迷を受け、農家の減少とともに産業としての生産基盤の弱体化が進行しています。こうした中、本市の農業を振興するためには、認定農業者や集落営農組織等の意欲ある農業経営体の育成、農地の集積及び若者や女性による新規就農の促進、デジタル技術を活用したスマート農業の導入促進により、生産性の高い持続可能な農業経営を実現していく必要があります。
- 本市では、野生鳥獣による農作物や森林被害の軽減を図るため、県や獣害専門家との連携や被害防止柵の設置支援等により、地域での獣害対策に取り組んでいます。しかしながら、鳥獣被害は依然として増加傾向にあることから、引き続き被害の低減に向けた取り組みを強化していく必要があります。
- 本市では、家畜伝染病について、県と連携を図り、豚熱、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の感染症対策に取り組んでいます。今後も引き続き、県と連携し感染対策に取り組むとともに、畜産業の安定経営を図るための支援を進めていく必要があります。
- 本市では、農林産物をはじめとする特産品の高付加価値化や販路の拡大・確保を目的として、市独自の地域ブランド認定制度「亀山ブランド」をスタートさせました。今後は、この認定制度を通じて農林産物の付加価値を高めることで、農林業の振興につなげていく必要があります。
- 本市では、亀山茶カフェの開設やお茶まつりの開催等、市民と生産者の交流を図るとともに、「亀山っ子給食」等により地産池消の取り組みを進めています。今後、食へのニーズの多様化がより一層進むと見込まれることから、引き続き地産池消を促進するとともに、ニーズの多様化に対応し、地元農畜産物の魅力を市内外に発信していく必要があります。
- 本市では、用水路や農道等の農業施設の維持・整備を行い、地域における農業基盤の整備を図るとともに、農業生産条件が不利な中山間地域においては地域資源を生かした農業振興に取り組む集落を支援し地域活性化につなげています。今後も、地域における農作業の効率化や農村集落の活性化を図るとともに、多様な主体の参画により魅力的な農村集落を形成していく必要があります。
- 本市の林業は、木材価格の低迷や経費の上昇により、経営が依然として厳しい環境にあります。林業事業体による施業の集約化や路網整備等により生産性向上に取り組むとともに、公共建築物や木質バイオマスへの利用等により、地域材の循環利用を推進しています。今後も持続可能な安定した林業経営に向け、効率的な森林施業を進めるとともに、地域材の利用促進が必要です。

■ 農家数及び経営耕地面積(地目別)の推移

区分		平成22年度	平成27年度	令和2年度
総農家数(戸)	総農家数	1,878	1,435	1,113
	自給的農家	831	710	597
	販売農家	1,047	725	516
経営耕地 地目別面積(ha)	総面積	1,115	866	816
	田	832	636	652
	畑	127	116	48
	樹園地	156	114	116

(資料:農林業センサス)

施策の方向

①農業経営体の育成・確保

- ◆地域農業の維持・発展を図るため、農業の担い手として中心的な役割を果たす認定農業者や集落営農組織等の育成・確保を図るとともに、持続可能な農業経営を支援します。
- ◆農業従事者の高齢化、後継者不足に対応するため、今後の担い手となる意欲ある若者等の新規就農や雇用就農、集落営農組織等への参画を支援します。

②農業経営の安定化

- ◆経営規模の拡大等を図る農業経営体への農地利用集積を推進するとともに、認定農業者への経済的支援を行います。
- ◆農作業の効率化、維持管理費の軽減のための地域の実情に合った農業基盤の整備を進めます。
- ◆農業経営の効率化に向けてスマート農業の導入に取り組む農業経営体を支援します。
- ◆有害鳥獣による農作物への被害防止を図るため、デジタル技術を活用した新たな獣害対策の取り入れを視野に入れ、行政と地域関係者が一体となった獣害対策に取り組めます。
- ◆畜産業の安定経営に向け、県や関係機関と連携し、豚熱、鳥インフルエンザ等の感染症対策に取り組めます。
- ◆地域の資源を生かした6次産業化や他分野との連携、ブランド化等により、農畜産物の付加価値向上を促進し、稼げる農業への取り組みを支援します。
- ◆食への多様なニーズの広がりを見据え、地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消への取り組みや、特産品の消費拡大等、おいしい農業への取り組みを支援します。

③中山間地域の活性化・魅力化

- ◆農業生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を支援するとともに、農業体験の機会を創出するなど、魅力ある地域資源を活用した地域活性化策を進めます。
- ◆若者や女性、都市居住者等の新たな視点による魅力的で楽しい農業への取り組みを支援します。

④林業経営の安定化

- ◆林業事業体による林業施業の集約化や路網整備等の活動を支援します。
- ◆木材や木製品のブランド化に取り組み、一般建築物への利用も含めた地域材の普及を図ります。
- ◆林業経営の効率化に向けてスマート林業の導入に取り組む林業経営体を支援します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
新規就農者数(累計)	—	4人 (令和7年度)
農林産物の付加価値向上に取り組む事業者数	11事業者 (令和2年度末現在)	15事業者 (令和7年度末現在)
中山間地域の活性化・魅力化につながる取組件数	1件 (令和2年度)	5件 (令和7年度)
利用間伐施業面積	55ha (令和2年度)	60ha (令和7年度)

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(4)まちづくり観光の活性化



目指す姿

来訪者が、地域の魅力に共感し、活気にあふれた交流が行われています。

現状と課題

- 本市では、地域文化を活用した着地型観光を実現していくため、交流と活力を生み出す「まちづくり観光」の考え方を基本として、地域が主体となってあらゆる資源を生かし様々な取り組みを進めています。しかしながら、インバウンドの落ち込み、スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、猛暑等の気候変動等、観光を取り巻く情勢は大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は大きく、感染リスクを避けるために、インバウンドはもとより国内観光は落ち込みが長期化し、収束後も観光の在り方自体が変容すると考えられており、ニューノーマル等、社会の変化に適応した観光政策の推進が求められます。
- 本市では、鈴鹿川等源流域における市域を代表する7つの山々をつなぐ「亀山7座トレイル」を活用した新たな体験型観光として、7座のトレッキングコースを整備し、エコツーリズムを推進しています。また、鈴鹿関跡の国史跡指定を受けるなど、観音山、羽黒山、筆捨山等の関三山周辺の歴史的資源の価値も高まっています。今後は、登山、キャンプをはじめとするアウトドア等の自然観光の需要の高まりも踏まえ、自然との触れ合いの機会や施設の充実を図り、「亀山版グリーンツーリズム」の形成を図るとともに、関宿等の既存の観光地への回遊性を生み出すしくみづくりが求められます。
- 本市では、近隣市や県外交流市で行われたイベント等を通じ、様々な機会や場所を活用し本市の観光の魅力を発信しています。新型コロナウイルス感染症の影響により観光客の動向が団体観光から個人旅行にシフトする中、今後はインターネットによる情報発信を強化し、県内や伊賀市、甲賀市等の地域内の観光誘客を進めるとともに、観光地として選ばれるよう旅行体験の質の向上を図り、需要の変化に対応した着地型観光を実現していく必要があります。
- 本市では、平成30年9月に、亀山市観光協会を中心に多くの主体が参画する「亀山市フィルムコミッション」が設立され、亀山版DMOの礎となる多様な主体が協働し一体的に観光振興を推進するための組織体が結成されました。今後は、この組織体を母体に関係者が一体となって観光振興に取り組める体制の充実を図るとともに、まちづくり観光のコーディネート機能を果たす亀山市観光協会の機能強化に向けた取り組みが必要です。また、まちづくり観光を担う市民や市民活動団体が減少しており、観光振興団体の高齢化等による後継者不足が懸念され、地域資源を活用した物産の開発や、サービスを提供する持続可能な新たな団体の育成が必要となっています。
- 本市では、関宿のWi-Fi整備や、ホームページ・観光パンフレットの多言語化等、インバウンド対応を中心とした環境整備や、トイレの改修や観光案内機能の向上等、観光客の利便性を高める取り組みを進めています。今後は関宿にぎわいづくり基金の活用を視野に入れながら、来訪者が快適に滞在し回遊できる受け入れ環境の充実を図っていく必要があります。

■主要観光施設利用者数の推移

(単位:人)

施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
亀山市歴史博物館	9,686	9,588	9,775	8,549	7,170
関宿旅籠玉屋歴史資料館	14,686	13,838	15,211	16,050	7,668
名阪森林パーク(かぶとの森テラス)	4,801	3,631	11,100	12,903	17,435
亀山市石水溪キャンプ場施設	7,186	7,701	8,292	6,530	3,906
道の駅関宿	97,926	97,817	97,241	93,983	77,829
亀山サンシャインパーク	106,808	116,327	75,089	75,335	68,993
合計	241,093	248,902	216,708	213,350	183,001

(資料:商工観光課)

施策の方向

①地域資源を生かした持続可能な観光政策の推進

- ◆トレッキングやサイクリング等の体験型アクティビティ機会の提供等、自然とのふれあいを提供する「亀山版グリーンツーリズム」として自然観光の活性化を進めるとともに、関宿等の既存の観光地への回遊性を高めます。
- ◆東海道関宿をはじめとした歴史街道や国史跡である鈴鹿関跡等、地域団体等と協働しながら本市が有する歴史文化遺産の魅力を生かした観光振興に取り組みます。
- ◆様々な機会をとらえて、店舗事業者や関係団体と連携し、魅力ある新たな物産・サービスの創出を図ります。

②観光プロモーションの強化

- ◆魅力的な観光コンテンツの創出や来訪意欲の増進に向け、ニューノーマルに対応する観光DXを推進するとともに、様々な主体と連携しSNSやインターネットでの情報発信力を強化します。
- ◆訪問客の質的变化を踏まえ、近隣自治体等と連携して回遊性の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進めます。

③まちづくり観光を支える人材と組織の育成・確保

- ◆亀山市フィルムコミッションの活動を支援し、ロケ地めぐりによる観光活性化を進め、裾野の広い組織体を活用しながら、亀山版DMOの確立を進めます。
- ◆県内観光協会と連携したイベント開催等、様々な観光事業の展開を通じて、亀山市観光協会のコーディネート機能を強化します。
- ◆まちのにぎわいづくりに資する団体の活動を支援し、まちづくり観光を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図ります。

④快適に滞在できる受け入れ環境の充実

- ◆訪問者のニーズに合わせた環境整備を行うことで、観光地の利便性の向上を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
観光入込客数	183,001人 (令和2年度)	220,000人 (令和7年度)
エコツーリズムのイベント参加者数	141人 (令和2年度)	270人 (令和7年度)
観光協会ホームページ訪問者数	181,722人 (令和2年度)	235,000人 (令和7年度)
まちづくり観光に関わる団体数	84団体 (令和2年度末現在)	85団体 (令和7年度末現在)

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

(5)広域的な交通拠点性の強化



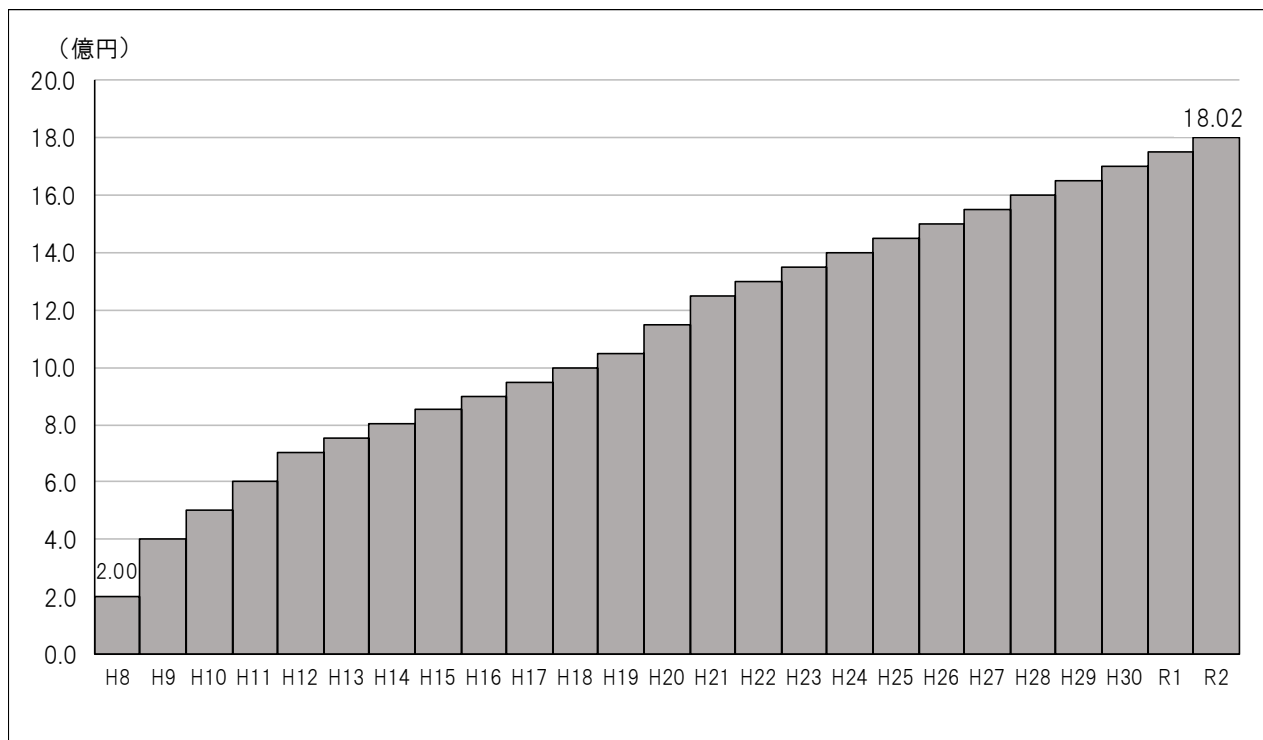
目指す姿

市内外の人が、高速交通ネットワークを活用し、広域的な交流・連携を行っています。

現状と課題

- 本市は古くからの交通の要衝であり、現在も広域交通網の結節点として中部・関西の両圏域をつなぐ重要な役割を担っています。今後も高速道路網の充実や新たな国土の大動脈となるリニア中央新幹線の市内停車駅誘致により、交通拠点性を最大限に発揮させたまちづくりを展開していくことが求められます。
- 東京・名古屋間の先行開業に向けて、リニア中央新幹線の整備が進む中で、令和3年1月には県内全市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において本市が県内唯一のリニア県内駅位置候補に決定し、同年10月には当期成同盟会に県内駅候補地案を提案したことで、リニア中央新幹線市内停車駅誘致活動は新たな局面を迎えています。本市は四半世紀以上にわたり官民一体となってリニア中央新幹線市内停車駅誘致活動を推進してきた歴史があり、この長きにわたる取り組みを礎としながら、三重県等関係機関との連携を一層強化するとともに誘致活動の裾野を拡大し、リニア誘致の機運をさらに高めていく必要があります。
- リニア中央新幹線の東京・名古屋間における事業主体の整備動向等を注視しつつ、市内停車駅の波及効果を生かしたまちづくりビジョンの策定等、市内停車駅誘致を見据えた取り組みを加速させていく必要があります。
- 本市は、平成8年度から「リニア中央新幹線亀山駅整備基金」を設置し計画的な積立てを行い、その積立額が目標額の20億円に到達しつつあります。こうした中、リニア中央新幹線の先行開業区間の事例等も踏まえ、引き続き、リニア市内停車駅整備を見据え、更なる財源の確保に努める必要があります。
- 平成31年3月の新四日市JCT～亀山西JCT間における暫定4車線での開通や、令和元年12月の亀山西JCTのフルジャンクション化により東名阪道の渋滞が大幅に緩和されるなど、本市の交通拠点性はさらに向上し、交通の結節点としての本市の役割がますます重要となっています。一方、新名神高速道路は暫定4車線での開通であるため、6車線化整備に向け、引き続き関係機関に早期の実現を要望していく必要があります。
- 鈴鹿亀山道路については、亀山JCTと鈴鹿市の北勢バイパスを結ぶ地域高規格道路としての役割に加え、インターチェンジへのアクセス向上、地域の利便性の向上、大規模災害発生時の緊急輸送道路としての役割が期待されており、令和3年2月に都市計画決定が行われました。引き続き、鈴鹿亀山道路の早期の事業着手に向けた向けた取り組みを行うとともに、整備に向けた機運が高まる国道1号亀山バイパスや国道1号関バイパス、国道306号川崎庄内バイパス等についても整備を促進していく必要があります。

■リニア中央新幹線亀山駅整備基金残高の推移



(資料:政策推進課)

施策の方向

①リニア中央新幹線市内停車駅の誘致の推進

- ◆リニア中央新幹線の名古屋以西のルート of 早期決定と市内停車駅誘致に向け、三重県等関係団体との連携を強化するとともに、官民一体となった誘致活動を積極的に展開し、その活動の裾野を広げ、市民意識の高揚を図ります。
- ◆リニア中央新幹線の市内停車駅誘致の波及効果を生かしたまちづくりの方向性を整理します。
- ◆リニア中央新幹線の市内停車駅整備を見据え、駅周辺の施設等の整備に充てるための計画的な財源確保に努めます。

②広域道路網の強化

- ◆広域高速道路網の結節点としての機能をさらに高めるため、関係機関に対し、新名神高速道路の早期6車線化整備を促します。
- ◆内陸部と沿岸部を結ぶ東西軸となる鈴鹿亀山道路や国道1号関バイパスの整備等、広域道路網の強化に向けた取り組みを促進します。
- ◆関係機関等と連携し、広域道路網の整備効果が大きく広がる国道306号川崎庄内バイパスの整備を促進します。
- ◆市内交通ネットワークとの有機的な結合を図れる広域道路網の整備を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
リニア中央新幹線・JR 複線電化推進亀山市民会議の会員数	72会員 (令和2年度末現在)	80会員 (令和7年度末現在)

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、「豊かな子育てができるまち」を目指します。

基本施策の大綱

基本施策

子育てと子どもの成長を支える環境の充実

子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(1)子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実



目指す姿

子どもたちが、豊かな学びのもと、未来を創るための力を身に付けています。

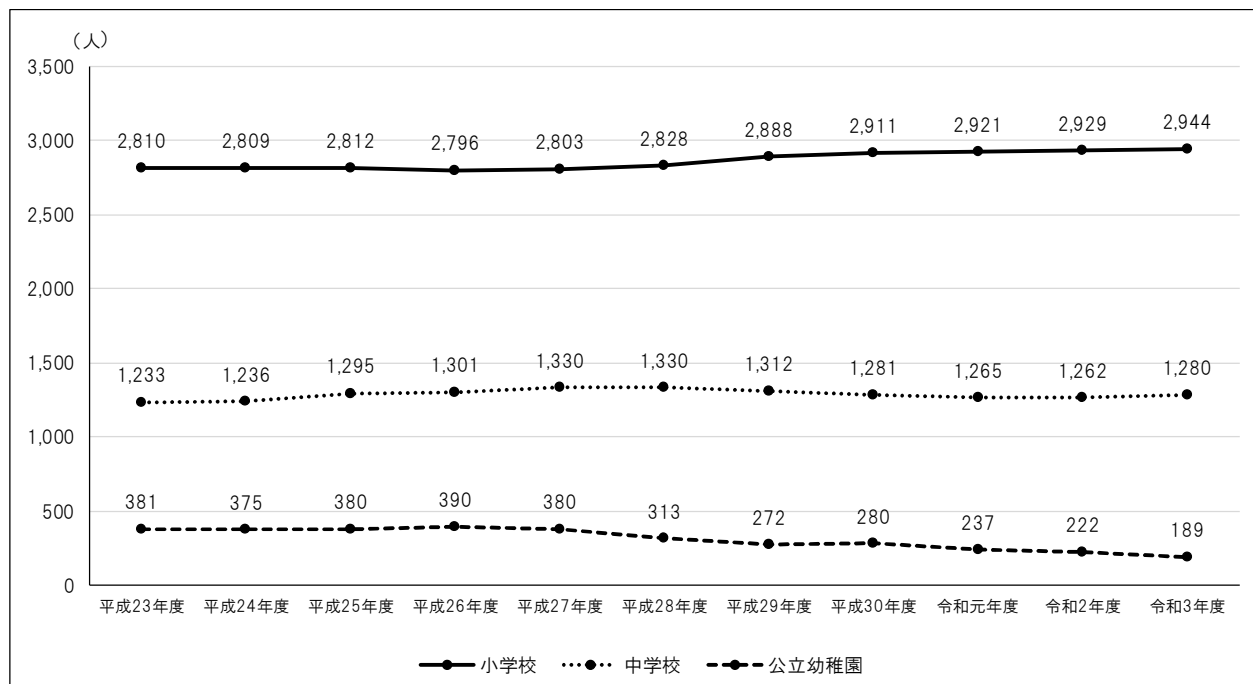
現状と課題

- 学校教育が複雑化・多様化した課題を抱える中で、本市では、国の第3期教育振興基本計画や「三重県教育施策大綱」の方針等を踏まえつつ、亀山市総合教育会議等を経て令和3年度に亀山市教育大綱及び亀山市教育ビジョンを改定しました。人口減少や少子化に加え、スマート社会の到来、ポストコロナ時代に対応した教育活動等、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、そうした変化に対応していくことが求められます。また、本市が「教育のまち」として充実し、発展していけるよう市民の教育に対する意識を高めるとともに、教育大綱に沿った学校教育の推進の機運を醸成していく必要があります。
- 地域や保護者の方が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の取り組みが全国的に進められている中、本市では、令和3年度には市内小中学校14校全てに学校運営協議会が設置されました。これまで、各学校では学校評価についても充実・定着を図り、その評価をもとに教育活動の改善が行われ、学校の組織力の向上につながっています。今後は、市内の小中学校全校に設置された学校運営協議会を核とした地域の連携と協働を進める中で、子どもの安心・安全の確保や、危機管理体制の強化を引き続き行うとともに、教職員の資質向上等を推進し、信頼される学校づくりを進める必要があります。
- 川崎小学校の改築や井田川小学校の増築・給食室改修等により学びの環境整備は充実し、また、令和元年度には普通教室における空調機設置の完了により、子どもたちの学習環境は大きく向上しています。今後は、子どもたちが安全で快適な学校生活を送るため、老朽化が進んでいる学校施設については予防保全型管理を進めながら計画的な施設の長寿命化等を図るとともに、子どもたちの良好な健康状態の維持に配慮した取り組みを進める必要があります。また、現在、亀山中学校・中部中学校において選択制のデリバリー給食を実施していますが、全員喫食制の給食実施については、他の様々な教育課題の解決に向けた取り組みとの調整を行いつつ、着実に進める必要があります。
- 新学習指導要領では、教科等の目標や内容を見通し、学習の基盤となる資質・能力等の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが求められています。本市では、こうした状況を受け、令和2年3月に「亀山市学力向上推進計画」を改定し、指導力の向上・児童生徒への学習支援・家庭・地域との連携・協働を重点的取り組みとして進めています。今後は、就学前児童の支援体制を強化し、義務教育へのスムーズな接続を図る必要があります。また、デジタル技術の活用において児童・生徒用タブレット端末の配置やインターネット環境の整備は進みましたが、学習に必要な環境整備等を引き続き行う必要があります。
- 本市では、独自の取り組みである少人数教育推進教員の配置や、個の学び支援等、校内の子どもたちへのより良い学習環境づくりを積極的に行っています。しかし、いじめや不登校をはじめ、子どもの虐待・貧困、ヤングケアラー等、複合的な課題を持つ児童生徒は増加しており、福祉との連携の中で、保護者

を含めた重層的な支援体制を充実し、誰一人取り残さない教育をさらに進める必要があります。

- 本市では、青少年健全育成について青少年育成市民会議と連携し、「亀山っ子」市民宣言を具現化する「具現化行動計画」及び家庭で取り組める子育て応援メッセージ「かめやまお茶の間10選(実践)」を策定し、子育て世帯を中心とした多くの市民への周知を行う等、地域で子どもを育む意識醸成に努めています。今後も「亀山っ子」市民宣言の具現化に向けた取り組みの実施を支援していくとともに、青少年の健全育成のため地域・福祉・教育の分野で様々な団体等と連携し、青少年活動を促進していく必要があります。

■ 児童・生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(資料:学校教育課)

施策の方向

①学びを支える温かさあふれる学校づくり

- ◆学校運営協議会を核とした地域の連携と協働により、地域や学校の特性を生かした地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、日常の感染防止対策等、学校の衛生管理を適切に行うとともに、学校ボランティア等による日常の消毒等、地域や家庭との連携により、子どもが安心して学べる環境を整えます。
- ◆放課後の小学生が、安心できる居場所となる放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携を強化するとともに、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動を行える居場所づくりを推進します。

②学びの環境の充実

- ◆子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設の予防保全型管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインへの配慮やライフサイクルコストの意識を持ちながら、学校施設の長寿命化・更新に向けた計画づくりに取り組みます。
- ◆学校における子どもたちの良好な健康状態が維持できるよう、学習環境や給食環境の充実を図ります。
- ◆現在の亀山中学校・中部中学校のデリバリー給食を継続しながら、中学校における全員喫食制の給食実施に向け取り組みます。

③希望をもって新しい時代に活躍できる子どもの育成

- ◆一体的で質の高い保育・教育を推進するとともに、異校種間のスムーズな接続を図るため、保幼認小中の連携を進めます。
- ◆児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさや、わかる喜びを実感できるよう、充実した教職員研修や外部講師の派遣等により、教師の指導力の向上と授業改善を図ります。
- ◆子どもたちが日常から本に親しむことができるよう取り組みを推進するとともに、市立図書館及び学校司書、学校図書館活用アドバイザー等と連携して学校図書館の充実を進めます。
- ◆子どもたちが将来自立した時に社会人として必要な人権意識の向上や、主体的な判断・選択の下に行動できるよう、人権・道徳教育を推進します。
- ◆豊かな感性を育むため、伝統文化や優れた芸術に直接触れ、体験し、自ら表現する機会を教育活動に取り入れます。
- ◆様々な情報をもとに、自ら進んで問題を発見・解決することができるよう、1人1台端末等のデジタル技術を積極的に活用する学習を進めるとともに、情報教育を推進します。
- ◆子どもたちが多様な国・地域の文化や考え方に触れられるよう、外国語活動や英語科の授業を通じてコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際理解教育や多文化共生教育を推進します。
- ◆社会とのかかわりや参画への意識を高めるため、体験学習の機会の充実を図るとともに、自らの進路を主体的に選択できるようキャリア教育を推進します。

④家庭・地域の教育力の向上

- ◆地域での子どもの安全・安心な生活を確保するため、「SOSの家」や青少年育成市民会議の「愛の運動」の取り組みを継続し、地域全体による子どもの見守りを推進します。
- ◆家庭生活を通じて幼少期から基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭教育の重要性についての意識啓発を図るため、「かめやまお茶の間10選(実践)」の取り組みを進めます。

⑤一人ひとりの学びを支えるきめ細かな教育の推進

- ◆一人ひとりの子どもの特性や事情に配慮し、個々の能力を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育や外国人児童生徒教育、家庭環境により学びに差が生じないための学習支援等、それぞれの学びの機会の確保に努めます。
- ◆35人を超える過密学級の解消と習熟度に応じた授業等、一人ひとりの意欲を高める少人数教育による児童生徒へのきめ細やかな指導を推進します。
- ◆いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒及び保護者等に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した学びの保障、NPO等と連携した訪問型支援、学校内外の居場所づくりを進めます。
- ◆教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、デジタル技術を活用した校務の効率化を進めます。

⑥青少年の健全育成と青少年活動の促進

- ◆青少年育成市民会議の活動を通じ、「亀山っ子」市民宣言に対する市民の理解を促進するとともに、その実践活動への支援を行います。
- ◆地域の実情を踏まえながら、地域・福祉・教育の連携による青少年の自立支援や見守り体制の強化に取り組みます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行っている学校の数	8校 (令和2年度)	14校 (令和7年度)
学校評価アンケートにおける授業理解度	小学校90.0% 中学校85.8% (令和3年度)	小学校92.0% 中学校89.0% (令和7年度)
「かめやまお茶の間10選(実践)」アンケートにおける取り組んだと回答した保護者割合	52.0% (令和2年度)	70.0% (令和7年度)
学校評価アンケートにおける学校満足度	小学校93.4% 中学校91.2% (令和3年度)	小学校95.0% 中学校95.0% (令和7年度)
「亀山っ子」市民宣言についてのアンケートにおける目指す子ども像について実感があると回答した割合	24.4% (令和2年度)	30.0% (令和7年度)

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(2)安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進



目指す姿

子育て世帯が、周りに支えられながら、安心して子どもを育てています。

現状と課題

- 全国的な少子化が進展する中、本市の出生数においても、他市に比べて比較的緩やかではあるものの減少傾向が続いています。しかしながら、女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化など、保育需要の拡大・多様化につながる動きが進んでいることから、待機児童の解消には至っておらず、本市の大きな課題となっています。そうした状況を踏まえ、令和3年2月に就学前教育・保育施設の再編方針を策定し、保育所の増設等、短期的な効果が期待できる事業に着手し、保育機能の拡大のための取り組みを進めています。引き続き計画的な施設の統廃合を含めた施設再編等、中長期的な視点による抜本的な待機児童解消に向けた取り組みが求められます。
- コロナ禍では、医療従事者をはじめとしたエッセンシャルワーカーである保護者の就労を支えるために保育所、放課後児童クラブなど子どもの居場所の安定的な確保の重要性が高まっています。一方、感染リスク等から保育所等の施設や地域子育て支援センターの利用を控えたり、様々なイベントが中止・縮小されたりするなど、子育て世帯の交流機会が減少することで、子育て世帯が社会から孤立するリスクの高まりも危惧されています。今後は、子どもの居場所の更なる充実や、コロナ禍で子育て世帯が孤立しない取り組みが必要です。
- 本市では、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した切れ目のない子育て支援体制による総合的な相談や支援を積極的に展開することで、「子育てにやさしいまち」としての評価を得ています。また、平成30年度(2018年度)に子育て世代包括支援センターを設置するなど、専門スタッフによる相談・支援体制の強化を図っています。そうした中、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」が令和元年(2019年)12月から施行され、その地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を果たすことが求められています。
- 本市では、子育て世帯への支援について、県制度の医療費助成に加え、市単独の取り組みとして、子どもの医療費に対する助成の対象者の拡大や未就学児の窓口無料化等により制度の充実を図っています。また、令和元年10月に国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て世帯の負担を社会全体で支えるしくみが大きく見直されるなど、子育て世帯への公的支援が拡充されています。
- 国は、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」等の課題を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進しています。本市においては、ニーズ増のある小学校区での放課後児童クラブの支援単位の拡大や、夏休み等の新たな居場所となる長期休暇子どもの居場所事業を展開し、さらに放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化に努めています。

■就学前児童数及び保育所児童数の推移(各年度4月1日現在)

区分			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出生数			人	414	365	415	358	360	—
就学前児童数			人	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475
保育所	設置数	公立	箇所	9	9	9	9	9	9
		私立	箇所	5	7	7	7	7	7
	定員		人	1,115	1,202	1,213	1,217	1,195	1,195
	児童数 (うち広域入所)		人	1,188 (41)	1,178 (28)	1,196 (26)	1,192 (18)	1,221 (33)	1,210 (34)
	3歳未満児 (うち広域入所)		人	357 (12)	396 (12)	407 (14)	396 (3)	401 (12)	414 (13)
	発達等に配慮が 必要な児童数		人	39	42	44	47	61	53

※保育所等には、認定こども園及び小規模保育事業を含みます。

(資料:市民課、子ども未来課)

施策の方向

①就学前教育・保育施設の受入機能の強化

- ◆将来的なニーズを踏まえた待機児童の解消を目指し、保育所の増築等を進めるとともに、幼保の統合等による認定こども園化を基本とした施設整備を進めます。
- ◆新型コロナウイルス等による感染症や様々な衛生対策の徹底と、園舎や遊具等の施設の改修を図ることで、子どもたちが安心して園生活を過ごすことができる環境の充実を図ります。
- ◆就学前教育・保育施設の運営体制の強化を図るため、民間保育所等に対する支援を進めるとともに、保育現場における人材確保による受入機能の強化を図ります。
- ◆保護者の就労・疾病等で保育を必要とする子どもが必要な保育利用ができるよう、適切な利用調整に努めるとともに、転入や復職など急な保育需要への対応のため、待機児童館の機能確保を図ります。

②魅力ある幼児教育・保育の提供

- ◆亀山市ならではの自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、豊かな体験を通じた活動を推進します。
- ◆医療的ケアを要する子どもや特別な支援が必要な子どもに対し、看護師や保育士など必要な職員を配置するなど安心できる保育体制の確保を図ります。
- ◆子どもたちと直接触れ合う職員がより質の高い保育・教育ができるよう、職員間の情報共有の機会の提供や計画的な研修の機会の充実を図ります。

③子育て世代が孤立しない環境づくり

- ◆子育て世帯の悩みや不安を解消し、子どもが健やかに成長していけるよう、多様な専門スタッフの集う子育てに関する相談体制の充実と、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆子育て中の親子の相互交流や子育てに関する相談の場となる地域子育て支援センターについて、サテライト機能や体制を強化するとともに、親子が楽しみながら参加できるイベントや講座を通じた親子の成長への支援を行うことで、子育て世帯のつながりづくりを促進します。
- ◆子育てに関するイベントやサークル活動など様々な子育てに関する情報について、多様な手段による情報発信の強化を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◆児童虐待予防のため、要保護児童対策地域協議会を核とした地域や関係機関との連携を強化し、早期対応や発生時の迅速な対応に取り組めます。

④子育て世帯の自立した生活への支援

- ◆経済的な困窮・文化的な貧困にかかる課題を抱えた子育て世帯が支援につながるよう、アウトリーチによる相談支援を実施するとともに、就労の機会に恵まれない子育て世帯への就労相談や職業訓練等の機会の充実を図ります。
- ◆ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供や相談体制の充実を図るとともに、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行います。

⑤子育ての希望をつなぐ支援の充実

- ◆子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が中核となり、保健・福祉・教育・医療の関係機関との連携による子ども・子育て支援ネットワークを展開し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

- ◆不妊治療費助成など子どもを持つための支援を行います。
- ◆安心して子どもを産み育ていけるよう、子どもの医療費など子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

⑥子どもの居場所づくりときめ細かな子育て支援の推進

- ◆放課後の小学生の安心できる居場所となる放課後児童クラブの運営・支援や長期休業時等の必要な子どもの居場所づくりに取り組むとともに、放課後子ども教室との連携を図ります。
- ◆様々な理由から一時的に養育困難となった児童の短期間の受入れや、ファミリーサポートセンターを核とした細やかな子育て援助活動の体制強化を図ります。
- ◆児童発達支援の中核となる児童発達支援センターの機能の確保を進めるとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの計画的な育成等、教育・保育現場の人材育成を行うことで、切れ目ない支援の充実を図ります。
- ◆発達等に配慮が必要な児童への支援を迅速かつ適切に行えるよう、専門機関との連携を図り、早期発見・早期支援を行います。
- ◆保護者が働きながら安心して子育てができるよう、休日保育や病児・病後児保育など多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
低年齢児(3歳未満児)待機児童数	12人 (令和3年4月1日)	0人 (令和7年4月1日)
地域子育て支援センター利用者数	20,642人 (令和2年度)	33,000人 (令和7年度)
産前・産後の子育て家庭へのアウトリーチによる延べ相談件数	115件 (令和2年度)	120件 (令和7年度)
年間出生数	359人 (令和2年度)	400人 (令和7年度)

5. 市民力・地域力の活性化

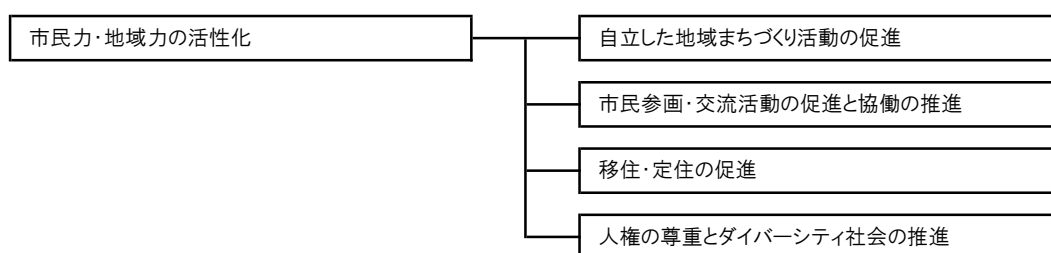
施策の大綱が目指すまちのイメージ

■つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれる
「つながりと交流のあるまち」を目指します。

基本施策の大綱

基本施策



5. 市民力・地域力の活性化

(1) 自立した地域まちづくり活動の促進



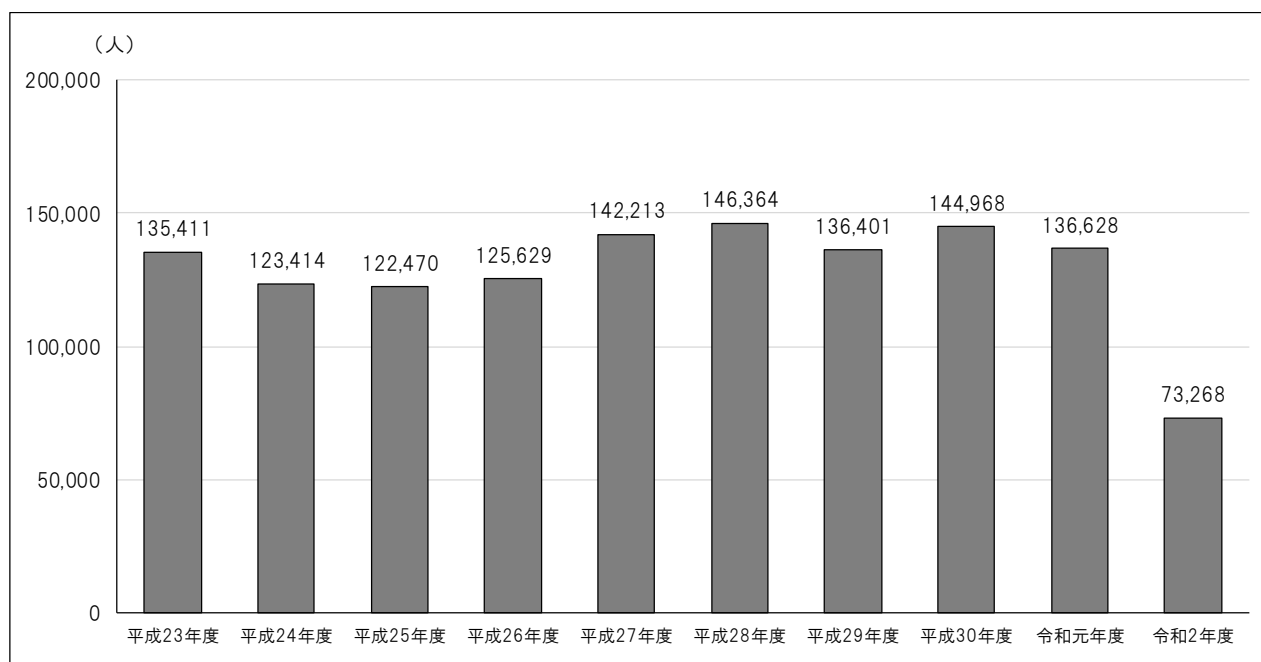
目指す姿

市民が、地域まちづくり協議会の活動を通して、地域の課題解決に向けて、自立した地域づくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 本市では、人口減少や高齢化等の進行等により多様化・複合化が進む地域課題の解決に向けて、自治会、老人会、婦人会、PTA、市民活動団体、企業等様々な主体で構成する地域まちづくり協議会が市内全22地区で組織されるとともに、全ての地区で地域まちづくり計画が策定され、地域特性に応じた主体的な取り組みが展開されています。近年、活動内容を行事から課題解決型の事業へ転換していく考え方が醸成されつつありますが、地域まちづくり協議会によって課題や組織力、活動内容は様々であることから、今後も、財政的支援や人的支援を行うとともに、地域まちづくり協議会相互の情報共有を図るなど、地域まちづくり計画の更なる推進に向けて総合的な支援が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染リスクを低減するため、人との接触機会の低減やソーシャルディスタンスの確保等、新しい生活様式が定着しつつあります。そのような中、地域まちづくり協議会が感染症の影響により、これまでの慣例により実施していた事業を行うことができない状況にあるため、感染症の状況や時代の変化に対応しながら、地域課題の解決に向けた活動を展開できる環境づくりが必要です。
- 地域まちづくり協議会の活動拠点施設である地区コミュニティセンター等については、老朽化が進んでいる施設もあることから、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な整備等を行い、拠点施設の充実を図る必要があります。また、城東地区コミュニティセンターについては、市民協働センターの活用を検討する必要があります。
- 高齢就業者が増加傾向にある中、地域まちづくり活動の担い手となる人材が不足しています。今後も、次世代の地域活動の担い手を発掘・育成するため、研修会等を通して市民の地域自治に対する意識の醸成を図り、若者や子育て世代を含めた多様な世代がまちづくり活動に参加するように促す必要があります。
- 本市では、多様化・複合化する地域課題の解決に向けて、地域まちづくり協議会と市の協働を一層強化することが求められており、互いに尊重しながら、更なる協働の機会の充実を図るとともに、迅速かつ確かな情報の発信・共有を行っていく必要があります。

■ 地域まちづくり活動拠点施設の利用者数の推移



(資料: まちづくり協働課)

施策の方向

①地域まちづくり活動の活性化

- ◆地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画に基づく主体的な活動を展開できるよう、地域予算制度の運用や地域担当職員の配置等を行うとともに、地域まちづくり協議会の活動を支援します。
- ◆地域まちづくり協議会による情報発信を促進するとともに、市と地域まちづくり協議会及び地域まちづくり協議会相互の情報共有を推進します。

②地域まちづくり活動拠点施設の充実

- ◆地域まちづくり活動の拠点施設である地区コミュニティセンター等の適切な維持管理を行うとともに、計画的な整備等を行います。

③地域まちづくり協議会の組織強化

- ◆自治会をはじめとする地域まちづくり協議会を構成する様々な団体が地域課題の解決に向けて取り組むため、研修会等を通じて、地域自治に対する意識の醸成を図ります。
- ◆多様な世代の市民の参画による地域まちづくり活動を促進するため、地域で活躍できる人材の発掘・育成を支援します。

④地域まちづくり協議会との連携強化

- ◆地域まちづくり協議会と市が協働して地域課題の解決に取り組むため、庁内体制の整備等を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任した人数(累計)	7人 (令和3年度末現在)	11人 (令和7年度末現在)
地域担い手研修受講者が開催を支援したサロンの回数(累計)	2回 (令和3年度末現在)	6回 (令和7年度末現在)
地域まちづくり推進アドバイザーを派遣した研修の開催回数(累計)	19回 (令和3年度末現在)	31回 (令和7年度末現在)

5. 市民力・地域力の活性化

(2)市民参画・交流活動の促進と協働の推進



目指す姿

多様な主体が、参画・協働してまちづくりに取り組み、交流により活発な活動を行っています。

現状と課題

- 本市は、亀山市まちづくり基本条例に基づき、協働によるまちづくりを進めることとしており、協働事業提案制度等を活用し、多様な主体と行政との協働を進めています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりこれらの取り組みに停滞がみられることから、ポストコロナ時代におけるニューノーマルに対応した市民参画・協働によるまちづくりを進める必要があります。
- 本市では様々な分野で自主的・主体的な市民活動が展開されており、市民活動応援制度等により市民活動団体を支援するとともに市民協働センターの充実を図り、市民活動の更なる活性化を図っています。しかしながら、市民活動においては、団体の構成員の高齢化や高齢就業者の増加等から担い手不足等の課題もあることから、市民活動団体の取り組み事例を紹介するなど、市民活動を始めるきっかけとなる情報の提供や、市民活動団体が継続して活動できるよう、活動状況に合わせた支援を行う必要があります。また、市民活動団体、行政、企業等、様々な主体間での協働を促進するため、各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の構築が求められています。
- 本市では、納涼大会等の恒例イベントや地域行事等様々な機会を通して、市民が相互に交流を深めています。今後、協働によるまちづくりの活発化を促すためには市民同士の相互理解や連帯感を醸成することが求められることから、市の恒例イベントや、地域まちづくり協議会による地域行事、各地域における伝統行事等を通じて市民交流の促進、地域の連帯感の醸成につなげるとともに、ポストコロナ時代におけるニューノーマルに対応した新たな市民交流の在り方を検討する必要があります。
- 本市では、歴史文化や産業等共通性のある自治体との交流を深め、自治体間での情報交換や市民の市への愛着や誇りの醸成に努めています。今後も、地域への愛着を育み、地域の活性化にもつながる地域間交流の取り組みを継続して進める必要があります。
- 本市では、市民参画によるまちづくりを進めるため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用して、タイムリーかつ的確な行政情報の発信に努めています。今後も、より多くの人に本市のまちづくりに対する理解を広めるため、各種媒体の特性を生かした情報発信に取り組む必要があります。また、主体的にまちづくりに関わる人を増やすため、引き続き市民参画による効果的な情報発信を行う必要があります。
- 本市では、市民の声をまちづくりに生かすためキラリまちづくりトークの開催やパブリックコメントの実施、市長への手紙、ご意見箱の運用等、市政に対する意見を聴く機会を確保しています。今後も、市民との相互のコミュニケーションを図るため、様々な機会を捉えて広聴機能の充実に取り組む必要があります。

■協働事業提案制度に基づく協働事業実施件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民提案	2	1	3	1	0	3
行政提案	0	1	0	0	0	0
合計	2	2	3	1	0	3

(資料:まちづくり協働課)

施策の方向

①市民活動の活性化と協働の推進

- ◆新たな市民活動の芽生えや既存の市民活動の活性化に向けた支援を行うとともに、市民活動に関する意識啓発や情報発信等を行います。
- ◆協働の指針に基づく協働事業提案制度などを用いて、多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。
- ◆市民の自主的な活動を支援協働を推進する拠点として、市民協働センターの支援機能の充実を図ります。

②市民交流・地域間交流の促進

- ◆市民や市民活動団体間の相互理解や連帯感を醸成するため、イベントや地域行事など様々な機会を通じて、ポストコロナ時代における市民交流を促進します。
- ◆地域への愛着を育み、地域内の活力を高められるよう、市民や市民活動団体等と協働し、共通性のある地域資源を有する自治体等との地域間交流を推進します。

③広報・広聴の充実

- ◆多様な主体のまちづくりへの参画を促進できるよう、各種媒体の特性を生かし、伝わる広報を推進します。
- ◆計画段階から実施までの積極的な市民参画を促進するとともに、幅広い世代の市民の声をまちづくりに生かせるよう、市民の意見を広く聴く機会の充実を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
市民活動応援制度の登録団体数	79団体 (令和3年度末現在)	80団体 (令和7年度末現在)
協働事業提案制度の事業実施件数(累計)	29件 (令和3年度末現在)	34件 (令和7年度末現在)
市ホームページのページビュー数	2,646,047件 (令和2年度)	2,780,000件 (令和7年度)

(3)移住・定住の促進



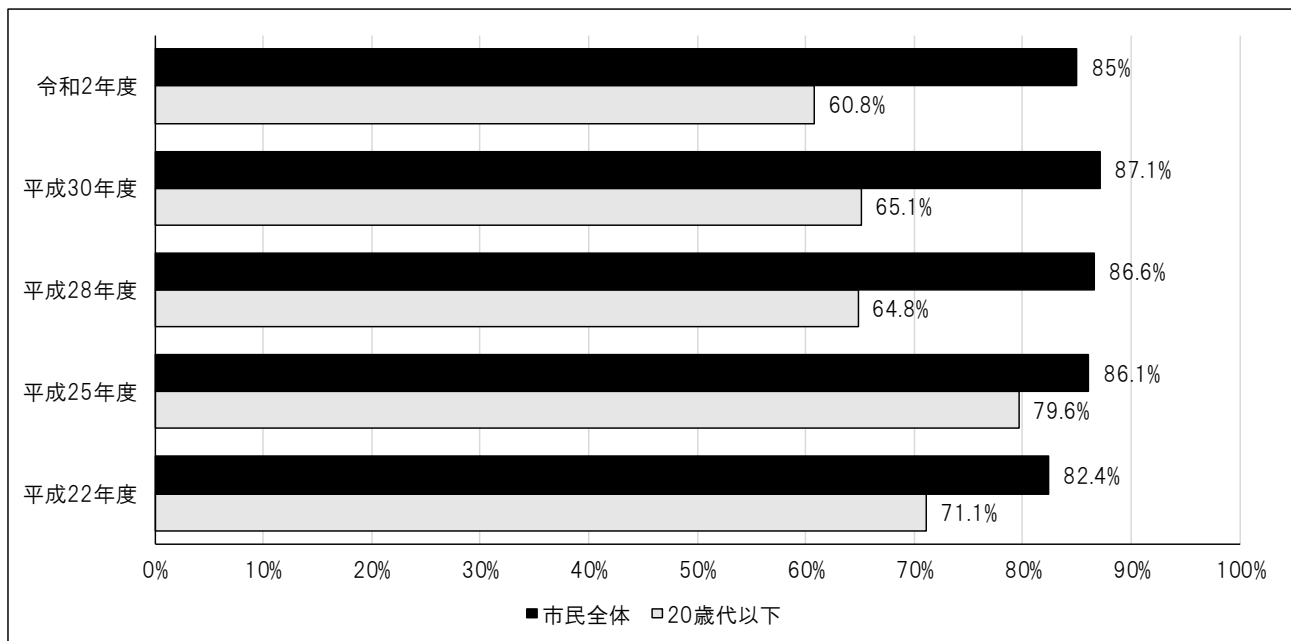
目指す姿

市内外の人が、まちの魅力に共感し、このまちを選び、暮らしています。

現状と課題

- 国は、地方への人の流れをつくり東京圏への一極集中を是正するため、地方移住の促進や、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大等を推進しています。本市においても、シティプロモーション戦略に基づく子育て世代をターゲットにした情報発信や、移住相談窓口の開設、首都圏における移住促進の取り組み等、本市への移住・定住を積極的に進めており、子育て世代の流入も相まって、近年人口は社会増で推移しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住やテレワークへの関心の高まりなど、人々の意識や行動に変化が生じており、こうした流れを踏まえ、本市への人の流れにつなげていく必要があります。
- 令和2年度(2020年度)に実施した市民アンケート調査では、「住み続けたい」とする定住意向が全世代でみると85.0%と高くなっています。一方、20歳代以下の定住意向は、平成28年度(2016年度)と比較すると微減傾向で、60.8%にとどまっています。このような中、本市の多彩な魅力について積極的に情報発信するシティプロモーションを展開し、本市を知ってもらおうと同時にまちに対する愛着と誇りの醸成を図るなど、移住・定住と関係人口等の拡大を意識した共感性の高い情報発信を行っていく必要があります。
- 将来の地域の担い手となる若者や子育て世帯が本市に定住することは、人口減少に歯止めをかけるとともに地域活力の向上につながります。若い世代の定住には、本市の充実した子育て環境や住環境の良さ、地域資源を生かした暮らしの楽しさ等をアピールするとともに、若者が本市で働き、暮らし、楽しみながら豊かな人生を過ごせる環境づくりが求められます。
- 本市では、移住を促進するため、移住に関する総合的なワンストップ窓口を設置し、移住希望者への一元的な情報発信や相談対応等を行っています。全国的に地方移住志向が高まる中、本市への移住をより一層促進するためには、仕事や住まいなど、移住に必要な情報を的確に発信するとともに、移住者の受け入れ体制の充実や移住者間ネットワークの構築など、安心して本市に移住してもらえる環境づくりが必要です。

■ 亀山市に住み続けたいと思う若者の割合の推移(市民アンケート)



(資料:政策推進課)

施策の方向

①戦略的なシティプロモーションの推進

- ◆本市の認知度の向上とまちへの愛着・誇りの醸成、定住人口・関係人口の創出を図るため、市民等と連携し、多彩な魅力に培われた本市の良質な都市イメージの情報発信に取り組みます。

②若者・子育て世帯の定住促進

- ◆就職期におけるUターンを促進するとともに、若い世代が交流し、まちづくりに参画できる機会づくりを行うことで、若い世代の定着につなげます。
- ◆県等と連携し、結婚を望む人に対する相談や出会いの機会づくりを支援します。
- ◆子育て世帯が安心してこの地で暮らすことができるよう、子育て世帯の住宅取得に対する支援を行います。

③移住交流の促進

- ◆移住希望者の多様なニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行うとともに、首都圏をはじめとする大都市圏や近隣市町への情報発信を強化します。
- ◆市外からの移住とその後の定着を図るため、空き家活用に対する支援を行うとともに、移住者や移住希望者、地域住民が交流できるネットワークを構築します。
- ◆テレワークを行う場を創出することで、都市部からの移住や仕事を通じた交流を促進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
シティプロモーション専用ページのページビュー数	99,895件 (令和2年度)	125,000件 (令和7年度)
支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数(累計)	—	40世帯 (令和7年度末現在)
移住相談等を通じた移住件数(累計)	41件 (令和2年度末現在)	190件 (令和7年度末現在)

5. 市民力・地域力の活性化

(4)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進



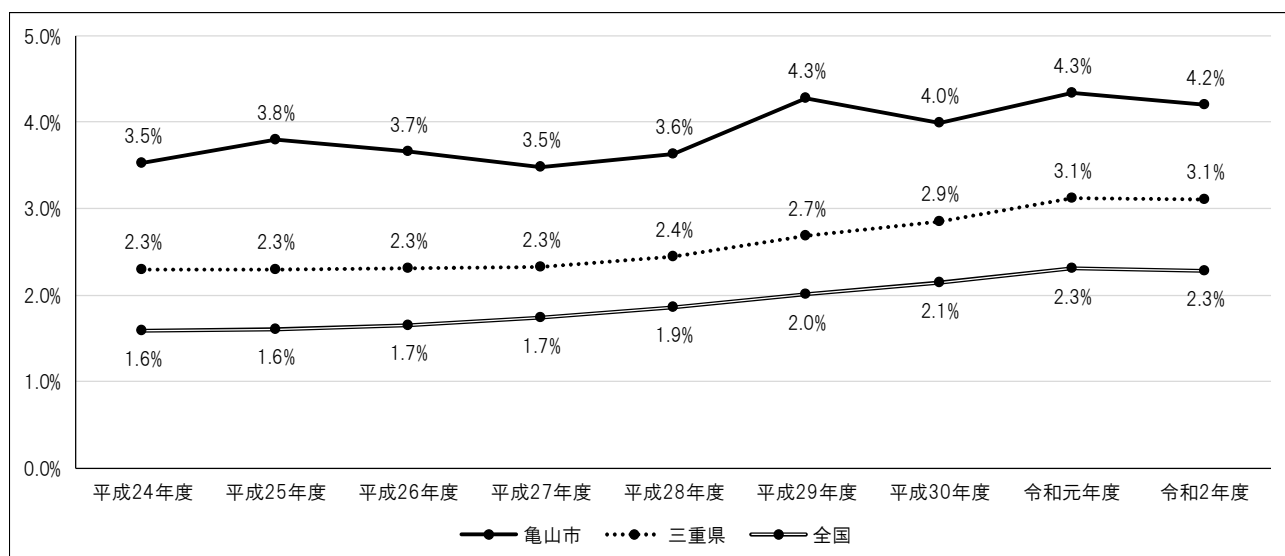
目指す姿

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合いながら、共に暮らしています。

現状と課題

- 基本的人権は、日本国憲法においても侵すことのできないものであると保障されており、本市では、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、人権意識の啓発に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をはじめ、人権問題は社会の変化により移り変わるものでもあることから、互いの個性や多様性を尊重し、ともに暮らしていくことのできる社会の実現に向けて、小中学校での教育活動を通じた人権教育等を推進しています。今後も、差別を解消するための3つの法律への理解を深めるとともに、人権問題を解消するための取り組みを継続して行う必要があります。
- 市民一人ひとりが、多様性を認め合い、個性や能力を生かして誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められていることから、今後も、性別や年齢、国籍、性的指向や性自認等の多様性についての社会の理解促進を図る必要があります。
- 性別に関わりなく誰もが活躍できる社会づくりが求められており、本市では「亀山市男女が生き生き輝く条例」や「男女共同参画基本計画」に基づき、市民活動団体との協働や男女共同参画週間に合わせた啓発活動等を通して市民一人ひとりの意識啓発に取り組むとともに、審議会等における女性登用を進めています。今後も男女共同参画の意識を高め、性別に関わりなく誰もが活躍できる社会の実現を図るとともに、女性に対するDV等、あらゆる暴力の防止を図る必要があります。
- 社会経済情勢の変化によりグローバル化が進む中、本市には多くの外国人住民が定住していることから、本市では、12言語に対応したタブレット端末や三者間電話等を活用した外国人生活相談窓口を設置し、相談体制の充実を図っています。また、市ホームページの外国語サイトや多言語版広報紙「かめやまニュース」等により、様々な情報提供を行うことで、外国人住民の暮らしにおける不安の解消に努めています。今後も、時代の変化に対応しながら外国人住民への情報発信や相談体制の充実を図るなど、多文化共生社会の実現に向けて相互理解を深めていく必要があります。

■在留外国人が総人口に占める割合の推移



(資料:法務省 在留外国人統計、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

施策の方向

①人権を尊重し合えるまちづくりの推進

- ◆あらゆる人権問題に総合的に取り組むため、差別を解消するための3つの法律への理解を深めるなど、市民一人ひとりの人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った施策推進を図ります。
- ◆人権意識を高めるため、地域や学校と連携し人権啓発に取り組むとともに、学校での教育活動や生涯学習の場を通じた人権教育を推進します。
- ◆多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて、法務局等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

②男女共同参画の推進

- ◆性別に関わらず、誰もが生き生きと輝く社会の実現を図るため、男女共同参画の意識啓発や情報発信等に努めるとともに、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画を図ります。
- ◆男女が心身ともに健やかに安心して暮らせるよう、セクシャル・ハラスメント、DV被害等に関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援を行います。
- ◆多様な性のあり方について理解を深めることができるよう、啓発等に取り組めます。

③多文化共生の推進

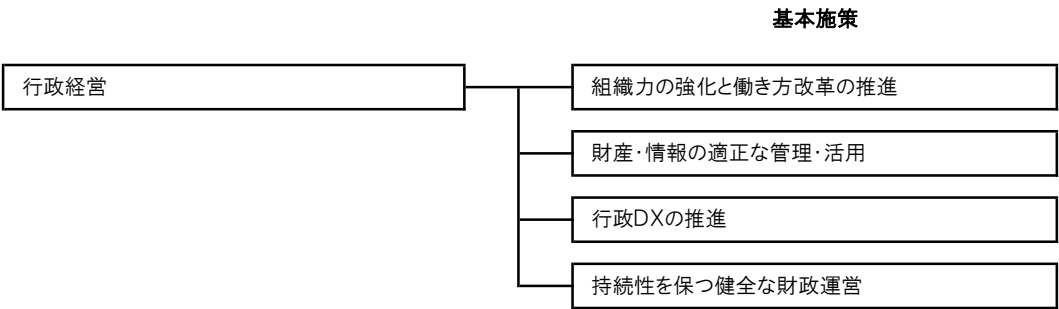
- ◆やさしい日本語の普及と多言語化による相談体制の充実を図るとともに、時代の変化に応じた情報発信を行い、外国人住民の暮らしの不安解消に努めます。
- ◆多文化共生に向けた相互理解を深めるため、市民活動団体と協働し、外国人住民等が日本語学習や日本の生活習慣、文化等を学ぶ機会を提供するとともに、国際交流団体の活動を支援します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
人権啓発イベント参加者数	106人 (令和3年度)	300人 (令和7年度)
審議会等における女性の登用率	33.5% (令和3年度末現在)	40.0% (令和7年度末現在)
日本語教室の年間延べ受講者数	63人 (令和3年度)	600人 (令和7年度)

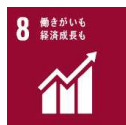
行政經營編

6. 行政経営



6. 行政経営

(1)組織力の強化と働き方改革の推進



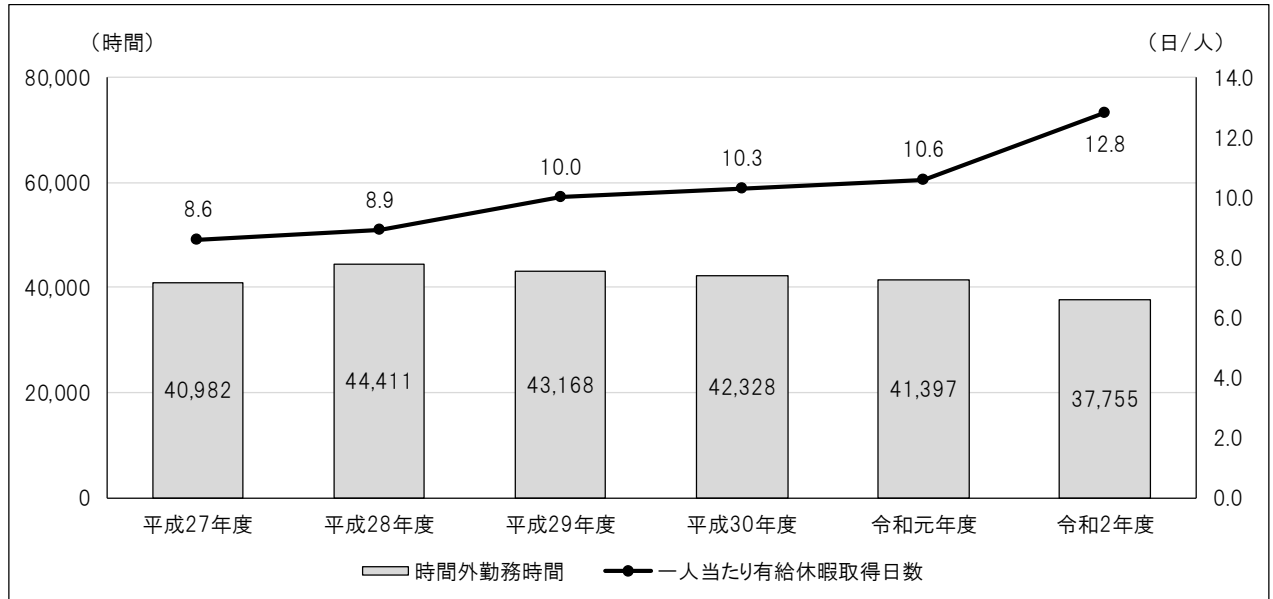
目指す姿

職員が、個々の能力を生かせる組織体制のもと、柔軟な働き方を実践しています。

現状と課題

- 本格的な人口減少時代を迎え全国的に地方創生の取り組みが進められる中、持続可能な自治体経営を行うためには、行政職員一人ひとりが高い倫理観と使命感を持ち、多様化する行政ニーズに的確に対応していくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ポストコロナ時代におけるニューノーマルに対応した働き方が求められています。一方で、一部業務における長時間労働の是正や従来の働き方を見直すなど、職員の心身の健康に配慮した職場環境づくりに取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図ることが求められています。
- 本市では、令和元年6月に亀山市職員コンプライアンス条例を制定し、職員の公務員倫理の保持、法令遵守を推進するための環境づくり及び体制整備を進めています。今後も透明でより市民に信頼される市政の確立に向け、職員のコンプライアンス意識の更なる醸成を図る必要があります。
- 本市では、前期基本計画に掲げた施策を着実に推進する体制を整備するとともに、職員のマネジメント能力の育成・強化を目的として組織・機構の再編を行い、平成30年度(2018年度)から、それまでの二層管理体制から三層管理体制へ移行しました。令和4年度(2022年度)からは、後期基本計画を着実に推進するため、多様化の進む行政ニーズに的確に対応できる体制を構築するとともに、緊急課題に対応するためのタスクフォースを設置するなど、フレキシブルな組織運営を行います。
- 本市では、亀山市人材育成基本方針に掲げる職員像の実現に向け、職員の階層別研修等を計画的に実施し職員の資質・能力の向上に努めています。今後は、行政ニーズの多様化やDXの急速な進展等に的確に対応するため、時代に対応した職員の能力向上と人材育成を図るとともに、公正・公平な人事評価制度の運用に努める必要があります。
- 平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行され、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す取り組みが進められている中で、本市では、急速に進展するデジタル技術を活用した業務の効率化や、テレワーク等を活用した柔軟な働き方への取り組み等、市役所が率先して働き方改革を推進するとともに、職員が安全に安心して働くことができるよう、職場環境の安全・衛生管理に努める必要があります。
- 本市では、様々な分野における行政需要の多様化・高度化に対応するため、会計年度任用職員を活用し、正規職員の数を増やすことなく、業務を効率的かつ適正に進めています。一方で、全職員に占める会計年度任用職員の割合は高くなっています。持続可能な行政経営を行うため、今後も、令和2年2月に策定した第4次定員適正化計画に基づき適正な定員管理に努め、真に正規職員が必要な場合には正規職員を配置するなど、業務内容や専門性に応じた職員配置を行う必要があります。

■ 職員の時間外勤務、有給休暇の取得状況



（資料：総務課）

施策の方向

①地方創生を推進する職員の能力の向上と人材育成の強化

- ◆職員が時代に即した能力を身に付けられるよう、また各職務階層に必要とされる能力を身に付けることができるよう長期的な視点を持った計画的な研修や人事交流等を通じて、人材育成に取り組みます。
- ◆透明で市民の信頼と期待に応えられる市政を確立するため、市民サービスの向上という明確な目的を持ち、職員コンプライアンスや常にコスト意識を持った職務遂行に努めます。

②行政課題に的確に対応する組織体制とマネジメント機能の強化

- ◆デジタル変革への対応等、重要施策を確実に推進するための機動チーム(タスクフォース)を設置するなど、多様化する行政ニーズや緊急課題に対しの確かつ迅速に対応できる組織・機構を構築します。
- ◆効果的・効率的な行政経営を進めるため、行政経営の重点方針等、短期的なマネジメント方針による目的の明確化を図ります。
- ◆職員が能力を最大限発揮できるよう、モチベーションを向上させるための人事評価制度を構築します。
- ◆適正な定員管理と人材活用を図るため、勤務実態に応じた適切な人員配置を行うとともに、正規職員と非正規職員のバランスの適正化を図ります。

③市役所働き方改革の推進

- ◆男性職員の育児休業等の取得促進に取り組むとともに、育児や病気等からスムーズに職場へ復帰できるよう支援体制の充実を図るなど、職員が安心して働き続けることができる環境づくりを進めます。
- ◆テレワーク、オンライン会議、勤務時間の弾力化制度の活用等により、ニューノーマルに対応した柔軟な働き方を推進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ◆職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりを進めます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
人事評価制度における実績評価の評価点合計(管理職平均)	77.92点 (令和2年度)	85.00点 (令和7年度)
一人当たり有給休暇取得日数	12.8日 (令和2年度)	15.0日 (令和7年度)
男性職員の育児休業取得割合	11.1% (令和2年度)	20.0% (令和7年度)

(2)財産・情報の適正な管理・活用



目指す姿

市の財産と情報が適切に管理されています。

現状と課題

- 市では、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を活用した各種証明書のコンビニ交付を開始するなど、マイナンバーカードを活用した市民の利便性の向上や行政の効率化等を推進していますが、一方で、適切な個人情報の管理運用の徹底が求められています。また、本市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、市民生活や地域の経済社会活動を保護するため高度化するサイバー攻撃等への対策の強化が必要です。今後も、本市が保有する情報を守るため、職員の意識を高めるとともに、セキュリティ対策を強化するなど、行政情報を適切に管理していく必要があります。また、紙媒体で管理している多くの公文書についても、保存方法を検討するなど適切な管理が必要です。
- 地方公共団体は、全国的に厳しい財政状況が続く中、人口減少や高齢化の進行に伴い公共施設等の利用ニーズの変化が予想されるとともに、保育所、幼稚園、小中学校については、多くの施設で老朽化が進んでいます。本市においても市が保有する公共施設を資産として捉え、亀山市公共施設等総合管理計画に基づき施設の統廃合等に取り組むほか、新地方公会計制度で作成した貸借対照表や行政コスト計算書等の財務書類4表を活用し、資産全体の効用を最大化するための総合的かつ戦略的なマネジメントを行うなど、効率的な施設管理に取り組む必要があります。また、用途廃止を行った行政財産を適切に管理するため、今後の活用等について検討を行う必要があります。
- 本市では、建設から60年以上経過している市庁舎について、災害時における防災拠点としての在り方等を考慮し新庁舎整備に向けた取り組みを進めており、新庁舎整備の指針となる基本的な考え方を示す亀山市新庁舎整備基本計画の策定に取り組んでいます。新庁舎の整備については、都市機能や防災機能のほか、今後の行政サービスの在り方やDXの進展等を踏まえつつ、環境に配慮したものとするため、次代にふさわしい庁舎の整備に向けた検討を行うほか、新庁舎整備に向けた財源確保を図る必要があります。

■ 公共財産の状況(令和2年度末)

(単位: m²)

区分		合計				行政財産				普通財産			
		土地	建物			土地	建物			土地	建物		
			木造	非木造	合計		木造	非木造	合計		木造	非木造	合計
本庁舎		7,726	194	5,793	5,987	7,726	194	5,793	5,987	0	0	0	0
その他の 行政機関	消防施設	20,701	744	4,950	5,694	20,701	744	4,950	5,694	0	0	0	0
	その他の施設	154,367	335	21,099	21,434	154,367	335	21,099	21,434	0	0	0	0
	小計	175,068	1,079	26,049	27,128	175,068	1,079	26,049	27,128	0	0	0	0
公共用 財産	学校	300,687	3,847	75,416	79,263	300,687	3,847	75,416	79,263	0	0	0	0
	公営住宅	92,953	216	17,157	17,373	92,953	216	17,157	17,373	0	0	0	0
	公園	666,834	152	306	458	666,834	152	306	458	0	0	0	0
	その他の施設	1,060,978	10,832	45,057	55,889	1,060,978	10,832	45,057	55,889	0	0	0	0
	小計	2,121,452	15,047	137,936	152,983	2,121,452	15,047	137,936	152,983	0	0	0	0
宅地		55,487	0	0	0	0	0	0	0	55,487	0	0	0
山林		883,240	0	0	0	0	0	0	0	883,240	0	0	0
原野		35,469	0	0	0	0	0	0	0	35,469	0	0	0
雑種地		33,424	0	0	0	0	0	0	0	33,424	0	0	0
その他		6,149	319	5,871	6,190	0	0	0	0	6,149	319	5,871	6,190
合計		3,318,015	16,639	175,649	192,288	2,304,246	16,320	169,778	186,098	1,013,769	319	5,871	6,190

(資料:財務課)

施策の方向

①行政情報の適切な管理

- ◆市政に関する情報を市民にわかりやすく伝え、透明性の高い行政運営を推進します。
- ◆職員の情報セキュリティ意識を高め、特定個人情報をはじめとしたあらゆる行政情報を適切に管理するとともに、不正なアクセス等による情報の改ざんや漏えい等が行われないよう、情報セキュリティ対策を強化します。
- ◆公文書取扱いの段階に応じた適正な運用を図るとともに、デジタル技術を活用した公文書保存の最適化を進めます。

②公有財産の効率的・効果的な活用

- ◆公共施設等を適切に管理するため、施設の利用ニーズの変化等を見極めながら、施設の統廃合や複合化、長寿命化対策等を計画的に進めます。
- ◆ライフサイクルコストを踏まえた施設整備や民間活力を活用した多様な運営手法等の検討により、長期的な整備効果を見据えた計画的な施設整備を行います。
- ◆公有財産の適切な管理を図るため、現図書館施設や市営住宅の用途廃止後の有効活用等について検討を進めます。

③新庁舎整備の推進

- ◆行政サービスの提供や防災等行政の中心拠点となる新庁舎の整備に向けて、都市機能・防災のほか、ポストコロナ時代における行政サービスの在り方等も見据えながら、多面的な検討を行い、次代にふさわしい庁舎の規模や機能の決定等を行うとともに、整備に向けた財源確保に努めます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
不正アクセスによる情報の改ざんや流出等があった回数	0回 (令和2年度)	0回 (令和7年度)
施設の統廃合・複合化を決定した公共施設数(累計)	2施設 (令和2年度末現在)	6施設 (令和7年度末現在)

(3)行政DXの推進



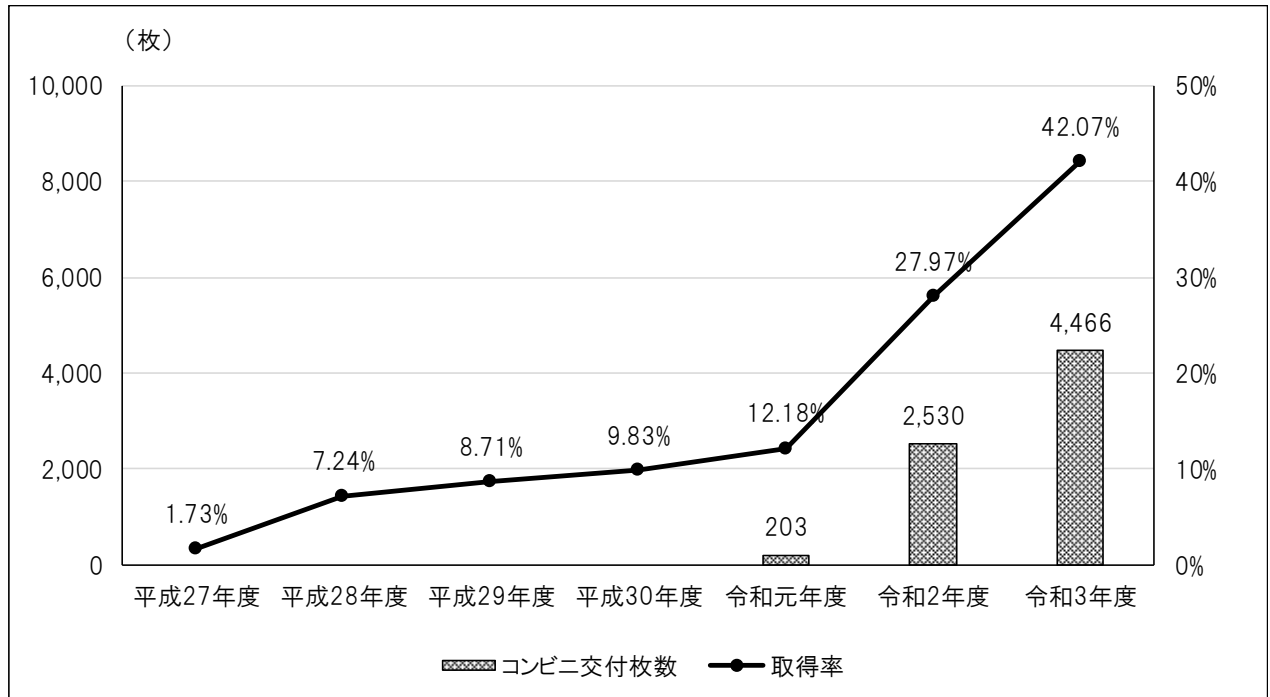
目指す姿

市民が、デジタル技術の活用により、利便性の高い行政サービスを受けることができます。

現状と課題

- デジタル技術が加速度的に進展し、日々の暮らしの利便性が向上する一方で、少子高齢化に伴う労働人口の減少が進む中、行政に対するニーズはますます多様化、複雑化していくことが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで対面で行ってきた日常生活や行政手続き、経済活動のオンライン化を進めていく必要が生じています。このような劇的な変化に対応していくため、社会全体のDXが進められており、国においては、令和3年9月にデジタル庁が創設されるなど、その動きは加速しています。地方公共団体においても、DXの推進による行政サービスのより一層の質の向上と業務の効率化が求められており、本市では、マイナンバーカードの更なる普及とマイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化等、行政サービスのデジタル化を推進し利便性を向上させるほか、デジタル技術を積極的に活用した業務効率化を進め、スマート自治体への転換を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言下等における外出自粛等が求められた結果、在宅勤務等、新たな働き方が定着しつつあります。こうした状況下において、行政においても、ポストコロナ時代のニューノーマルにおける業務効率の向上と、仕事と生活の調和を実現するための新たな働き方の一つとして、さらには、感染症の拡大時、災害発生時等の業務継続性を確保するため、テレワークの一層の推進に取り組む必要があります。
- 本市におけるDXを推進するために必要な、高度かつ専門的な知見を持った上で、行政の実務に即したデジタル技術の導入の判断や助言を行うことができる人材を確保するとともに、職員が自らデジタル技術を活用して課題解決できるよう、広く職員のデジタルリテラシーを向上させる必要があります。
- 本市では、DXを進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、利用者の年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰もがデジタル化によるメリットを享受できる環境の整備に取り組む必要があります。
- 公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの充実、行政の透明性の向上とともに、事業者における創意工夫を生かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供や官民協働での諸課題の解決等、社会全体の生産性向上に資することが期待されることから、本市ではオープンデータ化の取り組みを推進しています。今後、DXを進める中で、その恩恵をもたらすものとして不可欠な取り組みであることから、オープンデータ・バイ・デザインの考え方にに基づき、公共データの公開と活用を進める必要があります。

■マイナンバーカードの取得率、コンビニエンスストアでの各種証明書交付実績の推移



(資料:市民課)

施策の方向

①行政DXの推進基盤の整備

- ◆行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、情報システムの標準化・共通化を進めます。
- ◆行政サービスの質の向上を図るため、AI・RPA等デジタル技術を活用した業務の効率化に努め、人的資源を注力すべき業務に振り向けます。
- ◆感染症の拡大時や災害発生時等の業務継続性の確保と職員の多様な働き方の実現に向け、テレワーク等のデジタル技術を活用した働き方を促進します。
- ◆行政におけるDXを着実に推進していくため、外部登用も含めデジタル人材の育成・確保に努めます。

②行政DXによる市民サービスの向上

- ◆誰もがデジタル化によるメリットを享受できるよう、デジタル機器の扱いに不慣れな方への支援等デジタル・デバйдの是正につながる取り組みを進めます。
- ◆マイナンバーカードの更なる普及促進を図るため、申請・交付機会の拡大に取り組むとともに、取得者へのインセンティブ検討等を行うなど、取得率の向上に努めます。
- ◆市民の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを活用した行政手続きの更なるオンライン化に取り組めます。
- ◆市民や地域、事業者が、新たな事業創造や課題解決ができるよう、活用可能な行政情報のオープンデータ化を拡充します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
AI・RPAの導入件数	7件 (令和2年度末現在)	20件 (令和7年度末現在)
マイナンバーカード取得率	27.97% (令和2年度末現在)	90.00% (令和7年度末現在)

6. 行政経営

(4)持続性を保つ健全な財政運営



目指す姿

市の財政状況が、健全な運営により持続性を保ち続けています。

現状と課題

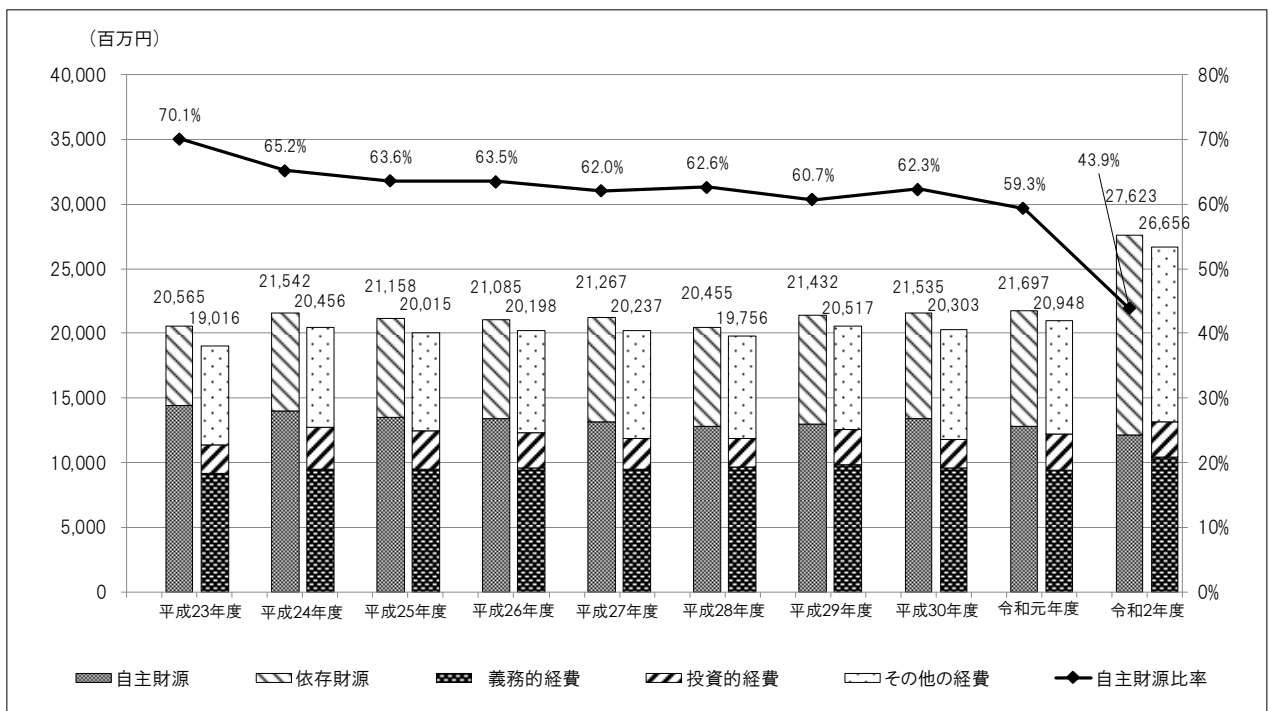
- 本市では、税制改正による法人市民税の減収等、歳入の減収傾向が続いています。一方で、社会保障費や公共施設の更新費用の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が続く見込みです。こうした中で、行財政改革を着実に推進し、持続可能な行財政運営を図るとともに、地方公会計により市の財政状況を多面的に分析し、市民との情報共有を図ることが求められています。
- 市税の減収等により、一般財源不足が見込まれ、また、新型コロナウイルス感染症の影響等も危惧されています。こうした状況においても市民への負担を増加させることなく、現行の行政サービスの水準を維持するため、保有する基金の有効活用を図る必要があります。
- 本市では、市税収入が減収傾向にある中、安定的に財源を確保するため、企業立地の促進や市税等の適切な賦課徴収を図るとともに、資金運用や未利用財産の活用のほか、ふるさと納税制度の積極的な活用等、市税以外での財源確保に努める必要があります。また、限られた財源を有効に活用するため、PDCAサイクルによる事務事業評価や事業再編により各事業の実施効果を高めるなど、選択と集中による施策推進を図る必要があります。
- 厳しい財政状況が続く中、令和4年4月から農業集落排水事業を企業会計へ移行するとともに、公共下水道事業会計と一本化したほか、病院事業においては、地方公営企業法の規定の全部適用によるメリットを生かした機動的かつ柔軟な経営を図るなど、更なる経営体制の強化を図っています。今後も、公営企業や外郭団体については、業務の効率化によるコストの削減や自主財源の確保を図り、一般会計からの繰出金や補助金等に依存することのない自立した経営を図る必要があります。
- 国からの権限移譲等については、市の自主性・自立性を高めるため、人的・財政的な側面を踏まえた上で、市民サービスに効果的なものを選別する必要があります。
- 鈴鹿亀山広域連合での介護保険制度等の取り組みや、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」、伊賀市・滋賀県甲賀市との「広域連携推進会議」等、さらには、その他の連携協定の締結により、県内外の自治体と様々な分野で広域的な連携を深めています。今後も、これらの連携基盤を生かしながら、広域的な行政課題の解決や地域振興、効率的・効果的な行政経営につながる広域連携を進めていく必要があります。

■主な財政指標等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財政力指数(3か年平均)	1.120	0.999	0.975	0.976	0.964	0.948	0.927	0.920	0.911	0.898
経常収支比率(%)	88.6	93.5	88.5	87.0	86.9	89.1	86.7	86.5	88.1	85.5
公債費負担比率(%)	14.8	14.2	15.9	14.5	13.9	14.6	14.0	14.0	12.2	12.0
基金残高(百万円)	9,936	8,889	9,165	9,053	8,659	8,446	7,993	7,511	7,415	7,067
財政調整基金(百万円)	4,539	3,957	4,474	4,452	4,269	4,000	3,504	2,975	2,809	2,384
市債残高(百万円)	18,410	18,129	17,629	17,375	17,015	16,420	16,285	15,939	15,659	15,771

(資料:財務課)

■歳入・歳出決算の推移



(資料:財務課)

施策の方向

①多様な手法による安定した財源の確保

- ◆固定資産税等の課税対象を適正に評価するとともに、収納率の更なる向上を図るなど、公平・公正な市税の賦課徴収を行います。また、税外債権の効果的な収納に努めます。
- ◆施設の統廃合等により利用されなくなる公共施設や公的利用の見込めない資産について、民間等への貸し付けや売却を進めます。
- ◆企業立地の促進や亀山ブランドと連動したふるさと納税の取り組みを推進するとともに、企業版ふるさと納税制度の活用を図ります。

②財源の有効活用

- ◆持続可能な財政運営を進めるため、経済状況や市政推進の方向性を踏まえながら、中長期的な見通しを持った財政運営に努めます。
- ◆効率的な予算配分による効果的な施策推進を図るため、PDCAサイクルによる行政評価システムの改善を行い、事務事業の費用対効果やアカウンタビリティ等の向上を図るとともに、事務事業のスクラップアンドビルドや民間活力の活用の検討を進めます。
- ◆財政状況を多面的に分析できるよう、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の活用も含めて、市の財政状況を分かりやすく開示し、市民との情報共有を行います。
- ◆新庁舎整備等の大規模事業の実施に備えた計画的な財源確保に努めるとともに、基金の有効活用を図ります。

③企業会計及び外郭団体の自立した経営の推進

- ◆地方公営企業については、独立採算制の原則の下、健全な経営を図ります。
- ◆外郭団体については、財政的支援の在り方を見直すなど、自立した経営を促進します。

④地方分権と広域連携の推進

- ◆市の自主性・自立性を高め、市民サービス向上につなげるため、国からの関連情報を把握し、権限移譲等に的確に対応します。
- ◆共通する地域課題の解決や効率的・効果的な行政経営を図るため、市域を越えた広域的な連携を強化します。また、新たな広域連携方策について、研究を進めます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
市税の収納率(現年課税分)	97.97% (令和2年度)	99.20% (令和7年度)
住民一人当たり行政コスト	534千円 (令和2年度)	530千円 (令和7年度)
将来負担比率	－%(指標なし) (令和2年度)	－%(指標なし) (令和7年度)
資金不足比率が発生した会計数	0会計 (令和2年度)	0会計 (令和7年度)